

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和2年2月修正)	改正後(令和3年2月修正)	改正理由								
1 1 1 2 14 14	<p style="text-align: center;">第1編 総則</p> <p style="text-align: center;">第1章 計画の目的</p> <p>第2節 計画の性格 (略)</p> <p>4 <u>愛知県地域強靱化計画との関係</u> 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法第13条において、<u>県</u>が策定する国土強靱化地域計画は、国土強靱化に係る当該都道府県の計画等の指針となるべきものとされている。 このため、この計画の国土強靱化に関する部分は、<u>愛知県地域強靱化計画</u>を指針とし、同計画の基本目標である次の事項を踏まえるものとする。</p> <p>ア <u>県民の生命を最大限守る</u> イ <u>地域及び社会の重要な機能を維持する</u> ウ <u>県民の財産及び公共施設、愛知県を始め中部圏全体の産業・経済活動に係る被害をできる限り軽減する</u> エ <u>迅速な復旧復興を可能とする</u></p> <p style="text-align: center;">第5章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第2節 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1 市</p> <table border="1" data-bbox="403 1556 1397 1852"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>碧南市</td> <td>(1) 災害予防 (略) (追加) (2) 災害応急対策 ア 災害予警報を始めとする地震に関する情報(東海地震に関する警戒宣言、東海地震に関連する情報等を含む。)の収集伝達を行う。 イ 災害による被害状況の調査及び報告を行う。</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内 容	碧南市	(1) 災害予防 (略) (追加) (2) 災害応急対策 ア 災害予警報を始めとする地震に関する情報(東海地震に関する警戒宣言、東海地震に関連する情報等を含む。)の収集伝達を行う。 イ 災害による被害状況の調査及び報告を行う。	<p style="text-align: center;">第1編 総則</p> <p style="text-align: center;">第1章 計画の目的</p> <p>第2節 計画の性格 (略)</p> <p>4 <u>碧南市国土強靱化地域計画との関係</u> 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法第13条において、<u>市</u>が策定する国土強靱化地域計画は、国土強靱化に係る当該市町村の計画等の指針となるべきものとされている。 このため、この計画の国土強靱化に関する部分は、<u>碧南市国土強靱化地域計画</u>を指針とし、同計画の基本目標である次の事項を踏まえるものとする。</p> <p>ア <u>人命の保護</u>を最大限守る イ <u>地域及び社会の重要な機能を維持する</u> ウ <u>市民の財産、公共施設及び産業・経済活動に係る被害をできる限り軽減する</u> エ <u>迅速な復旧復興を可能とする</u></p> <p style="text-align: center;">第5章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第2節 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1 市</p> <table border="1" data-bbox="1489 1556 2484 1852"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>碧南市</td> <td>(1) 災害予防 (略) <u>カ 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。</u> (2) 災害応急対策 ア 災害予警報を始めとする地震に関する情報(東海地震に関する警戒宣言、東海地震に関連する情報、<u>南海トラフ地震に関連する情報</u>等を含む。)の収集伝達を行う。 イ 災害による被害状況の調査及び報告を行う。</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内 容	碧南市	(1) 災害予防 (略) <u>カ 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。</u> (2) 災害応急対策 ア 災害予警報を始めとする地震に関する情報(東海地震に関する警戒宣言、東海地震に関連する情報、 <u>南海トラフ地震に関連する情報</u> 等を含む。)の収集伝達を行う。 イ 災害による被害状況の調査及び報告を行う。	<p>2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)</p> <p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 (南海トラフ地震に関連する情報等の運用開始に伴う修正)</p>
機関名	内 容										
碧南市	(1) 災害予防 (略) (追加) (2) 災害応急対策 ア 災害予警報を始めとする地震に関する情報(東海地震に関する警戒宣言、東海地震に関連する情報等を含む。)の収集伝達を行う。 イ 災害による被害状況の調査及び報告を行う。										
機関名	内 容										
碧南市	(1) 災害予防 (略) <u>カ 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。</u> (2) 災害応急対策 ア 災害予警報を始めとする地震に関する情報(東海地震に関する警戒宣言、東海地震に関連する情報、 <u>南海トラフ地震に関連する情報</u> 等を含む。)の収集伝達を行う。 イ 災害による被害状況の調査及び報告を行う。										

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和2年2月修正)	改正後(令和3年2月修正)	改正理由																
14	<p>ウ 災害広報(東海地震に関する警戒宣言、地震予知情報等を含む。)を行う。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 東海地震に関する事前対策 東海地震注意情報が発表された段階から、応急復旧に必要な人員・資機材の確認を行う。</p>	<p>ウ 災害広報(東海地震に関する警戒宣言、地震予知情報、<u>南海トラフ地震に関連する情報(巨大地震警戒・巨大地震注意)</u>等を含む。)を行う。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 東海地震に関する事前対策 東海地震注意情報<u>又は南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒・巨大地震注意)</u>が発表された段階から、応急復旧に必要な人員・資機材の確認を行う。</p>	<p>2. 碧南市各部署における活動の反映等</p>																
15	<p>2 県</p> <table border="1" data-bbox="409 625 1397 1081"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">愛知県</td> <td>(1) 災害予警報を始めとする災害に関する情報(東海地震に関する警戒宣言、東海地震に関連する情報等を含む。)の収集伝達を行う。</td> </tr> <tr> <td>(2) 災害広報(東海地震に関する警戒宣言、東海地震に関連する情報等を含む。)を行う。</td> </tr> <tr> <td>(24) 市町村の実施する被災建築物・宅地の危険度判定等に対する支援・調整を行う。 また、応急仮設住宅の<u>建設</u>を行う。</td> </tr> <tr> <td>(26) 東海地震注意情報が発表された段階から、公共土木施設を巡視・点検し、応急復旧に必要な人員・資機材の確認を行う。</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内 容	愛知県	(1) 災害予警報を始めとする災害に関する情報(東海地震に関する警戒宣言、東海地震に関連する情報等を含む。)の収集伝達を行う。	(2) 災害広報(東海地震に関する警戒宣言、東海地震に関連する情報等を含む。)を行う。	(24) 市町村の実施する被災建築物・宅地の危険度判定等に対する支援・調整を行う。 また、応急仮設住宅の <u>建設</u> を行う。	(26) 東海地震注意情報が発表された段階から、公共土木施設を巡視・点検し、応急復旧に必要な人員・資機材の確認を行う。	<p>2 県</p> <table border="1" data-bbox="1498 625 2487 1081"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">愛知県</td> <td>(1) 災害予警報を始めとする災害に関する情報(東海地震に関する警戒宣言、東海地震に関連する情報、<u>南海トラフ地震に関連する情報</u>等を含む。)の収集伝達を行う。</td> </tr> <tr> <td>(2) 災害広報(東海地震に関する警戒宣言、東海地震に関連する情報、<u>南海トラフ地震に関連する情報</u>等を含む。)を行う。</td> </tr> <tr> <td>(24) 市町村の実施する被災建築物・宅地の危険度判定等に対する支援・調整を行う。 また、応急仮設住宅の<u>設置</u>を行う。</td> </tr> <tr> <td>(26) 東海地震注意情報<u>又は南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒・巨大地震注意)</u>が発表された段階から、公共土木施設を巡視・点検し、応急復旧に必要な人員・資機材の確認を行う。</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内 容	愛知県	(1) 災害予警報を始めとする災害に関する情報(東海地震に関する警戒宣言、東海地震に関連する情報、 <u>南海トラフ地震に関連する情報</u> 等を含む。)の収集伝達を行う。	(2) 災害広報(東海地震に関する警戒宣言、東海地震に関連する情報、 <u>南海トラフ地震に関連する情報</u> 等を含む。)を行う。	(24) 市町村の実施する被災建築物・宅地の危険度判定等に対する支援・調整を行う。 また、応急仮設住宅の <u>設置</u> を行う。	(26) 東海地震注意情報 <u>又は南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒・巨大地震注意)</u> が発表された段階から、公共土木施設を巡視・点検し、応急復旧に必要な人員・資機材の確認を行う。	<p>(表記の整理)</p> <p>(南海トラフ地震に関連する情報等の運用開始に伴う修正)</p>		
機関名	内 容																		
愛知県	(1) 災害予警報を始めとする災害に関する情報(東海地震に関する警戒宣言、東海地震に関連する情報等を含む。)の収集伝達を行う。																		
	(2) 災害広報(東海地震に関する警戒宣言、東海地震に関連する情報等を含む。)を行う。																		
	(24) 市町村の実施する被災建築物・宅地の危険度判定等に対する支援・調整を行う。 また、応急仮設住宅の <u>建設</u> を行う。																		
	(26) 東海地震注意情報が発表された段階から、公共土木施設を巡視・点検し、応急復旧に必要な人員・資機材の確認を行う。																		
機関名	内 容																		
愛知県	(1) 災害予警報を始めとする災害に関する情報(東海地震に関する警戒宣言、東海地震に関連する情報、 <u>南海トラフ地震に関連する情報</u> 等を含む。)の収集伝達を行う。																		
	(2) 災害広報(東海地震に関する警戒宣言、東海地震に関連する情報、 <u>南海トラフ地震に関連する情報</u> 等を含む。)を行う。																		
	(24) 市町村の実施する被災建築物・宅地の危険度判定等に対する支援・調整を行う。 また、応急仮設住宅の <u>設置</u> を行う。																		
	(26) 東海地震注意情報 <u>又は南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒・巨大地震注意)</u> が発表された段階から、公共土木施設を巡視・点検し、応急復旧に必要な人員・資機材の確認を行う。																		
16	<p>愛知県警察</p> <p>(略)</p> <p>(4) 被害実態の早期把握と情報(東海地震に関する警戒宣言、東海地震に関連する情報等を含む。)の伝達を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>愛知県警察</p> <p>(略)</p> <p>(4) 被害実態の早期把握と情報(東海地震に関する警戒宣言、東海地震に関連する情報、<u>南海トラフ地震に関連する情報</u>等を含む。)の伝達を行う。</p> <p>(略)</p>																	
17	<p>3 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="409 1297 1397 1843"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東海財務局</td> <td>(略) <u>(追加)</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>名古屋地方気象台</td> <td>(1) 愛知県や市町村、その他防災関係機関と連携し、緊急地震速報の特性や住民や施設管理者等が緊急地震速報を受信したときの適切な対応行動等、緊急地震速報についての普及・啓発に努める。 (2) 愛知県及び市町村が実施する防災訓練において、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど地震発生時の対応行動の習熟が図れるよう支援する。 (3) 愛知県や市町村、その他防災関係機関と連携し、地震情報等の解説に努めるとともに、報道機関等の協力を得て、国民に迅速かつ正確な情報を伝達する。 (4) 都道府県や市町村、その他防災関係機関と連携し、津波防災について普及・啓発を図る。 (5) 市町村が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関して、技術的な支援・助言を行う。</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内 容	東海財務局	(略) <u>(追加)</u>	(略)	(略)	名古屋地方気象台	(1) 愛知県や市町村、その他防災関係機関と連携し、緊急地震速報の特性や住民や施設管理者等が緊急地震速報を受信したときの適切な対応行動等、緊急地震速報についての普及・啓発に努める。 (2) 愛知県及び市町村が実施する防災訓練において、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど地震発生時の対応行動の習熟が図れるよう支援する。 (3) 愛知県や市町村、その他防災関係機関と連携し、地震情報等の解説に努めるとともに、報道機関等の協力を得て、国民に迅速かつ正確な情報を伝達する。 (4) 都道府県や市町村、その他防災関係機関と連携し、津波防災について普及・啓発を図る。 (5) 市町村が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関して、技術的な支援・助言を行う。	<p>3 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="1498 1297 2487 1843"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東海財務局</td> <td>(略) <u>(7) 上記(1)～(6)の措置等を適切に行うため、必要に応じ情報連絡員(リエゾン)を派遣する。</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>名古屋地方気象台</td> <td><u>(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う。</u> <u>(2) 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。)及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う。</u> <u>(3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。</u> <u>(4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。</u> <u>(5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。</u></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内 容	東海財務局	(略) <u>(7) 上記(1)～(6)の措置等を適切に行うため、必要に応じ情報連絡員(リエゾン)を派遣する。</u>	(略)	(略)	名古屋地方気象台	<u>(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う。</u> <u>(2) 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。)及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う。</u> <u>(3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。</u> <u>(4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。</u> <u>(5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。</u>	<p>(対策の追加及び業務内容の変更に伴う修正)</p> <p>((独)都市再生機構の指定公共機関への指定に伴う修正)</p>
機関名	内 容																		
東海財務局	(略) <u>(追加)</u>																		
(略)	(略)																		
名古屋地方気象台	(1) 愛知県や市町村、その他防災関係機関と連携し、緊急地震速報の特性や住民や施設管理者等が緊急地震速報を受信したときの適切な対応行動等、緊急地震速報についての普及・啓発に努める。 (2) 愛知県及び市町村が実施する防災訓練において、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど地震発生時の対応行動の習熟が図れるよう支援する。 (3) 愛知県や市町村、その他防災関係機関と連携し、地震情報等の解説に努めるとともに、報道機関等の協力を得て、国民に迅速かつ正確な情報を伝達する。 (4) 都道府県や市町村、その他防災関係機関と連携し、津波防災について普及・啓発を図る。 (5) 市町村が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関して、技術的な支援・助言を行う。																		
機関名	内 容																		
東海財務局	(略) <u>(7) 上記(1)～(6)の措置等を適切に行うため、必要に応じ情報連絡員(リエゾン)を派遣する。</u>																		
(略)	(略)																		
名古屋地方気象台	<u>(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う。</u> <u>(2) 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。)及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う。</u> <u>(3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。</u> <u>(4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。</u> <u>(5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。</u>																		

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和2年2月修正)	改正後(令和3年2月修正)	改正理由																				
20	<p>(略) (略)</p> <p>(略)</p> <p>6 指定公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(追加)</td> <td>(追加)</td> </tr> <tr> <td>日本銀行</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>日本赤十字社</td> <td>(1) 東海地震注意情報の発表に伴い、救護班要員の確保、医療救護班の派遣準備を行うとともに、医療器材、医薬品、血液製剤の現有数の確認、救護資材の整備点検等を行う。 (追加) (2) 医療、助産、<u>遺体</u>の処理(一時保存を除く。)の業務を行う。 (3) (略) (4) (略) (5) 義援金等の受付及び配分を行う。なお、配分については地方公共団体その他関係団体と配分委員会を組織して義援金の迅速公正な配分に努める。</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内 容	(略)	(略)	(追加)	(追加)	日本銀行	(略)	日本赤十字社	(1) 東海地震注意情報の発表に伴い、救護班要員の確保、医療救護班の派遣準備を行うとともに、医療器材、医薬品、血液製剤の現有数の確認、救護資材の整備点検等を行う。 (追加) (2) 医療、助産、 <u>遺体</u> の処理(一時保存を除く。)の業務を行う。 (3) (略) (4) (略) (5) 義援金等の受付及び配分を行う。なお、配分については地方公共団体その他関係団体と配分委員会を組織して義援金の迅速公正な配分に努める。	<p>(略) (略)</p> <p>(略)</p> <p>6 指定公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>独立行政法人都市再生機構</u></td> <td><u>(1) 関係機関からの情報収集や密接な連携を図る。</u> <u>(2) 国等からの要請・依頼に応じて、危険度判定士や応急仮設住宅建設要員の派遣等を迅速に行うとともに、賃貸型応急住宅としてのUR賃貸住宅の貸与や応急仮設住宅の建設用地の提供を行う。</u></td> </tr> <tr> <td>日本銀行</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>日本赤十字社</td> <td>(1) <u>南海トラフ地震に関連する情報</u>の発表に伴い、救護班要員の確保、医療救護班の派遣準備を行うとともに、医療器材、医薬品、血液製剤の現有数の確認、救護資材の整備点検等を行う。 (2) <u>避難所の設置に係る支援を行う。</u> (3) 医療、助産、<u>死体</u>の処理(一時保存を除く。)の業務を行う。 (4) (略) (5) (略) (6) 義援金等の受付及び配分を行う。 <u>なお、配分については地方公共団体その他関係団体と配分委員会を組織して義援金の迅速公正な配分に努める。</u></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内 容	(略)	(略)	<u>独立行政法人都市再生機構</u>	<u>(1) 関係機関からの情報収集や密接な連携を図る。</u> <u>(2) 国等からの要請・依頼に応じて、危険度判定士や応急仮設住宅建設要員の派遣等を迅速に行うとともに、賃貸型応急住宅としてのUR賃貸住宅の貸与や応急仮設住宅の建設用地の提供を行う。</u>	日本銀行	(略)	日本赤十字社	(1) <u>南海トラフ地震に関連する情報</u> の発表に伴い、救護班要員の確保、医療救護班の派遣準備を行うとともに、医療器材、医薬品、血液製剤の現有数の確認、救護資材の整備点検等を行う。 (2) <u>避難所の設置に係る支援を行う。</u> (3) 医療、助産、 <u>死体</u> の処理(一時保存を除く。)の業務を行う。 (4) (略) (5) (略) (6) 義援金等の受付及び配分を行う。 <u>なお、配分については地方公共団体その他関係団体と配分委員会を組織して義援金の迅速公正な配分に努める。</u>	<p>(南海トラフ地震に関連する情報の運用開始に伴う修正及び災害救助法に基づく救助に係る日本赤十字社への委託事項の範囲が拡大されたことに伴う修正)</p>
機関名	内 容																						
(略)	(略)																						
(追加)	(追加)																						
日本銀行	(略)																						
日本赤十字社	(1) 東海地震注意情報の発表に伴い、救護班要員の確保、医療救護班の派遣準備を行うとともに、医療器材、医薬品、血液製剤の現有数の確認、救護資材の整備点検等を行う。 (追加) (2) 医療、助産、 <u>遺体</u> の処理(一時保存を除く。)の業務を行う。 (3) (略) (4) (略) (5) 義援金等の受付及び配分を行う。なお、配分については地方公共団体その他関係団体と配分委員会を組織して義援金の迅速公正な配分に努める。																						
機関名	内 容																						
(略)	(略)																						
<u>独立行政法人都市再生機構</u>	<u>(1) 関係機関からの情報収集や密接な連携を図る。</u> <u>(2) 国等からの要請・依頼に応じて、危険度判定士や応急仮設住宅建設要員の派遣等を迅速に行うとともに、賃貸型応急住宅としてのUR賃貸住宅の貸与や応急仮設住宅の建設用地の提供を行う。</u>																						
日本銀行	(略)																						
日本赤十字社	(1) <u>南海トラフ地震に関連する情報</u> の発表に伴い、救護班要員の確保、医療救護班の派遣準備を行うとともに、医療器材、医薬品、血液製剤の現有数の確認、救護資材の整備点検等を行う。 (2) <u>避難所の設置に係る支援を行う。</u> (3) 医療、助産、 <u>死体</u> の処理(一時保存を除く。)の業務を行う。 (4) (略) (5) (略) (6) 義援金等の受付及び配分を行う。 <u>なお、配分については地方公共団体その他関係団体と配分委員会を組織して義援金の迅速公正な配分に努める。</u>																						
21	<p>(略) (略)</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>中部電力株式会社、関西電力株式会社、電源開発株式会社</td> <td>(1) 電力設備の災害予防措置を講ずるとともに、東海地震注意情報が発表された場合、(追加)又は警戒宣言が発せられた場合には電力施設の応急安全措置等災害予防に必要な応急対策を実施する。 (略) (追加)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略) (略)</p> <p>(略)</p>	中部電力株式会社、関西電力株式会社、電源開発株式会社	(1) 電力設備の災害予防措置を講ずるとともに、東海地震注意情報が発表された場合、(追加)又は警戒宣言が発せられた場合には電力施設の応急安全措置等災害予防に必要な応急対策を実施する。 (略) (追加)	<p>(略) (略)</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>中部電力株式会社(※1)、株式会社JERA、関西電力株式会社(※2)、電源開発株式会社(※3)</td> <td>(1) 電力設備の災害予防措置を講ずるとともに、東海地震注意情報が発表された場合、<u>並びに南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発せられた場合</u>又は警戒宣言が発せられた場合には電力施設の応急安全措置等災害予防に必要な応急対策を実施する。 (略) <u>(※1) 中部電力パワーグリッド株式会社及び中部電力ミライズ株式会社を含む。(以降同じ。)</u> <u>(※2) 関西電力送配電株式会社を含む。(以降同じ。)</u> <u>(※3) 電源開発送変電ネットワーク株式会社を含む。(以降同じ。)</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(略) (略)</p> <p>(略)</p>	中部電力株式会社(※1)、株式会社JERA、関西電力株式会社(※2)、電源開発株式会社(※3)	(1) 電力設備の災害予防措置を講ずるとともに、東海地震注意情報が発表された場合、 <u>並びに南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発せられた場合</u> 又は警戒宣言が発せられた場合には電力施設の応急安全措置等災害予防に必要な応急対策を実施する。 (略) <u>(※1) 中部電力パワーグリッド株式会社及び中部電力ミライズ株式会社を含む。(以降同じ。)</u> <u>(※2) 関西電力送配電株式会社を含む。(以降同じ。)</u> <u>(※3) 電源開発送変電ネットワーク株式会社を含む。(以降同じ。)</u>	<p>2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)</p> <p>(南海トラフ地震臨時情報の運用開始に伴う修正)</p> <p>(中部電力(株)、関西電力(株)及び電源開発(株)の分社、(株)JERAの指定公共機関への指定に伴う修正)</p>																
中部電力株式会社、関西電力株式会社、電源開発株式会社	(1) 電力設備の災害予防措置を講ずるとともに、東海地震注意情報が発表された場合、(追加)又は警戒宣言が発せられた場合には電力施設の応急安全措置等災害予防に必要な応急対策を実施する。 (略) (追加)																						
中部電力株式会社(※1)、株式会社JERA、関西電力株式会社(※2)、電源開発株式会社(※3)	(1) 電力設備の災害予防措置を講ずるとともに、東海地震注意情報が発表された場合、 <u>並びに南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発せられた場合</u> 又は警戒宣言が発せられた場合には電力施設の応急安全措置等災害予防に必要な応急対策を実施する。 (略) <u>(※1) 中部電力パワーグリッド株式会社及び中部電力ミライズ株式会社を含む。(以降同じ。)</u> <u>(※2) 関西電力送配電株式会社を含む。(以降同じ。)</u> <u>(※3) 電源開発送変電ネットワーク株式会社を含む。(以降同じ。)</u>																						

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和2年2月修正)	改正後(令和3年2月修正)	改正理由																								
25	<p>第2編 災害予防</p>	<p>第2編 災害予防</p>																									
25	<p>第1章 防災協働社会の形成推進</p>	<p>第1章 防災協働社会の形成推進</p>																									
25	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="418 653 1380 1123"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機関名</th> <th>主 な 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 防災協働社会の形成推進</td> <td>(市) 防災課</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携</td> <td>(市) 防災課、地域協働課、学校教育課、高齢介護課、社会福祉協議会</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第3節 企業防災の促進</td> <td>(市) 防災課、商工課、土木港湾課、環境課、農業水産課</td> <td>(略) 2(1) 事業継続計画(BCP)の策定促進 2(2) 相談体制の整備</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機関名	主 な 措 置	第1節 防災協働社会の形成推進	(市) 防災課	(略)	第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携	(市) 防災課、地域協働課、学校教育課、高齢介護課、社会福祉協議会	(略)	第3節 企業防災の促進	(市) 防災課、商工課、土木港湾課、環境課、農業水産課	(略) 2(1) 事業継続計画(BCP)の策定促進 2(2) 相談体制の整備	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1504 653 2466 1123"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機関名</th> <th>主 な 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 防災協働社会の形成推進</td> <td>(市) <u>本部班(防災課)</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携</td> <td>(市) <u>本部班(防災課)</u>、<u>地域班(地域協働課)</u>、<u>社会福祉協議会</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第3節 企業防災の促進</td> <td>(市) <u>本部班(防災課)</u>、<u>供給班(商工課)</u>、<u>土木施設管理班(土木港湾課)</u>、<u>環境班(環境課)</u>、<u>農水班(農業水産課)</u></td> <td>(略) 2(1) 事業継続計画(BCP) <u>等</u>の策定促進 2(2) 相談体制 <u>等</u>の整備</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機関名	主 な 措 置	第1節 防災協働社会の形成推進	(市) <u>本部班(防災課)</u>	(略)	第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携	(市) <u>本部班(防災課)</u> 、 <u>地域班(地域協働課)</u> 、 <u>社会福祉協議会</u>	(略)	第3節 企業防災の促進	(市) <u>本部班(防災課)</u> 、 <u>供給班(商工課)</u> 、 <u>土木施設管理班(土木港湾課)</u> 、 <u>環境班(環境課)</u> 、 <u>農水班(農業水産課)</u>	(略) 2(1) 事業継続計画(BCP) <u>等</u> の策定促進 2(2) 相談体制 <u>等</u> の整備	<p>2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)</p>
区 分	機関名	主 な 措 置																									
第1節 防災協働社会の形成推進	(市) 防災課	(略)																									
第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携	(市) 防災課、地域協働課、学校教育課、高齢介護課、社会福祉協議会	(略)																									
第3節 企業防災の促進	(市) 防災課、商工課、土木港湾課、環境課、農業水産課	(略) 2(1) 事業継続計画(BCP)の策定促進 2(2) 相談体制の整備																									
区 分	機関名	主 な 措 置																									
第1節 防災協働社会の形成推進	(市) <u>本部班(防災課)</u>	(略)																									
第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携	(市) <u>本部班(防災課)</u> 、 <u>地域班(地域協働課)</u> 、 <u>社会福祉協議会</u>	(略)																									
第3節 企業防災の促進	(市) <u>本部班(防災課)</u> 、 <u>供給班(商工課)</u> 、 <u>土木施設管理班(土木港湾課)</u> 、 <u>環境班(環境課)</u> 、 <u>農水班(農業水産課)</u>	(略) 2(1) 事業継続計画(BCP) <u>等</u> の策定促進 2(2) 相談体制 <u>等</u> の整備																									
27	<p>第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携</p> <p>1 市における措置 (略)</p> <p>(2) 防災ボランティア活動の支援 (略)</p> <p>イ 防災ボランティア活動の環境整備 市は、社会福祉協議会、日本赤十字社等やボランティア団体との連携を図り、震災時においてボランティアの受入れ活動が円滑に行われるよう活動環境の整備を図る。</p>	<p>第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携</p> <p>1 市における措置 (略)</p> <p>(2) 防災ボランティア活動の支援 市は、社会福祉協議会、日本赤十字社 <u>及びNPO・ボランティア等(以下「NPO・ボランティア関係団体等」という。)</u>との連携を図り、震災時においてボランティアの受入れ活動が円滑に行われるよう活動環境の整備を図る。</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 (表記の整理)</p>																								
28	<p>(3) 連携体制の確保 日頃から地域の防災関係者間の連携をとることが重要である。そのため、県及び市は、<u>平時から自主防災組織、防災に関するNPO及び防災関係団体等との連携を進めるとともに、災害時には多様な分野のNPO等とも協力体制を確保できるよう連携体制の整備に努めるものとする。</u> (略)</p>	<p>(3) 連携体制の確保 日頃から地域の防災関係者間の連携をとることが重要である。そのため、県及び市は、<u>平常時から自主防災組織、防災に関するNPO・ボランティア関係団体等との連携を進めるとともに、災害時には多様な分野のNPO等とも協力体制を確保できるよう連携体制の整備に努めるものとする。</u> (略)</p>																									

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和2年2月修正)	改正後(令和3年2月修正)	改正理由
28	<p>(4) 市における措置</p> <p>市は、自主防災組織が防災に関するNPO、消防団、女性防火クラブ、企業、学校、防災ボランティア団体など防災関係団体同士と顔の見える密接な関係(ネットワーク)を構築することを推進するため、ネットワーク化を図る防災訓練に取り組むなど必要な事業の実施、支援及び指導に努めるものとする。</p>	<p>(4) 市における措置</p> <p>市は、自主防災組織がNPO・ボランティア関係団体等、消防団、女性防火クラブ、企業、学校、防災ボランティア団体など防災関係団体同士と顔の見える密接な関係(ネットワーク)を構築することを推進するため、ネットワーク化を図る防災訓練に取り組むなど必要な事業の実施、支援及び指導に努めるものとする。</p>	<p>(表記の整理及び防災基本計画の修正を踏まえた修正)</p>
29	<p>(略)</p> <p>4 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進</p> <p>(略)</p> <p>(1) ボランティアの受入体制の整備</p> <p>ア 市は、あらかじめ平常時において定期的に次の(ア)から(ウ)等の災害発生時の対応や連絡体制について、<u>ボランティア団体</u>との意見交換に努める。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 碧南市社会福祉協議会は、災害時にコーディネーターを派遣することを協力する<u>ボランティア関係団体(協力団体)</u>にコーディネーターの派遣を要請する。</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 市及び碧南市社会福祉協議会は、防災訓練等において<u>ボランティア関係団体</u>の協力を得て、災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練を行う。</p> <p>◆資料編(資料12-20)碧南市ボランティア支援本部の開設及び運営に関する協定書(市対碧南市社会福祉協議会)</p> <p>(2) ボランティアコーディネーター養成講座の開催</p> <p>市及び碧南市社会福祉協議会は、<u>ボランティア関係団体</u>と相互に連絡し、ボランティアとして被災地の支援をしたい者と支援を求める者との調整役となるコーディネーターの確保に努めるものとする。(略)</p>	<p>(略)</p> <p>4 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進</p> <p>(略)</p> <p>(1) ボランティアの受入体制の整備</p> <p>ア 市は、あらかじめ平常時において定期的に次の(ア)から(ウ)等の災害発生時の対応や連絡体制について、<u>NPO・ボランティア関係団体等</u>との意見交換に努める。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 碧南市社会福祉協議会は、災害時にコーディネーターを派遣することを協力する<u>NPO・ボランティア関係団体(以下「協力団体」という。)</u>にコーディネーターの派遣を要請する。</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 市及び碧南市社会福祉協議会は、防災訓練等において<u>協力団体</u>の協力を得て、災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練を行う。</p> <p>◆資料編(資料12-20)碧南市ボランティア支援本部の開設及び運営に関する協定書(市対碧南市社会福祉協議会)</p> <p>(2) ボランティアコーディネーター養成講座の開催</p> <p>市及び碧南市社会福祉協議会は、<u>NPO・ボランティア関係団体等</u>と相互に連絡し、ボランティアとして被災地の支援をしたい者と支援を求める者との調整役となるコーディネーターの確保に努めるものとする。(略)</p>	
30	<p>(3) <u>ボランティア関係団体</u>との連携</p> <p>震災時におけるボランティアの円滑な受入れ及びボランティアの効果的な活動を担保するため、市においても、地域での連絡会の設置・協定の締結などにより、<u>地域ボランティア関係団体</u>との連携に努める。</p>	<p>(3) <u>NPO・ボランティア関係団体等</u>との連携</p> <p><u>市は、災害時におけるボランティアの円滑な受入れ及びボランティアの効果的な活動を担保するため、平常時からNPO・ボランティア関係団体等と連携して、受援体制の構築・強化を図る。</u></p> <p><u>また、地域での連絡会の設置・協定の締結などにより、地域NPO・ボランティア関係団体等との連携に努める。</u></p>	

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和2年2月修正)	改正後(令和3年2月修正)	改正理由
30 31	<p>(略)</p> <p>第3節 企業防災の促進 (略)</p> <p>2 市及び商工会議所等における措置 (略)</p> <p>市及び商工会議所等は、企業のトップから一般社員に至る社員の防災意識の高揚を図るとともに、事業継続計画(BCP)の策定を促進するための情報提供や相談体制の整備などの支援等により企業の防災力向上の推進を図るものとする。また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。</p> <p>(1) 事業継続計画(BCP)の策定促進</p> <p>ア 普及啓発活動</p> <p>市及び商工会議所等は、企業防災の重要性や事業継続計画(BCP)の必要性について積極的に啓発していくものとする。<u>(追加)</u></p> <p>イ 情報の提供</p> <p>企業が事業継続計画(BCP)を策定するためには想定リスクを考慮する必要があり、そのため、市はそれぞれが策定している被害想定やハザードマップ等を積極的に公表するものとする。</p> <p>(2) 相談体制の整備</p> <p>市及び商工会議所等は、企業が被災した場合に速やかに相談等に対応できるよう、相談窓口・相談体制等について検討するとともに、被災企業等の事業再開に関する各種支援について予め整理しておくものとする。<u>(追加)</u></p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>第3節 企業防災の促進 (略)</p> <p>2 市及び商工会議所等における措置 (略)</p> <p>市及び商工会議所等は、企業のトップから一般社員に至る社員の防災意識の高揚を図るとともに、事業継続計画(BCP)<u>等</u>の策定を促進するための情報提供や相談体制の整備などの支援等により企業の防災力向上の推進を図るものとする。また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。</p> <p>(1) 事業継続計画(BCP)<u>等</u>の策定促進</p> <p>ア 普及啓発活動</p> <p>市及び商工会議所等は、企業防災の重要性や事業継続計画(BCP)の必要性について積極的に啓発していくものとする。<u>また、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。</u></p> <p>イ 情報の提供</p> <p>企業が事業継続計画(BCP)<u>等</u>を策定するためには想定リスクを考慮する必要があり、そのため、市はそれぞれが策定している被害想定やハザードマップ等を積極的に公表するものとする。</p> <p>(2) 相談体制<u>等</u>の整備</p> <p>市及び商工会議所等は、企業が被災した場合に速やかに相談等に対応できるよう、相談窓口・相談体制等について検討するとともに、被災企業等の事業再開に関する各種支援について予め整理しておくものとする。<u>また、県及び市は、あらかじめ商工団体等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p> <p>(防災基本計画の修正を踏まえた修正)</p>
33	<p>第2章 建築物等の安全化</p>	<p>第2章 建築物等の安全化</p>	

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和2年2月修正)	改正後(令和3年2月修正)	改正理由																																				
33	<p>主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 建築物の耐震推進</td> <td>(市) 防災課、行政課、庶務課、こども課、建築課、資産活用課、水道課、下水道課、土木港湾課、都市整備課、生涯学習課、健康課、福祉課、高齢介護課、農業水産課始め全課、全施設</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2節 交通関係施設等の整備</td> <td>(市) 防災課、土木港湾課、都市計画課、消防署</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第3節 ライフライン関係施設等の整備</td> <td>(市) 防災課、水道課、下水道課、農業水産課</td> <td>1 施設管理者等における措置 (略)</td> </tr> <tr> <td>第4節 文化財の保護</td> <td>(市) 文化財課</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備</td> <td>(市) 防災課、土木港湾課、下水道課、水道課、農業水産課、都市整備課、健康課、市民病院、こども課、庶務課、消防署</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 建築物の耐震推進	(市) 防災課、行政課、庶務課、こども課、建築課、資産活用課、水道課、下水道課、土木港湾課、都市整備課、生涯学習課、健康課、福祉課、高齢介護課、農業水産課始め全課、全施設	(略)	第2節 交通関係施設等の整備	(市) 防災課、土木港湾課、都市計画課、消防署	(略)	第3節 ライフライン関係施設等の整備	(市) 防災課、水道課、下水道課、農業水産課	1 施設管理者等における措置 (略)	第4節 文化財の保護	(市) 文化財課	(略)	第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備	(市) 防災課、土木港湾課、下水道課、水道課、農業水産課、都市整備課、健康課、市民病院、こども課、庶務課、消防署	(略)	<p>主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 建築物の耐震推進</td> <td>(市) <u>本部班(防災課)、調達班(行政課)、学校教育班(庶務課)、こども班(こども課)、住宅建築班(建築課)、調達班(資産活用課)、水道班(水道課)、下水道班(下水道課)、土木施設管理班(土木港湾課、都市整備課)、社会教育班(生涯学習課)、第1医療班(健康課)、福祉班(福祉課)、要配慮者支援班(高齢介護課)、農水班(農業水産課) 始め全課</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2節 交通関係施設等の整備</td> <td>(市) <u>土木施設管理班(土木港湾課、都市計画課)、消防署</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第3節 ライフライン関係施設等の整備</td> <td>(市) <u>水道班(水道課)、下水道班(下水道課)、農水班(農業水産課)</u></td> <td>1 施設管理者、及び市等における措置 (略)</td> </tr> <tr> <td>第4節 文化財の保護</td> <td>(市) <u>本部班(防災課)、社会教育班(文化財課)</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備</td> <td>(市) <u>本部班(防災課)、土木施設管理班(土木港湾課、下水道班(下水道課)、水道班(水道課)、農水班(農業水産課)、土木施設管理班(都市整備課)、第1医療班(健康課)、市民病院、こども班(こども課)、学校教育班(庶務課)、消防署</u></td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 建築物の耐震推進	(市) <u>本部班(防災課)、調達班(行政課)、学校教育班(庶務課)、こども班(こども課)、住宅建築班(建築課)、調達班(資産活用課)、水道班(水道課)、下水道班(下水道課)、土木施設管理班(土木港湾課、都市整備課)、社会教育班(生涯学習課)、第1医療班(健康課)、福祉班(福祉課)、要配慮者支援班(高齢介護課)、農水班(農業水産課) 始め全課</u>	(略)	第2節 交通関係施設等の整備	(市) <u>土木施設管理班(土木港湾課、都市計画課)、消防署</u>	(略)	第3節 ライフライン関係施設等の整備	(市) <u>水道班(水道課)、下水道班(下水道課)、農水班(農業水産課)</u>	1 施設管理者、及び市等における措置 (略)	第4節 文化財の保護	(市) <u>本部班(防災課)、社会教育班(文化財課)</u>	(略)	第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備	(市) <u>本部班(防災課)、土木施設管理班(土木港湾課、下水道班(下水道課)、水道班(水道課)、農水班(農業水産課)、土木施設管理班(都市整備課)、第1医療班(健康課)、市民病院、こども班(こども課)、学校教育班(庶務課)、消防署</u>	(略)	<p>2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)</p>
区分	機関名	主な措置																																					
第1節 建築物の耐震推進	(市) 防災課、行政課、庶務課、こども課、建築課、資産活用課、水道課、下水道課、土木港湾課、都市整備課、生涯学習課、健康課、福祉課、高齢介護課、農業水産課始め全課、全施設	(略)																																					
第2節 交通関係施設等の整備	(市) 防災課、土木港湾課、都市計画課、消防署	(略)																																					
第3節 ライフライン関係施設等の整備	(市) 防災課、水道課、下水道課、農業水産課	1 施設管理者等における措置 (略)																																					
第4節 文化財の保護	(市) 文化財課	(略)																																					
第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備	(市) 防災課、土木港湾課、下水道課、水道課、農業水産課、都市整備課、健康課、市民病院、こども課、庶務課、消防署	(略)																																					
区分	機関名	主な措置																																					
第1節 建築物の耐震推進	(市) <u>本部班(防災課)、調達班(行政課)、学校教育班(庶務課)、こども班(こども課)、住宅建築班(建築課)、調達班(資産活用課)、水道班(水道課)、下水道班(下水道課)、土木施設管理班(土木港湾課、都市整備課)、社会教育班(生涯学習課)、第1医療班(健康課)、福祉班(福祉課)、要配慮者支援班(高齢介護課)、農水班(農業水産課) 始め全課</u>	(略)																																					
第2節 交通関係施設等の整備	(市) <u>土木施設管理班(土木港湾課、都市計画課)、消防署</u>	(略)																																					
第3節 ライフライン関係施設等の整備	(市) <u>水道班(水道課)、下水道班(下水道課)、農水班(農業水産課)</u>	1 施設管理者、及び市等における措置 (略)																																					
第4節 文化財の保護	(市) <u>本部班(防災課)、社会教育班(文化財課)</u>	(略)																																					
第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備	(市) <u>本部班(防災課)、土木施設管理班(土木港湾課、下水道班(下水道課)、水道班(水道課)、農水班(農業水産課)、土木施設管理班(都市整備課)、第1医療班(健康課)、市民病院、こども班(こども課)、学校教育班(庶務課)、消防署</u>	(略)																																					
34	<p>第1節 建築物の耐震推進 (略) 2 耐震改修促進計画 (略)</p>	<p>第1節 建築物の耐震推進 (略) 2 耐震改修促進計画 (略)</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p>																																				
34	<p>(3) 学校、病院、事務所等多数の人が利用する一定規模以上等の既存耐震不適格建築物の所有者・管理者等に対し、耐震診断及び耐震改修の実施について、パンフレットなどにより普及・啓発するように努めるものとする。 (略)</p>	<p>(3) 学校、病院、事務所等多数の人が利用する一定規模以上等の<u>特定</u>既存耐震不適格建築物の所有者・管理者等に対し、耐震診断及び耐震改修の実施について、パンフレットなどにより普及・啓発するように努めるものとする。 (略)</p>	<p>(表記の整理)</p>																																				
35	<p>4 一般建築物の耐震性の向上促進及び減災の推進 (略) (2) 民間住宅の耐震診断・耐震改修促進</p>	<p>4 一般建築物の耐震性の向上促進及び減災の推進 (略) (2) 民間住宅の耐震診断・耐震改修促進</p>																																					

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和2年2月修正)	改正後(令和3年2月修正)	改正理由
35 36	<p>(略)</p> <p>耐震改修についても、耐震性の低い住宅に対して、改修するための設計及び工事費に補助をする耐震改修補助、建替に対する補助(同一敷地内に限る)、除去に対する補助を実施して、旧基準住宅の耐震改修の促進を図るものとする。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p>	<p>(略)</p> <p>耐震改修についても、耐震性の低い住宅に対して、改修するための設計及び工事費に補助をする耐震改修補助、建替に対する補助(同一敷地内に限る)、<u>除却</u>に対する補助を実施して、旧基準住宅の耐震改修の促進を図るものとする。</p> <p><u>(3) ブロック塀の安全対策</u></p> <p><u>市は、地震によってブロック塀が倒れると、死傷者が出るおそれがあり、地震後の避難や救助・消火活動にも支障が生じる可能性がある。</u></p> <p><u>このため、小中学校の通学路、道路及び児童福祉施設、学校、公園施設その他多数の者が出入りする施設に面した危険なブロック塀等に対し、撤去に要した費用の一部について助成する。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p>	<p>2. 碧南市各部署における活動の反映等</p> <p>(表記の整理)</p>
40	<p>第3節 ライフライン関係施設等の整備</p> <p>1 施設管理者等における措置</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>電力施設、ガス施設、上水道、工業用水道、下水道、通信施設等の管理者は、ライフライン関係施設等について、地震災害においては耐震性の確保、津波災害においては耐浪性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。</p>	<p>第3節 ライフライン関係施設等の整備</p> <p>1 施設管理者、及び市における措置</p> <p><u>(1) 施設の代替性及び安全性の確保</u></p> <p>電力施設、ガス施設、上水道、工業用水道、下水道、通信施設等の管理者は、ライフライン関係施設等について、地震災害においては耐震性の確保、津波災害においては耐浪性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p> <p>(令和元年房総半島台風(台風第15号)による教訓を踏まえた修正)</p>
40	<p><u>(追加)</u></p> <p>(略)</p>	<p><u>(2) 早期復旧や予防保全の迅速化に向けた相互の連携</u></p> <p><u>市は、停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、倒木の伐採・除去や道路啓開作業等の支援など、電力事業者、通信事業者、建設業団体、自衛隊等関係機関と早期復旧のための協力体制の整備を推進する。また、県、電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努める。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市との協力を努める。</u></p> <p>(略)</p>	<p>(防災基本計画の修正(R2.5.29)を踏まえた修正等)</p>

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和2年2月修正)	改正後(令和3年2月修正)	改正理由
42	<p>4 上水道 (略) (1) 施設の防災性の強化 (略) 水道施設の耐震性については、施設の新設拡張、改良等の際に十分に耐震設計及び耐震施工を考慮する必要がある。特に、津波危険地域や避難路においては、津波からの円滑な避難を確保するため、水道管等による二次災害を軽減するための措置を施すことに努めるとともに、軟弱地盤地帯等における特殊工法などの調査研究に努める。また、水道施設による二次災害の防止と応急給水を確保する観点から、配水池等において緊急遮断弁を設置し、被災時の給水拠点となる配水池等の耐震性を強化する。</p>	<p>4 上水道 (略) (1) 施設の防災性の強化 (略) 水道施設の耐震性については、施設の新設拡張、改良等の際に十分に耐震設計及び耐震施工を考慮する必要がある。特に、津波災害警戒区域や避難路においては、津波からの円滑な避難を確保するため、水道管等による二次災害を軽減するための措置を施すことに努めるとともに、軟弱地盤地帯等における特殊工法などの調査研究に努める。また、水道施設による二次災害の防止と応急給水を確保する観点から、配水池等において緊急遮断弁を設置し、被災時の給水拠点となる配水池等の耐震性を強化する。</p>	(表記の整理)
46	<p>第4節 文化財の保護 (略)</p>	<p>第4節 文化財の保護 (略)</p>	1. 県の地域防災計画の修正の反映
47	<p>5 応急協力体制 市教育委員会の協力を得て、緊急避難用保管場所(美術館、図書館)の提供など文化財の安全確保につとめるとともに、文化財の専門知識を有する者を派遣し、適切な対応が図れるよう応急協力体制の確立を図るものとする。</p>	<p>5 応急協力体制 市は県と協力して、緊急避難用保管場所(美術館、図書館)の提供など文化財の安全確保につとめるとともに、文化財の専門知識を有する者を派遣し、適切な対応が図れるよう応急協力体制の確立を図るものとする。</p>	(表記の整理)
47	<p>第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備 (略)</p>	<p>第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備 (略)</p>	2. 碧南市各部署における活動の反映等
48	<p>4 単独事業 (略)</p>	<p>4 単独事業 (略)</p>	(表記の整理)
49	<p>(2) その他の事業</p>	<p>(2) その他の事業</p>	
50	<p>ス 水道施設の整備 災害時に飲料水を供給するため、次のとおり計画的に事業を行う。 (ア) 配水場の耐震化 耐震性を有していない第2配水場(1期)の耐震化を実施する。</p>	<p>ス 水道施設の整備 災害時に飲料水を供給するため、次のとおり計画的に事業を行う。 (ア) 配水場の耐震化 耐震性を有していない第2配水場(2-1ポンプ棟)の耐震化を実施する。</p>	
51	<p>第3章 都市の防災性の向上</p>	<p>第3章 都市の防災性の向上</p>	

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和2年2月修正)	改正後(令和3年2月修正)	改正理由																														
51	<p>基本方針</p> <p>○ 都市計画マスタープラン等に基づき、適切に土地利用計画を定め、道路・公園等の防災上重要な都市施設の整備や建築物の不燃化を促進する。また、<u>区域区分及び地域地区を定め、合理的かつ秩序ある土地利用や、土地区画整理事業等による市街地開発等の面的整備事業を促進する。</u>(略)</p>	<p>基本方針</p> <p>○ 都市計画マスタープラン等に基づき、適切に土地利用計画を定め、道路・公園等の防災上重要な都市施設の整備や建築物の不燃化を促進する。<u>さらに都市基盤施設が不足する密集市街地では、</u>土地区画整理事業等による市街地開発等の面的整備事業を促進する。(略)</p>	<p>2. 碧南市各部署における活動の反映等</p> <p>(表記の整理)</p>																														
51	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="418 720 1329 1178"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>担 当 課</th> <th>主 な 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 都市計画のマスタープラン等の作成</td> <td>(市) 都市計画課</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2節 防災上重要な都市施設の整備</td> <td>(市) 土木港湾課、都市計画課、都市整備課、消防署</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第3節 建築物の不燃化の促進</td> <td>(市) 防災課、都市計画課、建築課</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第4節 市街地の面的な整備・改善</td> <td>(市) 防災課、土木港湾課、都市計画課、都市整備課</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	担 当 課	主 な 措 置	第1節 都市計画のマスタープラン等の作成	(市) 都市計画課	(略)	第2節 防災上重要な都市施設の整備	(市) 土木港湾課、都市計画課、都市整備課、消防署	(略)	第3節 建築物の不燃化の促進	(市) 防災課、都市計画課、建築課	(略)	第4節 市街地の面的な整備・改善	(市) 防災課、土木港湾課、都市計画課、都市整備課	(略)	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1504 720 2386 1178"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>担 当 課</th> <th>主 な 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 都市計画のマスタープラン等の作成</td> <td>(市) <u>土木施設管理班(都市計画課)</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2節 防災上重要な都市施設の整備</td> <td>(市) <u>土木施設管理班(土木港湾課、都市計画課、都市整備課)</u>、 消防署</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第3節 建築物の不燃化の促進</td> <td>(市) <u>本部班(防災課)、土木施設管理班(都市計画課)、住宅建築班(建築課)</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第4節 市街地の面的な整備・改善</td> <td>(市) <u>土木施設管理班(土木港湾課、都市計画課、都市整備課)</u></td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	担 当 課	主 な 措 置	第1節 都市計画のマスタープラン等の作成	(市) <u>土木施設管理班(都市計画課)</u>	(略)	第2節 防災上重要な都市施設の整備	(市) <u>土木施設管理班(土木港湾課、都市計画課、都市整備課)</u> 、 消防署	(略)	第3節 建築物の不燃化の促進	(市) <u>本部班(防災課)、土木施設管理班(都市計画課)、住宅建築班(建築課)</u>	(略)	第4節 市街地の面的な整備・改善	(市) <u>土木施設管理班(土木港湾課、都市計画課、都市整備課)</u>	(略)	<p>2. 碧南市各部署における活動の反映等</p> <p>(表記の整理)</p>
区 分	担 当 課	主 な 措 置																															
第1節 都市計画のマスタープラン等の作成	(市) 都市計画課	(略)																															
第2節 防災上重要な都市施設の整備	(市) 土木港湾課、都市計画課、都市整備課、消防署	(略)																															
第3節 建築物の不燃化の促進	(市) 防災課、都市計画課、建築課	(略)																															
第4節 市街地の面的な整備・改善	(市) 防災課、土木港湾課、都市計画課、都市整備課	(略)																															
区 分	担 当 課	主 な 措 置																															
第1節 都市計画のマスタープラン等の作成	(市) <u>土木施設管理班(都市計画課)</u>	(略)																															
第2節 防災上重要な都市施設の整備	(市) <u>土木施設管理班(土木港湾課、都市計画課、都市整備課)</u> 、 消防署	(略)																															
第3節 建築物の不燃化の促進	(市) <u>本部班(防災課)、土木施設管理班(都市計画課)、住宅建築班(建築課)</u>	(略)																															
第4節 市街地の面的な整備・改善	(市) <u>土木施設管理班(土木港湾課、都市計画課、都市整備課)</u>	(略)																															
51	<p>第1節 都市計画のマスタープラン等の策定</p> <p>1 市における措置</p> <p>(1) 都市計画のマスタープランの策定</p> <p>都市計画マスタープランにおいて、都市の防災性の向上に関する方針等を示すとともに、道路・公園等の防災上重要な都市施設等の整備を促進する。</p>	<p>第1節 都市計画のマスタープラン等の策定</p> <p>1 市における措置</p> <p>(1) 都市計画のマスタープランの策定</p> <p>都市計画マスタープランにおいて、都市の防災性の向上に関する方針等を示すとともに、<u>マスタープラン等に基づき、</u>道路・公園等の防災上重要な都市施設等の整備を促進する。</p>	<p>2. 碧南市各部署における活動の反映等</p> <p>(表記の整理)</p>																														
54	<p>第4章 液状化対策・土砂災害等の予防</p>	<p>第4章 液状化対策・土砂災害等の予防</p>																															
54	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="418 1770 1377 1864"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機 関 名</th> <th>主 な 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節</td> <td>(市) 都市計画課、</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機 関 名	主 な 措 置	第1節	(市) 都市計画課、	(略)	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1504 1770 2457 1864"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機 関 名</th> <th>主 な 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節</td> <td>(市) <u>土木施設管理班(都市計</u></td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機 関 名	主 な 措 置	第1節	(市) <u>土木施設管理班(都市計</u>	(略)	<p>2. 碧南市各部署における活動の反映等</p>																		
区 分	機 関 名	主 な 措 置																															
第1節	(市) 都市計画課、	(略)																															
区 分	機 関 名	主 な 措 置																															
第1節	(市) <u>土木施設管理班(都市計</u>	(略)																															

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和2年2月修正)	改正後(令和3年2月修正)	改正理由																														
54	<table border="1"> <tr> <td>土地利用の適正誘導</td> <td>建築課</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第2節 液状化対策の推進</td> <td>(市) 防災課、 土木港湾課</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第3節 宅地造成規制誘導</td> <td>(市) 都市計画課、 建築課、防災課</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第4節 土砂災害の防止</td> <td>(市) 防災課、 土木港湾課</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第5節 被災宅地危険度判定の体制整備</td> <td>(市) 建築課</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	土地利用の適正誘導	建築課		第2節 液状化対策の推進	(市) 防災課、 土木港湾課	(略)	第3節 宅地造成規制誘導	(市) 都市計画課、 建築課、防災課	(略)	第4節 土砂災害の防止	(市) 防災課、 土木港湾課	(略)	第5節 被災宅地危険度判定の体制整備	(市) 建築課	(略)	<table border="1"> <tr> <td>土地利用の適正誘導</td> <td>画課)、住宅建築班(建築課)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第2節 液状化対策の推進</td> <td>(市) 本部班(防災課)、土木 施設管理班(土木港湾課)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第3節 宅地造成規制誘導</td> <td>(市) 土木施設管理班(都市計 画課)、住宅建築班(建築課)、 本部班(防災課)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第4節 土砂災害の防止</td> <td>(市) 本部班(防災課)、 土木施設管理班(土木港湾課)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第5節 被災宅地危険度判定の体制整備</td> <td>(市) 住宅建築班(建築課)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	土地利用の適正誘導	画課)、住宅建築班(建築課)		第2節 液状化対策の推進	(市) 本部班(防災課)、土木 施設管理班(土木港湾課)	(略)	第3節 宅地造成規制誘導	(市) 土木施設管理班(都市計 画課)、住宅建築班(建築課)、 本部班(防災課)	(略)	第4節 土砂災害の防止	(市) 本部班(防災課)、 土木施設管理班(土木港湾課)	(略)	第5節 被災宅地危険度判定の体制整備	(市) 住宅建築班(建築課)	(略)	(表記の整理)
土地利用の適正誘導	建築課																																
第2節 液状化対策の推進	(市) 防災課、 土木港湾課	(略)																															
第3節 宅地造成規制誘導	(市) 都市計画課、 建築課、防災課	(略)																															
第4節 土砂災害の防止	(市) 防災課、 土木港湾課	(略)																															
第5節 被災宅地危険度判定の体制整備	(市) 建築課	(略)																															
土地利用の適正誘導	画課)、住宅建築班(建築課)																																
第2節 液状化対策の推進	(市) 本部班(防災課)、土木 施設管理班(土木港湾課)	(略)																															
第3節 宅地造成規制誘導	(市) 土木施設管理班(都市計 画課)、住宅建築班(建築課)、 本部班(防災課)	(略)																															
第4節 土砂災害の防止	(市) 本部班(防災課)、 土木施設管理班(土木港湾課)	(略)																															
第5節 被災宅地危険度判定の体制整備	(市) 住宅建築班(建築課)	(略)																															
55	<p>第3節 宅地造成の規制誘導</p> <p>1 市における措置 (略)</p> <p>(2) 宅地危険箇所の耐震化</p> <p>市は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを作成・公表するよう努めるとともに、宅地の耐震化を実施するよう努めるものとする。</p>	<p>第3節 宅地造成の規制誘導</p> <p>1 市における措置 (略)</p> <p>(2) 宅地危険箇所の耐震化</p> <p>市は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう努めるものとする。</p>	1. 県の地域防災計画の修正の反映 (防災基本計画の修正(R2.5.29)を踏まえた修正等)																														
59	<p>第5章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備</p>	<p>第5章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備</p>																															
59	<p>主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備</td> <td>(市) 防災課、秘書情報課、税務課、健康課、水道課、下水道課、土木港湾課、庶務課、資産活用課、環境課、農業水産課、学校教育課、全課、GIS取り扱う全課、システム利用課、市民病院、消防署、県</td> <td>(略) 1 (6) 防災中枢機能の充実(追加) 1 (7) 浸水対策用資機材の整備強化 1 (8) 地震計等観測機器の維持・管理 1 (9) 緊急地震速報の伝達体制整備 1 (10) 防災用拠点施設の屋上番号表示(略) 4 情報の収集・連絡体制の整備(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備	(市) 防災課、秘書情報課、税務課、健康課、水道課、下水道課、土木港湾課、庶務課、資産活用課、環境課、農業水産課、学校教育課、全課、GIS取り扱う全課、システム利用課、市民病院、消防署、県	(略) 1 (6) 防災中枢機能の充実(追加) 1 (7) 浸水対策用資機材の整備強化 1 (8) 地震計等観測機器の維持・管理 1 (9) 緊急地震速報の伝達体制整備 1 (10) 防災用拠点施設の屋上番号表示(略) 4 情報の収集・連絡体制の整備(略)	<p>主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備</td> <td>(市) 本部班(防災課)、情報・調整班(秘書情報課)、巡視・調査班(税務課)、第1医療班(健康課)、水道班(水道課)、下水道班(下水道課)、土木施設管理班(土木港湾課)、学校教育班(庶務課)、調達班(資産活用課)、環境班(環境課)、農水班(農業水産課)、全課、GIS取り扱う全課、システム利用課、市民病院、消防署、県</td> <td>(略) 1 (6) 防災中枢機能の充実 1 (7) 防災関係機関相互の連携 1 (8) 浸水対策用資機材の整備強化 1 (9) 地震計等観測機器の維持・管理 1 (10) 緊急地震速報の伝達体制整備 1 (11) 防災用拠点施設の屋上番号表示(略) 4 情報の収集・連絡体制の整備等(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備	(市) 本部班(防災課)、情報・調整班(秘書情報課)、巡視・調査班(税務課)、第1医療班(健康課)、水道班(水道課)、下水道班(下水道課)、土木施設管理班(土木港湾課)、学校教育班(庶務課)、調達班(資産活用課)、環境班(環境課)、農水班(農業水産課)、全課、GIS取り扱う全課、システム利用課、市民病院、消防署、県	(略) 1 (6) 防災中枢機能の充実 1 (7) 防災関係機関相互の連携 1 (8) 浸水対策用資機材の整備強化 1 (9) 地震計等観測機器の維持・管理 1 (10) 緊急地震速報の伝達体制整備 1 (11) 防災用拠点施設の屋上番号表示(略) 4 情報の収集・連絡体制の整備等(略)	2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)																		
区分	機関名	主な措置																															
第1節 防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備	(市) 防災課、秘書情報課、税務課、健康課、水道課、下水道課、土木港湾課、庶務課、資産活用課、環境課、農業水産課、学校教育課、全課、GIS取り扱う全課、システム利用課、市民病院、消防署、県	(略) 1 (6) 防災中枢機能の充実(追加) 1 (7) 浸水対策用資機材の整備強化 1 (8) 地震計等観測機器の維持・管理 1 (9) 緊急地震速報の伝達体制整備 1 (10) 防災用拠点施設の屋上番号表示(略) 4 情報の収集・連絡体制の整備(略)																															
区分	機関名	主な措置																															
第1節 防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備	(市) 本部班(防災課)、情報・調整班(秘書情報課)、巡視・調査班(税務課)、第1医療班(健康課)、水道班(水道課)、下水道班(下水道課)、土木施設管理班(土木港湾課)、学校教育班(庶務課)、調達班(資産活用課)、環境班(環境課)、農水班(農業水産課)、全課、GIS取り扱う全課、システム利用課、市民病院、消防署、県	(略) 1 (6) 防災中枢機能の充実 1 (7) 防災関係機関相互の連携 1 (8) 浸水対策用資機材の整備強化 1 (9) 地震計等観測機器の維持・管理 1 (10) 緊急地震速報の伝達体制整備 1 (11) 防災用拠点施設の屋上番号表示(略) 4 情報の収集・連絡体制の整備等(略)																															

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和2年2月修正)	改正後(令和3年2月修正)	改正理由
59 60 60 60 61	<p>第1節 防災施設・設備及び災害用資機材の整備</p> <p>1 市及び防災関係機関における措置 (略)</p> <p>(3) 公的機関の業務継続性の確保 (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>① 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制 (略)</p> <p>⑥ 非常時優先業務の整理 本庁舎が使用できなくなった場合における災害対策本部(会議室4・5)の代替設置場所として、庁舎内の使用可能会議室(議員大会議室や会議室3など)及び市役所東駐車場を候補地とする。</p> <p>(4) 応急活動のためのマニュアルの作成等 (略)</p> <p>市及び防災関係機関は、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。 <u>(追加)</u></p> <p>(5) 人材の育成等 (略)</p> <p>市は、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させ、応急対策全般への対応力を高めるため、研修制度・内容の充実を図るとともに、大学の防災に関する講座等との連携等により、人材の育成を図る。 また、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努める。 <u>(追加)</u></p>	<p>第1節 防災施設・設備及び災害用資機材の整備</p> <p>1 市及び防災関係機関における措置 (略)</p> <p>(3) 公的機関の業務継続性の確保 (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>① <u>市</u>長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制 (略)</p> <p>⑥ 非常時優先業務の整理 本庁舎が使用できなくなった場合における災害対策本部(会議室4・5)の代替設置場所として、庁舎内の使用可能会議室(議員大会議室や会議室3など)及び文化会館又は東部市民プラザを候補地とする。</p> <p>(4) 応急活動のためのマニュアルの作成等 (略)</p> <p>市及び防災関係機関は、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。 <u>また、市は、男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。</u></p> <p>(5) 人材の育成等 (略)</p> <p><u>ア</u> 市は、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させ、応急対策全般への対応力を高めるため、研修制度・内容の充実を図るとともに、大学の防災に関する講座等との連携等により、人材の育成を図る。</p> <p><u>イ</u> <u>市は、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるとともに、市及びライフライン事業者等は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。</u></p> <p><u>ウ</u> <u>市は、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の</u></p>	<p>2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)</p> <p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 (防災基本計画の修正(R2.5.29)を踏まえた修正等)</p>

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和2年2月修正)	改正後(令和3年2月修正)	改正理由
61	<p>(6) 防災中枢機能の充実 (略) 市及び防災関係機関は、保有する施設、設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保を図るものとする。</p> <p>また、市は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。 (追加)</p> <p>(7) 浸水対策用資器材の整備強化 (略)</p> <p>(8) 地震計等観測機器の維持・管理 (略)</p> <p>(9) 緊急地震速報の伝達体制整備 (略)</p> <p>(10) 防災用拠点施設の屋上番号標示 (略)</p> <p>(略)</p>	<p><u>確保・育成に取り組むとともに、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。</u></p> <p>(6) 防災中枢機能の充実 (略)</p> <p><u>ア</u> 市及び防災関係機関は、保有する施設、設備について、代替エネルギーシステムや<u>電動車等</u>の活用を含め自家発電設備、<u>LP ガス災害用バルク、燃料貯蔵設備</u>等の整備を図り、十分な期間(<u>最低3日間</u>)の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保を図るものとする。</p> <p><u>イ</u> 市は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。</p> <p><u>(7) 防災関係機関相互の連携</u> <u>市は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。</u></p> <p>(8) 浸水対策用資器材の整備強化 (略)</p> <p>(9) 地震計等観測機器の維持・管理 (略)</p> <p>(10) 緊急地震速報の伝達体制整備 (略)</p> <p>(11) 防災用拠点施設の屋上番号標示 (略)</p> <p>(略)</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p> <p>(防災基本計画の修正(R2.5.29)を踏まえた修正等)</p>
62	<p>4 情報の収集・連絡体制の整備 (略)</p>	<p>4 情報の収集・連絡体制の整備<u>等</u> (略)</p>	
62	<p>(1) 情報の収集・連絡体制</p>	<p>(1) 情報の収集・連絡体制</p>	
63	<p>市は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進する。</p>	<p>市は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておく<u>とともに、必要に応じ航空機、無人航空機、船、車両等の多様な情報収集手段を活用できる</u>体制の整備を推進する。</p>	
	<p>(2) 通信手段の確保</p>	<p>(2) 通信手段の確保</p>	

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和2年2月修正)	改正後(令和3年2月修正)	改正理由																																				
63	<p>ア 通信施設の防災構造化等</p> <p>市及び防災関係機関は、通信施設の災害に対する安全性の確保、停電対策及び危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブルの地中化の促進、有線・無線化、地上・衛星系によるバックアップ対策など、災害時に通信手段が確保できるよう通信施設を防災構造化するほか、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。</p>	<p>ア 通信施設の防災構造化等</p> <p>市及び防災関係機関は、通信施設の災害に対する安全性の確保、停電対策及び危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブルの地中化の促進、有線・無線化、地上・衛星系によるバックアップ対策など、大規模停電時も含め災害時に通信手段が確保できるよう通信施設を防災構造化するほか、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p>																																				
64	<p>(略)</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>(略)</p> <p>(3)被災者等への情報伝達</p> <p><u>電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。</u></p> <p><u>また、電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。</u></p>	<p>(防災基本計画の修正(R2.5.29)を踏まえた修正等)</p>																																				
64	<p>7 非常用水源の確保</p> <p>(略)</p>	<p>7 非常用水源の確保</p> <p>(略)</p>																																					
65	<p>(2) 非常用水源の確保</p> <p>市が行う応急給水の水源は、第2配水場内の第1号～第4号配水池を原則的に使用するものとする。予備として、第1配水場内第2号配水池を使用するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="477 1213 1187 1514"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>貯水量</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">第2配水場配水池</td> <td>1号配水池</td> <td>5,500 m³</td> </tr> <tr> <td>2号配水池</td> <td>5,500 m³</td> </tr> <tr> <td>3号配水池</td> <td>5,000 m³</td> </tr> <tr> <td>4号配水池</td> <td>5,000 m³</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>21,000 m³</td> </tr> <tr> <td>第1配水場配水池</td> <td>2号配水池</td> <td>3,500 m³</td> <td>予備用</td> </tr> </tbody> </table>	名称	貯水量	備考	第2配水場配水池	1号配水池	5,500 m ³	2号配水池	5,500 m ³	3号配水池	5,000 m ³	4号配水池	5,000 m ³	合計	21,000 m ³	第1配水場配水池	2号配水池	3,500 m ³	予備用	<p>(2) 非常用水源の確保</p> <p>市が行う応急給水の水源は、第2配水場内のNo. 1～No. 4配水池を原則的に使用するものとする。予備として、第1配水場内第2配水池を使用するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1564 1213 2285 1514"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>貯水量</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">第2配水場配水池</td> <td>No. 1配水池</td> <td>5,500 m³</td> </tr> <tr> <td>No. 2配水池</td> <td>5,500 m³</td> </tr> <tr> <td>No. 3配水池</td> <td>5,000 m³</td> </tr> <tr> <td>No. 4配水池</td> <td>5,000 m³</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>21,000</td> </tr> <tr> <td>第1配水場配水池</td> <td>第2配水池</td> <td>3,500 m³</td> <td>予備用</td> </tr> </tbody> </table>	名称	貯水量	備考	第2配水場配水池	No. 1 配水池	5,500 m ³	No. 2 配水池	5,500 m ³	No. 3 配水池	5,000 m ³	No. 4 配水池	5,000 m ³	合計	21,000	第1配水場配水池	第2 配水池	3,500 m ³	予備用	<p>2. 碧南市各部署における活動の反映等</p> <p>(表記の整理)</p>
名称	貯水量	備考																																					
第2配水場配水池	1号配水池	5,500 m ³																																					
	2号配水池	5,500 m ³																																					
	3号配水池	5,000 m ³																																					
	4号配水池	5,000 m ³																																					
	合計	21,000 m ³																																					
第1配水場配水池	2号配水池	3,500 m ³	予備用																																				
名称	貯水量	備考																																					
第2配水場配水池	No. 1 配水池	5,500 m ³																																					
	No. 2 配水池	5,500 m ³																																					
	No. 3 配水池	5,000 m ³																																					
	No. 4 配水池	5,000 m ³																																					
	合計	21,000																																					
第1配水場配水池	第2 配水池	3,500 m ³	予備用																																				
	<p>8 物資の備蓄、調達供給体制の確保</p> <p>(略)</p> <p>(1) 市は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料、飲料水(ペットボトル等)、生活必需品、燃料その他の物資についてあらかじめ備蓄を図るよう努力するものとする。</p>	<p>8 物資の備蓄、調達供給体制の確保</p> <p>(略)</p> <p>(1) 市は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水(ペットボトル等)、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくこと</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p> <p>(防災基本計画の修正(R2.5.29)を踏まえた修正等)</p>																																				

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和2年2月修正)	改正後(令和3年2月修正)	改正理由												
65	(略)	<u>もに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める</u> ものとする。													
66	(3) 市は、災害時に迅速に食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資を調達、輸送できるよう、 <u>関係業界との連携を深めるよう努力する</u> ものとする。	(3) 市は、災害時に迅速に食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資を調達、輸送できるよう、 <u>平常時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平常時から受注機会の増大などに配慮するよう努める</u> ものとする。													
66	(略) 10 災害廃棄物処理に係る事前対策 (略) (1) 市災害廃棄物処理計画の策定 市は、災害廃棄物対策指針(平成26年3月：環境省)に基づき、市災害廃棄物処理計画を策定し、 <u>適正かつ円滑・迅速に</u> 災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物(避難所ごみや仮設トイレのし尿等)の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力等について、具体的に示すものとする。 (略) (3) 広域連携、民間連携の促進 市は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。 (略) <u>(追加)</u>	10 災害廃棄物処理に係る事前対策 (略) (1) 市災害廃棄物処理計画の策定 市は、災害廃棄物対策指針(<u>平成30年3月改定</u> ：環境省)に基づき、市災害廃棄物処理計画を策定し、 <u>円滑かつ迅速に</u> 災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物(避難所ごみや仮設トイレのし尿等)の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力等について、具体的に示すものとする。 (略) (3) 広域連携、民間連携の促進 市は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。 (略) <u>また、災害廃棄物の撤去等を円滑に進めるため、市町村の廃棄物担当部局、災害ボランティアセンターを運営する社会福祉協議会及びNPO・ボランティア関係団体等が平常時から連携を図り、災害時に緊密に連携して災害廃棄物の撤去等に対応するものとする。</u>	(防災基本計画の修正及び愛知県地域強化計画の改訂を踏まえた修正)												
68	第6章 避難行動の促進対策	第6章 避難行動の促進対策													
68	主な機関の措置 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">区 分</th> <th style="width: 25%;">機 関 名</th> <th style="width: 50%;">主 な 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機 関 名	主 な 措 置				主な機関の措置 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">区 分</th> <th style="width: 25%;">機 関 名</th> <th style="width: 50%;">主 な 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機 関 名	主 な 措 置				2. 碧南市各部局における活
区 分	機 関 名	主 な 措 置													
区 分	機 関 名	主 な 措 置													

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和2年2月修正)	改正後(令和3年2月修正)	改正理由																														
68	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="418 344 632 478">第1節 津波警報や避難指示(緊急)等の情報伝達体制の整備</td> <td data-bbox="632 344 923 478">(市) 防災課、経営企画課</td> <td data-bbox="923 344 1397 478">(追加) 1 情報伝達手段の多重化・多様化の確保 (追加)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="418 478 632 630">第2節 緊急避難場所(一時退避場所、火災時退避場所)及び避難路の指定等</td> <td data-bbox="632 478 923 630">(市) 防災課、土木港湾課</td> <td data-bbox="923 478 1397 630">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="418 630 632 747">第3節 避難勧告等の判断及び伝達マニュアルの作成</td> <td data-bbox="632 630 923 747">(市) 防災課</td> <td data-bbox="923 630 1397 747">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="418 747 632 898">第4節 避難誘導等に係る計画の策定</td> <td data-bbox="632 747 923 898">(市) 防災課、土木港湾課、警察署、防災上重要な施設の管理者</td> <td data-bbox="923 747 1397 898">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="418 898 632 995">第5節 避難に関する意識啓発</td> <td data-bbox="632 898 923 995">(市) 防災課、経営企画課</td> <td data-bbox="923 898 1397 995">(略)</td> </tr> </table>	第1節 津波警報や避難指示(緊急)等の情報伝達体制の整備	(市) 防災課、経営企画課	(追加) 1 情報伝達手段の多重化・多様化の確保 (追加)	第2節 緊急避難場所(一時退避場所、火災時退避場所)及び避難路の指定等	(市) 防災課、土木港湾課	(略)	第3節 避難勧告等の判断及び伝達マニュアルの作成	(市) 防災課	(略)	第4節 避難誘導等に係る計画の策定	(市) 防災課、土木港湾課、警察署、防災上重要な施設の管理者	(略)	第5節 避難に関する意識啓発	(市) 防災課、経営企画課	(略)	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1504 344 1718 478">第1節 津波警報や避難指示(緊急)等の情報伝達体制の整備</td> <td data-bbox="1718 344 2009 478">(市) 本部班(防災課)、広報班(経営企画課)</td> <td data-bbox="2009 344 2484 478">1 防災行政無線等の維持管理 2 情報伝達手段の多重化・多様化の確保 3 市及びライフライン事業者における措置</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1504 478 1718 630">第2節 緊急避難場所(一時退避場所、火災時退避場所)及び避難路の指定等</td> <td data-bbox="1718 478 2009 630">(市) 本部班(防災課)、土木施設管理班(土木港湾課)</td> <td data-bbox="2009 478 2484 630">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1504 630 1718 747">第3節 避難勧告等の判断及び伝達マニュアルの作成</td> <td data-bbox="1718 630 2009 747">(市) 本部班(防災課)</td> <td data-bbox="2009 630 2484 747">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1504 747 1718 898">第4節 避難誘導等に係る計画の策定</td> <td data-bbox="1718 747 2009 898">(市) 本部班(防災課)、土木施設管理班(土木港湾課)、警察署、防災上重要な施設の管理者</td> <td data-bbox="2009 747 2484 898">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1504 898 1718 995">第5節 避難に関する意識啓発</td> <td data-bbox="1718 898 2009 995">(市) 本部班(防災課)、広報班(経営企画課)</td> <td data-bbox="2009 898 2484 995">(略)</td> </tr> </table>	第1節 津波警報や避難指示(緊急)等の情報伝達体制の整備	(市) 本部班(防災課)、広報班(経営企画課)	1 防災行政無線等の維持管理 2 情報伝達手段の多重化・多様化の確保 3 市及びライフライン事業者における措置	第2節 緊急避難場所(一時退避場所、火災時退避場所)及び避難路の指定等	(市) 本部班(防災課)、土木施設管理班(土木港湾課)	(略)	第3節 避難勧告等の判断及び伝達マニュアルの作成	(市) 本部班(防災課)	(略)	第4節 避難誘導等に係る計画の策定	(市) 本部班(防災課)、土木施設管理班(土木港湾課)、警察署、防災上重要な施設の管理者	(略)	第5節 避難に関する意識啓発	(市) 本部班(防災課)、広報班(経営企画課)	(略)	<p>動の反映等 (表記の整理)</p>
第1節 津波警報や避難指示(緊急)等の情報伝達体制の整備	(市) 防災課、経営企画課	(追加) 1 情報伝達手段の多重化・多様化の確保 (追加)																															
第2節 緊急避難場所(一時退避場所、火災時退避場所)及び避難路の指定等	(市) 防災課、土木港湾課	(略)																															
第3節 避難勧告等の判断及び伝達マニュアルの作成	(市) 防災課	(略)																															
第4節 避難誘導等に係る計画の策定	(市) 防災課、土木港湾課、警察署、防災上重要な施設の管理者	(略)																															
第5節 避難に関する意識啓発	(市) 防災課、経営企画課	(略)																															
第1節 津波警報や避難指示(緊急)等の情報伝達体制の整備	(市) 本部班(防災課)、広報班(経営企画課)	1 防災行政無線等の維持管理 2 情報伝達手段の多重化・多様化の確保 3 市及びライフライン事業者における措置																															
第2節 緊急避難場所(一時退避場所、火災時退避場所)及び避難路の指定等	(市) 本部班(防災課)、土木施設管理班(土木港湾課)	(略)																															
第3節 避難勧告等の判断及び伝達マニュアルの作成	(市) 本部班(防災課)	(略)																															
第4節 避難誘導等に係る計画の策定	(市) 本部班(防災課)、土木施設管理班(土木港湾課)、警察署、防災上重要な施設の管理者	(略)																															
第5節 避難に関する意識啓発	(市) 本部班(防災課)、広報班(経営企画課)	(略)																															
68	<p>第1節 津波警報や避難指示(緊急)等の情報伝達体制の整備 (追加)</p> <p>1 市における措置 (略)</p>	<p>第1節 津波警報や避難指示(緊急)等の情報伝達体制の整備 1 防災行政無線等の維持管理 市は防災行政無線(高度情報通信ネットワーク)等を適切に維持管理する。 また、災害情報を放送事業者、新聞社、通信事業者等に効率的に伝達するための体制を整備する。 2 情報伝達手段の多重化・多様化の確保 (略)</p>	<p>2. 碧南市各局における活動の反映等 (表記の整理)</p>																														
69	<p>市は、さまざまな環境下にある住民等に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、コミュニティFM放送、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図る。 (略) (追加)</p>	<p>市は、さまざまな環境下にある住民等に対して警報等が<u>速やかに</u>確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、コミュニティFM放送、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)、<u>IP通信網、ケーブルテレビ網</u>等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図る。 (略) 3 市及びライフライン事業者における措置 市及びライフライン事業者は、災害情報共有システム(Lアラート)で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 (防災基本計画の修正(R2.5.29)を踏まえた修正)</p>																														

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和2年2月修正)	改正後(令和3年2月修正)	改正理由																								
74	<p>基本方針 (略)</p> <p>○ 社会福祉施設等の管理者は、その施設を利用する者を適切に避難誘導するため、市、地域住民、ボランティア団体等の多様な主体と協力体制を図るものとする。 (追加)</p> <p>○ 市及び県は、「むやみに移動(帰宅)を開始しない」という基本原則を積極的に広報することにより、帰宅困難者の集中による混乱発生の防止に努める必要がある。また、一斉帰宅を抑制するため、事業所等に対して従業員等を職場等に滞在させることができるよう、必要な物資の備蓄等を促すものとする。</p>	<p>基本方針 (略)</p> <p>○ 社会福祉施設等の管理者は、その施設を利用する者を適切に避難誘導するため、市、地域住民、ボランティア団体等の多様な主体と協力体制を図るものとする。</p> <p><u>○ 令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進するものとする。</u></p> <p>○ 市及び県は、「むやみに移動(帰宅)を開始しない」という基本原則を積極的に広報することにより、帰宅困難者の集中による混乱発生の防止に努める必要がある。また、一斉帰宅を抑制するため、事業所等に対して従業員等を職場等に滞在させることができるよう、必要な物資の備蓄等を促すものとする。</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p> <p>(防災基本計画の修正(R2.5.29)を踏まえた修正)</p>																								
74	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="433 1024 1374 1539"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 避難所の指定・整備</td> <td>(市)防災課、秘書情報課、経営企画課、庶務課、高齢介護課、福祉課、健康課、下水道課、環境課、学校教育課、国保年金課、生涯学習課、文化創造課等避難所施設</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2節 要配慮者支援対策</td> <td>(市)防災課、高齢介護課、福祉課、こども課、健康課、地域協働課、建築課、社会福祉協議会、社会福祉施設等管理者</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第3節 帰宅困難者対策</td> <td>(市)防災課、国保年金課</td> <td>__帰宅困難者対策 (追加)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 避難所の指定・整備	(市)防災課、秘書情報課、経営企画課、庶務課、高齢介護課、福祉課、健康課、下水道課、環境課、学校教育課、国保年金課、生涯学習課、文化創造課等避難所施設	(略)	第2節 要配慮者支援対策	(市)防災課、高齢介護課、福祉課、こども課、健康課、地域協働課、建築課、社会福祉協議会、社会福祉施設等管理者	(略)	第3節 帰宅困難者対策	(市)防災課、国保年金課	__帰宅困難者対策 (追加)	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1516 1024 2457 1539"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 避難所の指定・整備</td> <td>(市)本部班(防災課)、情報・調整班(秘書情報課)、広報班(経営企画課)、学校教育班(庶務課、学校教育課)、要配慮者支援班(高齢介護課、福祉班(福祉課)、第1医療班(健康課)、下水道班(下水道課)、環境班(環境課)、避難所班(国保年金課)、社会教育班(生涯学習課、文化創造課)等避難所施設</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2節 要配慮者支援対策</td> <td>(市)本部班(防災課)、要配慮者支援班(高齢介護課、福祉班(福祉課)、こども班(こども課)、第1医療班(健康課)、地域班(地域協働課)、住宅建築班(建築課)、社会福祉協議会、社会福祉施設等管理者</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第3節 帰宅困難者対策</td> <td>(市)本部班(防災課)、避難所班(国保年金課)</td> <td><u>1 帰宅困難者対策</u> <u>2 支援体制の構築</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 避難所の指定・整備	(市)本部班(防災課)、情報・調整班(秘書情報課)、広報班(経営企画課)、学校教育班(庶務課、学校教育課)、要配慮者支援班(高齢介護課、福祉班(福祉課)、第1医療班(健康課)、下水道班(下水道課)、環境班(環境課)、避難所班(国保年金課)、社会教育班(生涯学習課、文化創造課)等避難所施設	(略)	第2節 要配慮者支援対策	(市)本部班(防災課)、要配慮者支援班(高齢介護課、福祉班(福祉課)、こども班(こども課)、第1医療班(健康課)、地域班(地域協働課)、住宅建築班(建築課)、社会福祉協議会、社会福祉施設等管理者	(略)	第3節 帰宅困難者対策	(市)本部班(防災課)、避難所班(国保年金課)	<u>1 帰宅困難者対策</u> <u>2 支援体制の構築</u>	<p>2. 碧南市各部署における活動の反映等</p> <p>(表記の整理)</p>
区分	機関名	主な措置																									
第1節 避難所の指定・整備	(市)防災課、秘書情報課、経営企画課、庶務課、高齢介護課、福祉課、健康課、下水道課、環境課、学校教育課、国保年金課、生涯学習課、文化創造課等避難所施設	(略)																									
第2節 要配慮者支援対策	(市)防災課、高齢介護課、福祉課、こども課、健康課、地域協働課、建築課、社会福祉協議会、社会福祉施設等管理者	(略)																									
第3節 帰宅困難者対策	(市)防災課、国保年金課	__帰宅困難者対策 (追加)																									
区分	機関名	主な措置																									
第1節 避難所の指定・整備	(市)本部班(防災課)、情報・調整班(秘書情報課)、広報班(経営企画課)、学校教育班(庶務課、学校教育課)、要配慮者支援班(高齢介護課、福祉班(福祉課)、第1医療班(健康課)、下水道班(下水道課)、環境班(環境課)、避難所班(国保年金課)、社会教育班(生涯学習課、文化創造課)等避難所施設	(略)																									
第2節 要配慮者支援対策	(市)本部班(防災課)、要配慮者支援班(高齢介護課、福祉班(福祉課)、こども班(こども課)、第1医療班(健康課)、地域班(地域協働課)、住宅建築班(建築課)、社会福祉協議会、社会福祉施設等管理者	(略)																									
第3節 帰宅困難者対策	(市)本部班(防災課)、避難所班(国保年金課)	<u>1 帰宅困難者対策</u> <u>2 支援体制の構築</u>																									
75	<p>第1節 避難所の指定・整備</p> <p>1 市における措置 (略)</p> <p>(2) 指定避難所の指定 (略)</p>	<p>第1節 避難所の指定・整備</p> <p>1 市における措置 (略)</p> <p>(2) 指定避難所の指定 (略)</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p> <p>(対策の追加)</p>																								

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和2年2月修正)	改正後(令和3年2月修正)	改正理由
75	<p><u>(追加)</u></p>	<p><u>イ 上記アの基準に加え、避難所として指定する施設は、耐震性、耐火性の確保、天井等の非構造部材の耐震対策を図るとともに、バリアフリー化しておくことが望ましい。</u></p>	
76	<p>イ(略) ウ(略) エ(略) オ(略) <u>(追加)</u></p>	<p>ウ(略) エ(略) オ(略) カ(略) <u>キ 市は、指定管理施設を指定避難所とする場合には、施設の設置者及び指定管理者との間で、あらかじめ避難所運営に関する役割分担等を明確にしておくものとする。</u></p>	
76	<p>(3) 避難所が備えるべき設備の整備 (略) 避難所には、内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布等の整備を図るとともに、空調、洋式トイレ等要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>また、緊急時に有効な次の設備について、平時から避難所等に備え付け、利用できるよう整備しておくよう努めていく。</p>	<p>(3) 避難所が備えるべき設備の整備 (略) 避難所には、内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布等の整備を図るとともに、<u>マスク、消毒液の備蓄に努める。さらに、</u>空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。</p> <p><u>なお、バリアフリー化がされていない施設を避難所とした場合には、要配慮者が利用しやすいよう障害者用トイレ、スロープ等の仮設に努める。</u></p> <p>また、<u>必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるとともに、</u>緊急時に有効な次の設備について、<u>平常</u>時から避難所等に備え付け、利用できるよう整備しておくよう努めていく。</p>	<p>(防災基本計画の修正(R2.5.29)を踏まえた修正等)</p>
77	<p>(略) (5) 避難所の運営体制の整備 (略) <u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>(略) (5) 避難所の運営体制の整備 (略) <u>エ 市は、避難所でのペット同行避難者の受入体制について検討する。</u> <u>オ 市は、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。</u> <u>カ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染者が発生した場合の対応を含め、県が作成した「避難所における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」などを参考に、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して取組を進めるとともに、必要な場</u></p>	<p>(対策の追加) (防災基本計画の修正(R2.5.29)を踏まえた修正等)</p>

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和2年2月修正)	改正後(令和3年2月修正)	改正理由
77	(略)	<u>合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。</u> (略)	
77	第2節 要配慮者支援対策	第2節 要配慮者支援対策	1. 県の地域防災計画の修正の反映
78	1 市及び社会福祉施設等管理者における措置 (1) 社会福祉施設等における対策 (略) <u>(追加)</u>	1 市及び社会福祉施設等管理者における措置 (1) 社会福祉施設等における対策 (略) <u>カ 非常用電源の確保等</u> <u>病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。</u>	(防災基本計画の修正(R2.5.29)を踏まえた修正)
	(2) 在宅の要配慮者対策 ア (略) イ 応援協力体制の整備 市は、被災時の要配慮者の安全と入所施設を確保するため、医療機関、社会福祉施設、近隣住民、自主防災会やボランティア組織、国及び他の地方公共団体等との応援協力体制の確立に努めるものとする。 <u>(追加)</u>	(2) 在宅の要配慮者対策 ア (略) イ 応援協力体制の整備 市は、被災時の要配慮者の安全と入所施設を確保するため、医療機関、社会福祉施設、近隣住民、自主防災会やボランティア組織、国及び他の地方公共団体等との応援協力体制の確立に努めるものとする。 <u>◆資料編(資料12-59)災害時における要介護高齢者の安否確認等に関する協定書</u>	2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)
79	(略) (4) 外国人等に対する対策 (略)	(略) (4) 外国人等に対する対策 (略)	1. 県の地域防災計画の修正の反映
80	オ 災害時に多言語情報の提供を行う愛知県災害多言語支援センターや <u>県国際交流協会の「多言語情報翻訳システム」の活用等が図られるため</u> の体制整備を推進する。	オ 災害時に多言語情報の提供を行う愛知県災害多言語支援センターの体制整備を推進する。	(表記の整理)
80	第3節 帰宅困難者対策 1 <u>市における措置</u>	第3節 帰宅困難者対策 1 <u>帰宅困難者対策</u>	2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和2年2月修正)	改正後(令和3年2月修正)	改正理由																																				
81	第8章 火災予防・危険性物質の防災対策	第8章 火災予防・危険性物質の防災対策																																					
81	主な機関の措置 <table border="1" data-bbox="412 508 1341 892"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機関名</th> <th>主 な 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 火災予防対策に関する指導</td> <td>消防署、(市) 防災課</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2節 消防力の整備強化</td> <td>(市) 防災課、消防署</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第3節 危険物施設防災計画</td> <td>消防署</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第4節 高圧ガス大量貯蔵所防災計画</td> <td>高圧ガス製造施設の管理者</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第5節 毒物劇物取扱施設防災計画</td> <td>(市) 環境課、毒物劇物取扱施設の管理者</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機関名	主 な 措 置	第1節 火災予防対策に関する指導	消防署、(市) 防災課	(略)	第2節 消防力の整備強化	(市) 防災課、消防署	(略)	第3節 危険物施設防災計画	消防署	(略)	第4節 高圧ガス大量貯蔵所防災計画	高圧ガス製造施設の管理者	(略)	第5節 毒物劇物取扱施設防災計画	(市) 環境課、毒物劇物取扱施設の管理者	(略)	主な機関の措置 <table border="1" data-bbox="1504 508 2404 892"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機関名</th> <th>主 な 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 火災予防対策に関する指導</td> <td>消防署、(市) <u>本部班(防災課)</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2節 消防力の整備強化</td> <td>(市) <u>本部班(防災課)</u>、消防署</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第3節 危険物施設防災計画</td> <td>消防署</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第4節 高圧ガス大量貯蔵所防災計画</td> <td>高圧ガス製造施設の管理者</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第5節 毒物劇物取扱施設防災計画</td> <td>(市) <u>本部班(防災課)</u>、 毒物劇物取扱施設の管理者</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機関名	主 な 措 置	第1節 火災予防対策に関する指導	消防署、(市) <u>本部班(防災課)</u>	(略)	第2節 消防力の整備強化	(市) <u>本部班(防災課)</u> 、消防署	(略)	第3節 危険物施設防災計画	消防署	(略)	第4節 高圧ガス大量貯蔵所防災計画	高圧ガス製造施設の管理者	(略)	第5節 毒物劇物取扱施設防災計画	(市) <u>本部班(防災課)</u> 、 毒物劇物取扱施設の管理者	(略)	2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)
区 分	機関名	主 な 措 置																																					
第1節 火災予防対策に関する指導	消防署、(市) 防災課	(略)																																					
第2節 消防力の整備強化	(市) 防災課、消防署	(略)																																					
第3節 危険物施設防災計画	消防署	(略)																																					
第4節 高圧ガス大量貯蔵所防災計画	高圧ガス製造施設の管理者	(略)																																					
第5節 毒物劇物取扱施設防災計画	(市) 環境課、毒物劇物取扱施設の管理者	(略)																																					
区 分	機関名	主 な 措 置																																					
第1節 火災予防対策に関する指導	消防署、(市) <u>本部班(防災課)</u>	(略)																																					
第2節 消防力の整備強化	(市) <u>本部班(防災課)</u> 、消防署	(略)																																					
第3節 危険物施設防災計画	消防署	(略)																																					
第4節 高圧ガス大量貯蔵所防災計画	高圧ガス製造施設の管理者	(略)																																					
第5節 毒物劇物取扱施設防災計画	(市) <u>本部班(防災課)</u> 、 毒物劇物取扱施設の管理者	(略)																																					
81	第1節 火災予防対策に関する指導 (略)	第1節 火災予防対策に関する指導 (略)	2. 碧南市各部署における活動の反映等																																				
82	2 危険物等の保安確保の指導 (略) (追加)	2 危険物等の保安確保の指導 (略) <u>(2) 震災時の出火防止対策の推進</u> <u>市は、地震時における電気に起因する火災を防止するため、電力会社等と共に感震ブレーカー等の普及や、自宅から避難する際にブレーカーを落とすことについて啓発を図るものとする。</u>	2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)																																				
84	第5節 毒物劇物取扱施設防災計画 1 毒物劇物取扱施設の管理者における措置	第5節 毒物劇物取扱施設防災計画 毒物劇物取扱施設の管理者における措置	2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)																																				
86	第9章 津波等予防対策	第9章 津波等予防対策																																					
86	主な機関の措置	主な機関の措置	2. 碧南市各部署																																				

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和2年2月修正)	改正後(令和3年2月修正)	改正理由																														
86	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 津波対策に係る地域の指定等</td> <td>(市) 防災課、県</td> <td>1 津波危険地域の指定 2 津波災害警戒区域の指定 3 津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定の設定 4 南海トラフ法に基づく津波避難対策特別強化地域の指定</td> </tr> <tr> <td>第2節 津波防災体制の充実</td> <td>(市) 防災課、福祉課、高齢介護課、健康課、農業水産課、土木港湾課、下水道課、藤井達吉現代美術館、消防署</td> <td>1 想定される津波等に対する計画の策定 2 避難誘導計画など具体的な計画等の策定 3 不特定かつ多数の者が出入りする施設の管理者における措置 (追加)</td> </tr> <tr> <td>第3節 津波防災知識の普及</td> <td>(市) 防災課、生涯学習課</td> <td>1 津波防災知識の普及 2 津波危険地域の周知や津波を想定した情報伝達、避難訓練の実施等</td> </tr> <tr> <td>第4節 津波等防災事業の推進</td> <td>(市) 防災課、農業水産課、土木港湾課、資産活用課、商工課、都市整備課、下水道課、消防署、避難促進施設の所有者又は管理者</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 津波対策に係る地域の指定等	(市) 防災課、県	1 津波危険地域の指定 2 津波災害警戒区域の指定 3 津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定の設定 4 南海トラフ法に基づく津波避難対策特別強化地域の指定	第2節 津波防災体制の充実	(市) 防災課、福祉課、高齢介護課、健康課、農業水産課、土木港湾課、下水道課、藤井達吉現代美術館、消防署	1 想定される津波等に対する計画の策定 2 避難誘導計画など具体的な計画等の策定 3 不特定かつ多数の者が出入りする施設の管理者における措置 (追加)	第3節 津波防災知識の普及	(市) 防災課、生涯学習課	1 津波防災知識の普及 2 津波危険地域の周知や津波を想定した情報伝達、避難訓練の実施等	第4節 津波等防災事業の推進	(市) 防災課、農業水産課、土木港湾課、資産活用課、商工課、都市整備課、下水道課、消防署、避難促進施設の所有者又は管理者	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 津波対策に係る地域の指定等</td> <td>(市) <u>本部班(防災課)</u>、県</td> <td>1 津波危険地域の指定 2 <u>津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定の設定</u> 3 <u>津波災害警戒区域の指定</u> 4 南海トラフ法に基づく津波避難対策特別強化地域の指定</td> </tr> <tr> <td>第2節 津波防災体制の充実</td> <td>(市) <u>本部班(防災課)</u>、<u>福祉班(福祉課)</u>、<u>要配慮者支援班(高齢介護課)</u>、<u>第1医療班(健康課)</u>、<u>農水班(農業水産課)</u>、<u>土木施設管理班(土木港湾課)</u>、<u>下水道班(下水道課)</u>、藤井達吉現代美術館、消防署</td> <td>1 想定される津波等に対する計画の策定 2 避難誘導計画など具体的な計画等の策定 3 不特定かつ多数の者が出入りする施設の管理者における措置 4 <u>津波災害警戒区域の指定に係る事項</u></td> </tr> <tr> <td>第3節 津波防災知識の普及</td> <td>(市) <u>本部班(防災課)</u>、<u>社会教育班(生涯学習課)</u></td> <td>1 津波防災知識の普及 2 津波危険地域・<u>津波災害警戒区域</u>の周知や津波を想定した情報伝達、避難訓練の実施等</td> </tr> <tr> <td>第4節 津波等防災事業の推進</td> <td>(市) <u>本部班(防災課)</u>、<u>農水班(農業水産課)</u>、<u>土木施設管理班(土木港湾課)</u>、<u>調達班(資産活用課)</u>、<u>供給班(商工課)</u>、<u>土木施設管理班(都市整備課)</u>、<u>下水道班(下水道課)</u>、消防署、避難促進施設の所有者又は管理者</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 津波対策に係る地域の指定等	(市) <u>本部班(防災課)</u> 、県	1 津波危険地域の指定 2 <u>津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定の設定</u> 3 <u>津波災害警戒区域の指定</u> 4 南海トラフ法に基づく津波避難対策特別強化地域の指定	第2節 津波防災体制の充実	(市) <u>本部班(防災課)</u> 、 <u>福祉班(福祉課)</u> 、 <u>要配慮者支援班(高齢介護課)</u> 、 <u>第1医療班(健康課)</u> 、 <u>農水班(農業水産課)</u> 、 <u>土木施設管理班(土木港湾課)</u> 、 <u>下水道班(下水道課)</u> 、藤井達吉現代美術館、消防署	1 想定される津波等に対する計画の策定 2 避難誘導計画など具体的な計画等の策定 3 不特定かつ多数の者が出入りする施設の管理者における措置 4 <u>津波災害警戒区域の指定に係る事項</u>	第3節 津波防災知識の普及	(市) <u>本部班(防災課)</u> 、 <u>社会教育班(生涯学習課)</u>	1 津波防災知識の普及 2 津波危険地域・ <u>津波災害警戒区域</u> の周知や津波を想定した情報伝達、避難訓練の実施等	第4節 津波等防災事業の推進	(市) <u>本部班(防災課)</u> 、 <u>農水班(農業水産課)</u> 、 <u>土木施設管理班(土木港湾課)</u> 、 <u>調達班(資産活用課)</u> 、 <u>供給班(商工課)</u> 、 <u>土木施設管理班(都市整備課)</u> 、 <u>下水道班(下水道課)</u> 、消防署、避難促進施設の所有者又は管理者	(略)	局における活動の反映等 (表記の整理)
区分	機関名	主な措置																															
第1節 津波対策に係る地域の指定等	(市) 防災課、県	1 津波危険地域の指定 2 津波災害警戒区域の指定 3 津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定の設定 4 南海トラフ法に基づく津波避難対策特別強化地域の指定																															
第2節 津波防災体制の充実	(市) 防災課、福祉課、高齢介護課、健康課、農業水産課、土木港湾課、下水道課、藤井達吉現代美術館、消防署	1 想定される津波等に対する計画の策定 2 避難誘導計画など具体的な計画等の策定 3 不特定かつ多数の者が出入りする施設の管理者における措置 (追加)																															
第3節 津波防災知識の普及	(市) 防災課、生涯学習課	1 津波防災知識の普及 2 津波危険地域の周知や津波を想定した情報伝達、避難訓練の実施等																															
第4節 津波等防災事業の推進	(市) 防災課、農業水産課、土木港湾課、資産活用課、商工課、都市整備課、下水道課、消防署、避難促進施設の所有者又は管理者	(略)																															
区分	機関名	主な措置																															
第1節 津波対策に係る地域の指定等	(市) <u>本部班(防災課)</u> 、県	1 津波危険地域の指定 2 <u>津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定の設定</u> 3 <u>津波災害警戒区域の指定</u> 4 南海トラフ法に基づく津波避難対策特別強化地域の指定																															
第2節 津波防災体制の充実	(市) <u>本部班(防災課)</u> 、 <u>福祉班(福祉課)</u> 、 <u>要配慮者支援班(高齢介護課)</u> 、 <u>第1医療班(健康課)</u> 、 <u>農水班(農業水産課)</u> 、 <u>土木施設管理班(土木港湾課)</u> 、 <u>下水道班(下水道課)</u> 、藤井達吉現代美術館、消防署	1 想定される津波等に対する計画の策定 2 避難誘導計画など具体的な計画等の策定 3 不特定かつ多数の者が出入りする施設の管理者における措置 4 <u>津波災害警戒区域の指定に係る事項</u>																															
第3節 津波防災知識の普及	(市) <u>本部班(防災課)</u> 、 <u>社会教育班(生涯学習課)</u>	1 津波防災知識の普及 2 津波危険地域・ <u>津波災害警戒区域</u> の周知や津波を想定した情報伝達、避難訓練の実施等																															
第4節 津波等防災事業の推進	(市) <u>本部班(防災課)</u> 、 <u>農水班(農業水産課)</u> 、 <u>土木施設管理班(土木港湾課)</u> 、 <u>調達班(資産活用課)</u> 、 <u>供給班(商工課)</u> 、 <u>土木施設管理班(都市整備課)</u> 、 <u>下水道班(下水道課)</u> 、消防署、避難促進施設の所有者又は管理者	(略)																															
87	第2節 津波防災体制の充実 1 市及び県における措置 (略)	第2節 津波防災体制の充実 1 <u>想定される津波等に対する計画の策定</u> (略)	2. 碧南市各部署における活動の反映等																														
88	2 市における措置 (略) 市は、津波危険地域及び堤防・護岸施設外の区域などにおける、住民、観光客、漁船等の安全を確保するため、津波警報等の迅速かつ的確な伝達・広報の計画及び海岸線や津波危険地域の監視、巡回体制、さらには避難誘導計画、津波ハザードマップなどを具体的に策定する。 (略)	2 <u>避難誘導計画などの具体的な計画等の策定</u> (略) 市は、 <u>津波危険地域・津波災害警戒区域</u> 及び堤防・護岸施設外の区域などにおける、住民、観光客、漁船等の安全を確保するため、津波警報等の迅速かつ的確な伝達・広報の計画及び海岸線や <u>津波危険地域・津波災害警戒区域</u> の監視、巡回体制、さらには避難誘導計画、津波ハザードマップなどを具体的に策定する。 (略)	(表記の整理) 1. 県の地域防災計画の修正の反映																														
89	(5) 津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とするが、各地域において、津波到達時間、避難場所までの距離、要配慮者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討す	(5) 津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とするが、各地域において、津波到達時間、避難場所までの距離、要配慮者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない	(津波災害警戒区域の指定に伴う修正)																														

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和2年2月修正)	改正後(令和3年2月修正)	改正理由
89	<p>るものとする。なお、検討にあたっては、県警察と十分調整しつつ、自動車避難に伴う危険性の軽減方策とともに、自動車による避難には限界量があることを認識し、限界量以下に抑制するよう各地域で合意形成を図るものとする。</p>	<p>場合は、避難者が自動車ですべて安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討するものとする。なお、検討にあたっては、県警察と十分調整しつつ、自動車避難に伴う危険性の軽減方策とともに、自動車による避難には限界量があることを認識し、限界量以下に抑制するよう各地域で合意形成を図るものとする。<u>また、避難手段として、愛知県自転車活用推進計画を基に自転車の活用も検討する。</u></p>	<p>(愛知県地域強靱化計画の改訂を踏まえた修正)</p>
89	<p>(略)</p> <p>4 津波災害警戒区域の指定に係る事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>イ 津波災害警戒区域内に地下街や社会福祉施設、学校、医療施設その他特に防災上の配慮を要する者が利用する施設(以下「避難促進施設」という。)がある場合には、施設の利用者の円滑な警戒避難のための津波に関する情報、予報及び警報の伝達方法</p> <p>(追加)</p>	<p>4 津波災害警戒区域の指定に係る事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>イ 津波災害警戒区域内に<u>ある</u>地下街や社会福祉施設、学校、医療施設その他特に防災上の配慮を要する者が利用する施設<u>で市地域防災計画に定める施設</u>(以下「避難促進施設」という。)がある場合には、施設の利用者の円滑な警戒避難のための津波に関する情報、予報及び警報の伝達方法</p> <p><u>第3編第2章「避難行動」第1節「津波警報等の伝達」、第2節「避難の指示」、第3節「住民等の避難誘導」、第5章「救出・救助対策」第1節「救出・救助活動」、第16章「学校における対策」第1節「津波警報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置」を参照。</u></p> <p>◆資料編(資料1-2)浸水想定区域内要配慮者利用施設</p>	<p>(津波災害警戒区域の指定に伴う修正)</p> <p>2. 碧南市各部署における活動の反映等</p> <p>(表記の整理)</p>
89	<p>第3節 津波防災知識の普及</p> <p>1 市における措置</p> <p>(略)</p>	<p>第3節 津波防災知識の普及</p> <p>1 <u>津波防災意識の普及</u></p> <p>(略)</p>	<p>2. 碧南市各部署における活動の反映等</p>
90	<p>(1) 一般向け</p> <p>ア 避難行動に関する知識</p> <p>(略)</p> <p>(追加)</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>(エ) (略)</p> <p>(オ) (略)</p>	<p>(1) 一般向け</p> <p>ア 避難行動に関する知識</p> <p>(略)</p> <p><u>(ウ)「巨大」という定性的表現で大津波警報が発表された場合は、最悪の事態を想定して最大限の避難等防災対応をとる必要があること。</u></p> <p><u>(エ)沖合の津波観測に関する情報が発表されてから避難するのではなく避難行動開始のきっかけは強い揺れや津波警報等であること。</u></p> <p>(オ) (略)</p> <p>(カ) (略)</p> <p>(キ) (略)</p>	<p>(表記の整理)</p> <p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p> <p>(他計画等との整合性を図る)</p>

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和2年2月修正)	改正後(令和3年2月修正)	改正理由																														
90 91	(カ) (略) 2 津波危険地域の周知や津波を想定した情報伝達、避難訓練の実施等 (略)	(ク) (略) 2 津波危険地域・津波災害警戒区域の周知や津波を想定した情報伝達、避難訓練の実施等 (略)	ため修正																														
93	第10章 広域応援体制の整備	第10章 広域応援体制の整備																															
93	主な機関の措置 <table border="1" data-bbox="418 766 1359 1255"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機関名</th> <th>主 な 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 資料の整備</td> <td>(市) 防災課</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2節 広域応援体制の整備</td> <td>(市) 防災課、建築課、環境課、資産活用課、秘書情報課、経営企画課、健康課、市民病院</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第3節 応援部隊等に係る広域応援体制の整備</td> <td>(市) 防災課 消防署</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第4節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備</td> <td>(市) 防災課</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機関名	主 な 措 置	第1節 資料の整備	(市) 防災課	(略)	第2節 広域応援体制の整備	(市) 防災課、建築課、環境課、資産活用課、秘書情報課、経営企画課、健康課、市民病院	(略)	第3節 応援部隊等に係る広域応援体制の整備	(市) 防災課 消防署	(略)	第4節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備	(市) 防災課	(略)	主な機関の措置 <table border="1" data-bbox="1504 766 2445 1264"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機関名</th> <th>主 な 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 資料の整備</td> <td>(市) 本部班(防災課)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2節 広域応援体制の整備</td> <td>(市) 本部班(防災課)、住宅建築班(建築課)、環境班(環境課)、調達班(資産活用課)、情報・調整班(秘書情報課)、広報班(経営企画課)、第1医療班(健康課)、市民病院</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第3節 応援部隊等に係る広域応援体制の整備</td> <td>(市) 本部班(防災課) 消防署</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第4節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備</td> <td>(市) 本部班(防災課)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機関名	主 な 措 置	第1節 資料の整備	(市) 本部班(防災課)	(略)	第2節 広域応援体制の整備	(市) 本部班(防災課)、住宅建築班(建築課)、環境班(環境課)、調達班(資産活用課)、情報・調整班(秘書情報課)、広報班(経営企画課)、第1医療班(健康課)、市民病院	(略)	第3節 応援部隊等に係る広域応援体制の整備	(市) 本部班(防災課) 消防署	(略)	第4節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備	(市) 本部班(防災課)	(略)	2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)
区 分	機関名	主 な 措 置																															
第1節 資料の整備	(市) 防災課	(略)																															
第2節 広域応援体制の整備	(市) 防災課、建築課、環境課、資産活用課、秘書情報課、経営企画課、健康課、市民病院	(略)																															
第3節 応援部隊等に係る広域応援体制の整備	(市) 防災課 消防署	(略)																															
第4節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備	(市) 防災課	(略)																															
区 分	機関名	主 な 措 置																															
第1節 資料の整備	(市) 本部班(防災課)	(略)																															
第2節 広域応援体制の整備	(市) 本部班(防災課)、住宅建築班(建築課)、環境班(環境課)、調達班(資産活用課)、情報・調整班(秘書情報課)、広報班(経営企画課)、第1医療班(健康課)、市民病院	(略)																															
第3節 応援部隊等に係る広域応援体制の整備	(市) 本部班(防災課) 消防署	(略)																															
第4節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備	(市) 本部班(防災課)	(略)																															
93	第2節 広域応援体制の整備 1 応援協定の締結等 (略) (1) 相互応援協定 (略) (追加)	第2節 広域応援体制の整備 1 応援協定の締結等 (略) (1) 相互応援協定の締結 (略) (2) 技術職員の確保 市は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。	1. 県の地域防災計画の修正の反映 (防災基本計画の修正(R2.5.29)を踏まえた修正等)																														
94	(2) 民間団体等との協定 市は、災害対策基本法第49条の3に基づき、民間団体等の協力を得る	(3) 民間団体等との協定の締結等 市は、災害対策基本法第49条の3に基づき、民間団体等の協力を得る																															

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和2年2月修正)	改正後(令和3年2月修正)	改正理由
94	<p>ため、応援協定を締結するなど必要な措置を講ずることにより、各主体が災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策を行えるよう努めるものとする。民間団体等に委託可能な災害対策に係る業務(被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等)については、あらかじめ、民間団体等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間団体等の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間団体等のノウハウや能力等を活用するものとする。</p> <p>また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意すること。</p>	<p>ため、応援協定を締結するなど必要な措置を講ずることにより、各主体が災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策を行えるよう努めるものとする。民間団体等に委託可能な災害対策に係る業務(被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等)については、あらかじめ、民間団体等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間団体等の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間団体等のノウハウや能力等を活用するものとする。</p> <p>また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、<u>訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど</u>、実効性の確保に留意すること。</p>	
94	<p>(略)</p> <p>3 防災活動拠点の確保等及び受援体制の整備</p> <p>(略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>市は、円滑に国等からの広域的な応援を受けることができるよう、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要となる拠点、緊急輸送ルート等の確保、整備及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。</p> <p>なお、緊急輸送ルート等の確保にあたっては、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検するものとする。</p>	<p>(略)</p> <p>3 防災活動拠点の確保等及び受援体制の整備</p> <p>(略)</p> <p><u>(1) 防災活動拠点の確保等</u></p> <p>市は、円滑に国等からの広域的な応援を受けることができるよう、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要となる拠点、緊急輸送ルート等の確保、整備及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。<u>また、県は、広域かつ甚大な災害が発生した際に全国から人員や物資等の支援を受け入れ、被災地域の防災拠点に迅速かつ的確に供給する後方支援を担うための新たな防災拠点の確保に向けた検討を行う。</u></p> <p>なお、緊急輸送ルート等の確保にあたっては、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検するものとする。</p> <p><u>また、市は、防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努めるものとする。</u></p>	<p>(対策の追加)</p> <p>(防災基本計画の修正(R2.5.29)を踏まえた修正等)</p>
95	<p>(略)</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>(略)</p> <p><u>(2) 受援体制の整備</u></p> <p>市は、<u>国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペース等の確保を行うものとする。</u></p> <p><u>また、市は、訓練等を通じて、被災市区町村応援職員確保システムを活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円</u></p>	

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和2年2月修正)	改正後(令和3年2月修正)	改正理由												
95 95 96	<p>第4節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備</p> <p>1 県及び市における措置</p> <p>(1) 災害時の円滑な物流に向けた体制の検討</p> <p>県及び市は、円滑に国等からの支援物資の受入・供給を行うため、<u>広域物資輸送拠点や地域内輸送拠点等(以下、「物資拠点」という。)</u>の見直しを始め、物資拠点における作業体制等について検討を行うとともに、関係機関との情報の共有に努めるものとする。</p> <p>(追加)</p> <p>(略)</p>	<p><u>滑な活用の促進に努めるものとする。</u></p> <p>第4節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備</p> <p>1 県及び市における措置</p> <p>(1) 災害時の円滑な物流に向けた体制の検討</p> <p>市は、円滑に国等からの支援物資の受入・供給を行うため、地域内輸送拠点等(以下、「物資拠点」という。)の見直しを始め、物資拠点における作業体制等について検討を行うとともに、関係機関との情報の共有に努めるものとする。</p> <p><u>また、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。この際、市は、災害時に物資拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資拠点を選定しておくよう努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p>	<p>2. 碧南市各部署における活動の反映等</p> <p>(表記の整理)</p> <p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p> <p>(防災基本計画の修正(R2.5.29)を踏まえた修正等)</p>												
97	<p>第11章 防災訓練及び防災意識の向上</p>	<p>第11章 防災訓練及び防災意識の向上</p>													
97	<p>基本方針</p> <p>(略)</p> <p>○ 防災訓練、教育等の実施にあたっては、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。</p> <p>(略)</p>	<p>基本方針</p> <p>(略)</p> <p>○ 防災訓練、教育等の実施にあたっては、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。<u>また、防災訓練の実施にあたっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めることとする。</u></p> <p>(略)</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p> <p>(対策の追加)</p>												
97	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="418 1801 1359 1850"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置				<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1504 1801 2445 1850"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置				<p>2. 碧南市各部署における活</p>
区分	機関名	主な措置													
区分	機関名	主な措置													

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和2年2月修正)	改正後(令和3年2月修正)	改正理由																										
97	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="418 342 632 453">第1節 防災訓練の実施</td> <td data-bbox="632 342 1023 453">(市) 防災課、国保年金課、商工課、<u>学校教育課</u>、消防署、全課</td> <td data-bbox="1023 342 1356 453">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="418 453 632 537">第2節 防災のための意識啓発・広報</td> <td data-bbox="632 453 1023 537">(市) 防災課、建築課、土木港湾課</td> <td data-bbox="1023 453 1356 537">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="418 537 632 688" rowspan="3">第3節 防災のための教育</td> <td data-bbox="632 537 1023 621">(市) 防災課、<u>学校教育課</u>、こども課</td> <td data-bbox="1023 537 1356 621">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="632 621 1023 688">中部運輸局</td> <td data-bbox="1023 621 1356 688">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="632 688 1023 772">防災関係機関</td> <td data-bbox="1023 688 1356 772">(略)</td> </tr> </table>	第1節 防災訓練の実施	(市) 防災課、国保年金課、商工課、 <u>学校教育課</u> 、消防署、全課	(略)	第2節 防災のための意識啓発・広報	(市) 防災課、建築課、土木港湾課	(略)	第3節 防災のための教育	(市) 防災課、 <u>学校教育課</u> 、こども課	(略)	中部運輸局	(略)	防災関係機関	(略)	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1504 342 1718 453">第1節 防災訓練の実施</td> <td data-bbox="1718 342 2110 453">(市) <u>本部班(防災課)、避難所班(国保年金課)、供給班(商工課)、学校教育班(学校教育課)</u>、消防署、全課</td> <td data-bbox="2110 342 2442 453">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1504 453 1718 537">第2節 防災のための意識啓発・広報</td> <td data-bbox="1718 453 2110 537">(市) <u>本部班(防災課)、住宅建築班(建築課)、土木施設管理班(土木港湾課)</u></td> <td data-bbox="2110 453 2442 537">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1504 537 1718 688" rowspan="3">第3節 防災のための教育</td> <td data-bbox="1718 537 2110 621">(市) <u>本部班(防災課)、学校教育班(学校教育課)、こども班(こども課)</u></td> <td data-bbox="2110 537 2442 621">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1718 621 2110 688">中部運輸局</td> <td data-bbox="2110 621 2442 688">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1718 688 2110 772">防災関係機関</td> <td data-bbox="2110 688 2442 772">(略)</td> </tr> </table>	第1節 防災訓練の実施	(市) <u>本部班(防災課)、避難所班(国保年金課)、供給班(商工課)、学校教育班(学校教育課)</u> 、消防署、全課	(略)	第2節 防災のための意識啓発・広報	(市) <u>本部班(防災課)、住宅建築班(建築課)、土木施設管理班(土木港湾課)</u>	(略)	第3節 防災のための教育	(市) <u>本部班(防災課)、学校教育班(学校教育課)、こども班(こども課)</u>	(略)	中部運輸局	(略)	防災関係機関	(略)	<p>動の反映等</p> <p>(表記の整理)</p>
第1節 防災訓練の実施	(市) 防災課、国保年金課、商工課、 <u>学校教育課</u> 、消防署、全課	(略)																											
第2節 防災のための意識啓発・広報	(市) 防災課、建築課、土木港湾課	(略)																											
第3節 防災のための教育	(市) 防災課、 <u>学校教育課</u> 、こども課	(略)																											
	中部運輸局	(略)																											
	防災関係機関	(略)																											
第1節 防災訓練の実施	(市) <u>本部班(防災課)、避難所班(国保年金課)、供給班(商工課)、学校教育班(学校教育課)</u> 、消防署、全課	(略)																											
第2節 防災のための意識啓発・広報	(市) <u>本部班(防災課)、住宅建築班(建築課)、土木施設管理班(土木港湾課)</u>	(略)																											
第3節 防災のための教育	(市) <u>本部班(防災課)、学校教育班(学校教育課)、こども班(こども課)</u>	(略)																											
	中部運輸局	(略)																											
	防災関係機関	(略)																											
98	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="418 688 632 772">第4節 防災意識調査及び地震相談の実施</td> <td data-bbox="632 688 1023 772">(市) 防災課、<u>建築課</u>、消防署</td> <td data-bbox="1023 688 1356 772">(略)</td> </tr> </table>	第4節 防災意識調査及び地震相談の実施	(市) 防災課、 <u>建築課</u> 、消防署	(略)	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1504 688 1718 772">第4節 防災意識調査及び地震相談の実施</td> <td data-bbox="1718 688 2110 772">(市) <u>本部班(防災課)、住宅建築班(建築課)</u>、消防署</td> <td data-bbox="2110 688 2442 772">(略)</td> </tr> </table>	第4節 防災意識調査及び地震相談の実施	(市) <u>本部班(防災課)、住宅建築班(建築課)</u> 、消防署	(略)																					
第4節 防災意識調査及び地震相談の実施	(市) 防災課、 <u>建築課</u> 、消防署	(略)																											
第4節 防災意識調査及び地震相談の実施	(市) <u>本部班(防災課)、住宅建築班(建築課)</u> 、消防署	(略)																											
100	<p>第2節 防災のための意識啓発・広報</p> <p>1 市及び警察における措置</p> <p>(略)</p>	<p>第2節 防災のための意識啓発・広報</p> <p>1 市及び警察における措置</p> <p>(略)</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p>																										
100	<p>(1) 防災意識の啓発</p> <p>(略)</p> <p>また、起震車及び地震災害に関するビデオなどにより、防災教育の推進を図る。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>さらに、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するよう努める。</p> <p>ア 地震に関する基礎知識</p> <p>イ <u>東海地震の予知に関する知識</u></p> <p>ウ <u>東海地震に関連する情報及び警戒宣言の内容・性格並びにこれに基づく措置の内容</u></p> <p>エ <u>南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識</u></p> <p>オ <u>県内の活断層や活断層地震への対策に関する知識</u></p> <p>カ <u>予想される地震及び津波に関する知識、地域の危険度に関する知識</u></p>	<p>(1) 防災意識の啓発</p> <p>(略)</p> <p>また、起震車及び地震災害に関するビデオなどにより、防災教育の推進を図る。</p> <p><u>名古屋地方気象台は、市民が津波警報等や地震に関する情報(緊急地震速報、南海トラフ地震に関連する情報、長周期地震動に関する観測情報含む。)を容易に理解し、適切な避難行動をとることができるよう、市及び防災関係機関と協力して、次の事項の内ア～エ、ク、セ～テについて解説に努め、正しい知識について啓発を図る。</u></p> <p>さらに、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するよう努める。</p> <p>ア 地震に関する基礎知識</p> <p>イ <u>県内の活断層や活断層地震への対策に関する知識</u></p> <p>ウ <u>予想される地震及び津波に関する知識、地域の危険度に関する知識</u></p> <p>エ <u>警報等や避難勧告等の意味と内容</u></p> <p>オ <u>正確な情報の入手</u></p> <p>カ <u>防災関係機関が講ずる地震防災応急対策等の内容</u></p> <p>キ <u>地域の緊急避難場所、避難路に関する知識</u></p> <p>ク <u>緊急地震速報、津波警報等発表時や避難勧告等の発令時にとるべき</u></p>	<p>(対策の追加及び表記の整理)</p>																										
101			<p>(防災基本計画の修正(R2.5.29)を踏まえた修正等)</p>																										

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和2年2月修正)	改正後(令和3年2月修正)	改正理由
101	<p>キ <u>警戒宣言が発せられた場合及び地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う避難・救助活動、初期消火及び自動車運行自粛等防災上とるべき行動に関する知識</u></p> <p>ク <u>正確な情報の入手</u></p> <p>ケ <u>防災関係機関が講ずる地震防災応急対策等の内容</u></p> <p>コ <u>地域の指定緊急避難場所(一時退避場所、火災時退避場所)、避難路に関する知識</u></p> <p>サ <u>警報等や避難勧告等の意味と内容</u></p> <p>シ <u>緊急地震速報、津波警報等発表時や避難勧告等の発令時にとるべき行動</u></p> <p>ス <u>様々な条件下(家屋内、路上、自動車運転中等)で災害発生時にとるべき行動</u></p> <p>セ <u>避難生活に関する知識</u></p> <p>ソ <u>家庭における防災の話し合い(災害時の家族内の連絡体制等(連絡方法や避難ルールの取決め等)について、あらかじめ決めておくこと)</u></p> <p>タ <u>応急手当方法の紹介、平素から市民が実施すべき水、食料その他生活必需品の備蓄、家具等の転倒防止、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の対策の内容</u></p> <p>チ <u>住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容</u></p>	<p><u>行動</u></p> <p>ケ <u>様々な条件下(建物内、路上、自動車運転中等)で災害発生時にとるべき行動</u></p> <p>コ <u>避難生活に関する知識</u></p> <p>サ <u>家庭における防災の話し合い(災害時の家族内の連絡体制等(連絡方法や避難ルールの取決め等)について、あらかじめ決めておくこと)</u></p> <p>シ <u>応急手当方法の紹介、平素から県民が実施すべき水、食料その他生活必需品の備蓄、家具等の転倒防止、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の対策の内容</u></p> <p>ス <u>住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容</u></p> <p>セ <u>東海地震の予知に関する知識</u></p> <p>ソ <u>東海地震に関連する情報及び警戒宣言の内容・性格並びにこれに基づく措置の内容</u></p> <p>タ <u>警戒宣言が発せられた場合及び地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う避難・救助活動、初期消火及び自動車運行自粛等防災上とるべき行動に関する知識</u></p> <p>チ <u>南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識</u></p> <p>ツ <u>南海トラフ地震に関連する情報の内容・性格並びにこれに基づきとられる措置の内容</u></p> <p>テ <u>南海トラフ地震臨時情報が発表された場合及び地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う避難・救助活動、初期消火及び自動車運行自粛等防災上とるべき行動に関する知識</u></p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p> <p>(防災基本計画の修正(R2.5.29)を踏まえた修正等)</p>
102	<p>(略)</p> <p>(4) 家庭内備蓄等の推進</p> <p>市は、災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想され、また、警戒宣言が発せられた場合、食料その他生活必需品の入手が困難になる恐れがあるため、飲料水、食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー等その他の生活必需品について、可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の家庭内備蓄を推進する。</p> <p>また、東海地震に関する警戒宣言が発せられた場合、発災による断水に備えて、緊急に貯水するよう呼びかける。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(4) 家庭内備蓄等の推進</p> <p>市は、災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想され、また、警戒宣言が発せられた場合、食料その他生活必需品の入手が困難になる恐れがあるため、飲料水、食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー等その他の生活必需品について、可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の家庭内備蓄を推進する<u>とともに、マスク、消毒液、体温計といった感染防止対策資材について、できるだけ携行して避難するよう呼びかける。さらに、自動車へのこまめな満タン給油を呼びかける。</u></p> <p>また、東海地震に関する警戒宣言が発せられた場合、発災による断水に備えて、緊急に貯水するよう呼びかける。</p> <p>(略)</p>	

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和2年2月修正)	改正後(令和3年2月修正)	改正理由												
102	<p>(6)報道媒体の活用及び協力要請</p> <p>市は、発災時における混乱及び被害を最小限に食い止めるため、平常時から災害に関する教育、キャンペーン番組等を積極的に編成し、県民の災害についての予防、応急措置、避難等防災に関する知識の向上に努める。また、記者クラブ加盟各社等の報道機関に対して必要な資料を提供し、地震対策に係る報道の協力を要請する。</p> <p>(略)</p>	<p>(6)報道媒体の活用及び協力要請</p> <p>市は、発災時における混乱及び被害を最小限に食い止めるため、平常時から災害に関する教育、キャンペーン番組等を積極的に編成し、県民の災害についての予防、応急措置、避難等防災に関する知識の向上に努める。また、記者クラブ加盟各社等の報道機関に対して必要な資料を提供し、地震対策に係る報道の協力を要請する。</p> <p><u>電気通信事業者は、災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努める。</u></p> <p>(略)</p>													
102	<p>第3節 防災のための教育</p> <p>(略)</p>	<p>第3節 防災のための教育</p> <p>(略)</p>	<p>2. 碧南市各部署における活動の反映等</p>												
103	<p>2 <u>市における措置</u></p>	<p>2 <u>市職員の防災教育</u></p>	<p>(表記の整理)</p>												
105	<p>第12章 震災に関する調査研究の推進</p>	<p>第12章 震災に関する調査研究の推進</p>													
105	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="418 1272 1391 1402"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機関名</th> <th>主 な 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>震災に関する調査研究の推進</td> <td>(市) 防災課</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機関名	主 な 措 置	震災に関する調査研究の推進	(市) 防災課	(略)	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1504 1272 2478 1402"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機関名</th> <th>主 な 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>震災に関する調査研究の推進</td> <td>(市) <u>本部班(防災課)、土木施設管理班(土木港湾課)</u></td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機関名	主 な 措 置	震災に関する調査研究の推進	(市) <u>本部班(防災課)、土木施設管理班(土木港湾課)</u>	(略)	<p>2. 碧南市各部署における活動の反映等</p> <p>(表記の整理)</p>
区 分	機関名	主 な 措 置													
震災に関する調査研究の推進	(市) 防災課	(略)													
区 分	機関名	主 な 措 置													
震災に関する調査研究の推進	(市) <u>本部班(防災課)、土木施設管理班(土木港湾課)</u>	(略)													
107	<p><u>(追加)</u></p>	<p><u>第13章 南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応</u></p>													
107	<p><u>(追加)</u></p>	<p><u>基本方針</u></p> <p><u>○ 南海トラフ地震臨時情報の発表の有無に関わらず、従前から実施している突発地震の備えを実施することを基本とし、さらなる被害の軽減を目指す</u></p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p>												

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和2年2月修正)	改正後(令和3年2月修正)	改正理由												
107		<p><u>す観点で、南海トラフ地震臨時情報を有効に活用することが重要である。</u> <u>○ 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応を、県、市町村、防災関係機関等が地域の実情に応じてあらかじめ検討し、連携協力して防災対応がとれる体制を確保する。</u> <u>主な機関の措置</u></p> <table border="1" data-bbox="1507 562 2481 1661"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 <u>南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合の対応</u></td> <td>県、(市)本部班(防災課) 始め全課、防災関係機関</td> <td>情報収集・連絡体制の整備</td> </tr> <tr> <td>第2節 <u>南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合の対応</u></td> <td>県、(市)本部班(防災課)、避難所班(国保年金課)、社会教育班(生涯学習課) 始め全課、防災関係機関</td> <td> 1 情報収集・連絡体制の整備 2 後発地震に対して警戒・注意する体制を確保すべき期間 3 住民への周知・呼びかけ 4 避難対策等 5 消防機関等の活動 6 警備対策 7 水道、電気、ガス、通信、放送関係 8 金融 9 交通 10 県が管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策 11 滞留旅客等に対する措置 12 広域応援部隊の活動 </td> </tr> <tr> <td>第3節 <u>南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合の対応</u></td> <td>県、(市)本部班(防災課) 始め全課、防災関係機関</td> <td> 1 情報収集・連絡体制の整備 2 後発地震に対して注意する体制を確保すべき期間 3 住民への周知・呼びかけ </td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 <u>南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合の対応</u>	県、(市)本部班(防災課) 始め全課、防災関係機関	情報収集・連絡体制の整備	第2節 <u>南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合の対応</u>	県、(市)本部班(防災課)、避難所班(国保年金課)、社会教育班(生涯学習課) 始め全課、防災関係機関	1 情報収集・連絡体制の整備 2 後発地震に対して警戒・注意する体制を確保すべき期間 3 住民への周知・呼びかけ 4 避難対策等 5 消防機関等の活動 6 警備対策 7 水道、電気、ガス、通信、放送関係 8 金融 9 交通 10 県が管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策 11 滞留旅客等に対する措置 12 広域応援部隊の活動	第3節 <u>南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合の対応</u>	県、(市)本部班(防災課) 始め全課、防災関係機関	1 情報収集・連絡体制の整備 2 後発地震に対して注意する体制を確保すべき期間 3 住民への周知・呼びかけ	<p>(防災基本計画の修正(R2.5.29)及び南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画の改定(R2.5.29)を踏まえた修正)</p> <p>2. 碧南市各部署における活動の反映等</p> <p>(表記の整理)</p>
区分	機関名	主な措置													
第1節 <u>南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合の対応</u>	県、(市)本部班(防災課) 始め全課、防災関係機関	情報収集・連絡体制の整備													
第2節 <u>南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合の対応</u>	県、(市)本部班(防災課)、避難所班(国保年金課)、社会教育班(生涯学習課) 始め全課、防災関係機関	1 情報収集・連絡体制の整備 2 後発地震に対して警戒・注意する体制を確保すべき期間 3 住民への周知・呼びかけ 4 避難対策等 5 消防機関等の活動 6 警備対策 7 水道、電気、ガス、通信、放送関係 8 金融 9 交通 10 県が管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策 11 滞留旅客等に対する措置 12 広域応援部隊の活動													
第3節 <u>南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合の対応</u>	県、(市)本部班(防災課) 始め全課、防災関係機関	1 情報収集・連絡体制の整備 2 後発地震に対して注意する体制を確保すべき期間 3 住民への周知・呼びかけ													
107	(追加)	<p><u>第1節 南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合の対応</u> <u>情報収集・連絡体制の整備</u> <u>市及び防災関係機関は、あらかじめ定められた必要な体制をとる。(南海</u></p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正</p>												

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和2年2月修正)	改正後(令和3年2月修正)	改正理由
107		<p><u>トラフ地震臨時情報の伝達方法は、第3編第2章「避難行動」第1節「津波警報等の伝達」2「津波警報等情報の伝達」を参照。）</u></p>	<p>の反映</p>
108	(追加)	<p>第2節 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合の対応</p> <p>1 情報収集・連絡体制の整備</p> <p><u>市及び防災関係機関は、あらかじめ定められた必要な体制をとる。(南海トラフ地震臨時情報の伝達方法は、第3編第2章「避難行動」第1節「津波警報等の伝達」2「津波警報等情報の伝達」を参照。)</u></p> <p>2 後発地震に対して警戒・注意する体制を確保すべき期間</p> <p><u>市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震(南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生、又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。)に対して、警戒する体制を確保するものとする。また、当該期間の経過後1週間、後発地震に対して注意する体制を確保するものとする。</u></p> <p>3 住民への周知・呼びかけ</p> <p><u>市は、放送事業者等と連携し、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係がある事項について周知するものとする。また、国からの指示に基づき地域住民等に対して避難の継続(事前避難)等のあらかじめ定められた措置、及び家具の固定、最寄りの避難所・避難場所の確認、家族との安否確認手段の取決め、家庭における備蓄の確認など、日頃からの地震への備えを再確認する等の防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。(参考：第2編第11章「防災訓練及び防災意識の向上」第2節「防災のための意識啓発・広報」及び第3編第3章「災害情報の収集・伝達・広報」第3節「広報」)</u></p> <p>4 避難対策等</p> <p>(1) 地域住民等の避難行動等</p> <p><u>市は、「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」(令和元年5月内閣府作成)及び「南海トラフ地震臨時情報発表時における防災対応の内『巨大地震警戒時の事前避難』の検討手引き」(令和2年3月県作成)などに基づき、事前避難対象地域(住民事前避難対象地域、高齢者等事前避難対象地域)について検討・設定し、国からの指示が</u></p>	<p>(防災基本計画の修正(R2.5.29)及び南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画の改定(R2.5.29)を踏まえた修正)</p> <p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p> <p>(防災基本計画の修正(R2.5.29)及び南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画の改定(R2.5.29)を踏まえた修正)</p>

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和2年2月修正)	改正後(令和3年2月修正)	改正理由
108		<p><u>発せられた場合には、当該地域について、避難勧告等により事前の避難を促す。</u></p> <p><u>本市における高齢者等事前避難対象地域は、前浜町2丁目、4丁目、5丁目、中江町6丁目とする。国から後発地震に対して警戒する措置をとるべき旨の指示がなされた場合、市はこの地域に対して、当該指示の期間中「避難準備・高齢者等避難開始」を発令する。</u></p> <p><u>なお、住民事前避難対象地域は設定しない。</u></p> <p><u>市は、高齢者等事前避難対象地域内の要配慮者等に対し、避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を平常時から確認しておき、国からの指示が発せられた場合の備えに万全を期するよう努める旨を周知する。また、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合において、高齢者等事前避難対象地域内の地域住民等(要配慮者等除く。)及び事前避難対象地域外の地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。</u></p>	<p>2. 碧南市各部署における活動の反映等</p> <p>(表記の整理)</p>
109		<p><u>(2) 事前避難における避難所の運営</u></p> <p><u>事前避難の際は、知人宅や親類宅等への避難を促すことを基本とするが、それが難しい住民に対しては、市において避難所の確保を行う。また、事前避難においては、被災後の避難ではないため、必要なものは避難者各自で準備することについて、住民に理解を得ることなどが必要である。(第3編第10章「避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策」第1節「避難所の開設・運営」及び「南海トラフ地震臨時情報発表時における防災対応の内『巨大地震警戒時の事前避難』の検討手引き」参照。)</u></p> <p><u>市は、国から後発地震に対して警戒する措置をとるべき旨の指示がなされた場合、当該指示の期間中事前避難のための避難所として、碧南市文化会館、前浜集落センター及び川口農業センターを開設する。</u></p> <p><u>なお、当該期間中、これらの施設は閉館とする。</u></p> <p><u>5 消防機関等の活動</u></p> <p><u>(1) 市は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合において、消防機関及び水防団が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点として、その対策を定めるものとする。</u></p> <p><u>ア 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達</u></p> <p><u>イ 事前避難対象地域における地域住民等の避難場所、避難所への経路及び誘導方法</u></p> <p><u>(2) 水防管理者は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された</u></p>	<p>2. 碧南市各部署における活動の反映等</p> <p>(表記の整理)</p>

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和2年2月修正)	改正後(令和3年2月修正)	改正理由
109		<p><u>場合に、次の事項を重点としてその対策を定め、後発地震に備えた必要な体制を確保するものとする。</u></p> <p><u>ア 所管区域内の監視及び警戒</u></p> <p><u>イ ダム・ため池・水門・閘門等の操作</u></p> <p><u>ウ 水防作業に必要な資機材の点検、整備、配備等</u></p> <p><u>6 警備対策</u></p> <p><u>県警察は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として、措置をとるものとする。</u></p> <p><u>(1) 正確な情報の収集及び伝達</u></p> <p><u>(2) 不法事案等の予防及び取締り</u></p> <p><u>(3) 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導</u></p> <p><u>7 水道、電気、ガス、通信、放送関係</u></p> <p><u>(1) 水道</u></p> <p><u>市は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合の措置をあらかじめ定め、後発地震に備えて必要な飲料水を供給する体制を確保するものとする。</u></p> <p><u>(2) 電気</u></p> <p><u>電力事業者は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合の措置をあらかじめ定め、後発地震に備えて必要な電力を供給する体制を確保するものとする。</u></p> <p><u>(3) ガス</u></p> <p><u>ガス事業者は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合の措置をあらかじめ定め、後発地震に備えて必要なガスを供給する体制を確保するものとする。</u></p> <p><u>(4) 通信</u></p> <p><u>通信事業者は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合の措置をあらかじめ定め、後発地震に備えて必要な体制を確保するものとする。</u></p> <p><u>(5) 放送</u></p> <p><u>放送事業者は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合の措置をあらかじめ定め、後発地震に備えて必要な体制を確保するものとする。</u></p> <p><u>8 金融</u></p> <p><u>日本銀行名古屋支店が行う金融業務の円滑な遂行を確保するための要員</u></p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p> <p>(防災基本計画の修正(R2.5.29)及び南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画の改定(R2.5.29)を踏まえた修正)</p>
110			

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和2年2月修正)	改正後(令和3年2月修正)	改正理由
110		<p><u>の配置計画等事前の準備措置を行うものとする。</u></p> <p><u>9 交通</u></p> <p><u>(1) 道路</u></p> <p><u>ア 県警察は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合の運転者のとるべき行動の要領について、地域住民等に周知するものとする。</u></p> <p><u>イ 県(関係局)は道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合の交通対策等の情報について、道路情報板等により道路利用者へ情報提供するものとする。</u></p> <p><u>(2) 海上及び航空</u></p> <p><u>ア 第四管区海上保安本部(事務所を含む。)及び港湾管理者は、船舶の避難等対策について、津波に対する安全性に留意し、地域別に必要な措置を講じるものとする。</u></p> <p><u>イ 港湾管理者は、津波による危険が予想される地域に係る港湾の対策について、津波に対する安全性に留意して必要な措置を講じるものとする。</u></p> <p><u>ウ 空港管理者は、飛行場における対策について、津波に対する安全性に留意し、運航者に対する必要な航空情報の提供等必要な措置を講じるものとする。また、後発地震の発生に備えて応急対策活動の基地として使用するものについては、事前に必要な体制を整備するものとする。</u></p> <p><u>(3) 鉄道</u></p> <p><u>ア 鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合は安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応を行うものとする。また、津波により浸水するおそれのある地域については、津波への対応に必要な体制をとるものとする。</u></p> <p><u>イ 鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表される前の段階から、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合の運行規制等の情報について、情報提供に努めるものとする。</u></p> <p><u>10 県が管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策</u></p> <p><u>(1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設</u></p> <p><u>県(関係局)が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、美術館、図書館、病院、学校等の管理上の措置及び体制はおおむね次のとおりとする。</u></p> <p><u>ア 各施設に共通する事項</u></p> <p><u>① 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等の入場者等への伝達</u></p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p> <p>(防災基本計画の修正(R2.5.29)及び南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画の改定(R2.5.29)を踏まえた修正)</p>
111			

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和2年2月修正)	改正後(令和3年2月修正)	改正理由
111		<p><u>＜留意事項＞</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>来場者等が南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された際に、とるべき防災行動をとり得るよう適切な伝達方法を事前に検討すること。</u> ・ <u>避難場所や避難経路、避難対象地域、交通対策状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に検討すること。</u> <p>② <u>入場者等の安全確保のための退避等の措置</u></p> <p>③ <u>施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置</u></p> <p>④ <u>出火防止措置</u></p> <p>⑤ <u>水、食料等の備蓄</u></p> <p>⑥ <u>消防用設備の点検、整備</u></p> <p>⑦ <u>非常用発電装置、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備</u></p> <p>⑧ <u>各施設における緊急点検、巡視</u></p> <p><u>上記の①～⑧における実施体制(⑧においては実施必要箇所を含む)は施設ごとに別に定めるものとする。</u></p> <p><u>イ 個別事項</u></p> <p>① <u>病院においては、患者等の保護等の方法について、各々の施設の耐震性・耐浪性を十分に考慮した措置</u></p> <p>② <u>県立学校にあつては、次に掲げる事項</u></p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) <u>児童・生徒等に対する保護の方法</u> (イ) <u>事前避難対象地域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等</u> <p>③ <u>社会福祉施設にあつては、次に掲げる事項</u></p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) <u>入所者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法</u> (イ) <u>事前避難対象地域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等</u> <p><u>なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。</u></p> <p>(2) <u>公共土木施設等</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ア <u>道路情報板等による道路利用者への通行に関する情報提供や道路啓開の準備等</u> イ <u>河川、海岸、港湾施設及び漁港施設について、水門及び閘門の閉鎖手順の確認又は閉鎖等津波の発生に備えて講じるべき措置</u> <p>(3) <u>災害応急対策の実施上重要な建物</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ア <u>災害対策本部又は方面本部が設置される庁舎等の管理者は、(1)のア</u> 	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p> <p>(防災基本計画の修正(R2.5.29)及び南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画の改定(R2.5.29)を踏まえた修正)</p>

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和2年2月修正)	改正後(令和3年2月修正)	改正理由
111 112		<p><u>に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。</u> <u>また、災害対策本部等を県が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。</u> <u>① 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保</u> <u>② 無線通信機等通信手段の確保</u> <u>③ 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保</u> <u>イ 県は、市町村推進計画に定める避難所又は救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。</u> <u>ウ 県は、市町村が行う屋内避難に使用する建物の選定について、保有施設の活用等協力するものとする。</u> <u>(4) 工事中の建築物等</u> <u>施行管理者は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設について安全確保上実施すべき措置を定めることとする。</u> <u>1.1 滞留旅客等に対する措置</u> <u>市は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を定めるものとする。</u> <u>1.2 広域応援部隊の活動</u> <u>先発地震が発生した場合で、かつ南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合、警察災害派遣隊、緊急消防援助隊、TEC-FORCE は、「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」(平成27年3月30日中央防災会議幹事会決定、令和2年5月改訂)に基づき活動するものとする。</u></p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p> <p>(防災基本計画の修正(R2.5.29)及び南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画の改定(R2.5.29)を踏まえた修正)</p>
112	(追加)	<p><u>第3節 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合の対応</u> <u>1 情報収集・連絡体制の整備</u> <u>市及び防災関係機関は、あらかじめ定められた必要な体制をとる。(南海トラフ地震臨時情報の伝達方法は、第3編第2章「避難行動」第1節「津波警報等の伝達」2「津波警報等情報の伝達」を参照。)</u> <u>2 後発地震に対して注意する体制を確保すべき期間</u> <u>市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度まで</u></p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p> <p>(防災基本計画の修正(R2.5.29)及び</p>

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和2年2月修正)	改正後(令和3年2月修正)	改正理由				
112		<p><u>の範囲でM7.0以上の地震(ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。)が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する体制を確保するものとする。</u></p>	南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画の改定				
113		<p><u>3 住民への周知・呼びかけ</u></p> <p><u>市は、放送事業者等と連携し、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民に密接に関係ある事項について周知するものとする。また、地域住民等に対し、家具の固定、最寄りの避難所・避難場所の確認、家族との安否確認手段の取決め、家庭における備蓄の確認など、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。(参考：第2編第11章「防災訓練及び防災意識の向上」第2節「防災のための意識啓発・広報」及び第3編第3章「災害情報の収集・伝達・広報」第3節「広報」)</u></p> <p><u>(参考 南海トラフ地震に関連する情報)</u></p> <p><u>○南海トラフ地震に関連する情報は、「南海トラフ地震臨時情報」又は「南海トラフ地震関連解説情報」の情報名称で発表される。</u></p> <p><u>○「南海トラフ地震臨時情報」には、情報の受け手が防災対応をイメージし、適切に実施できるよう、防災対応等を示すキーワードが情報名に付記される。</u></p> <p><u>○「南海トラフ地震関連解説情報」では、「南海トラフ地震臨時情報」発表後の地震活動や地殻変動の状況等が発表される。また、「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における評価結果もこの情報で発表される。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>「南海トラフ地震に関連する情報」の名称及び発表条件</u></p> <table border="1" data-bbox="1489 1608 2484 1776"> <thead> <tr> <th data-bbox="1489 1608 1656 1654">情報名</th> <th data-bbox="1656 1608 2484 1654">情報発表条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1489 1654 1656 1776">南海トラフ地震臨時情報</td> <td data-bbox="1656 1654 2484 1776"> <p><u>○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合</u></p> <p><u>○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>	情報名	情報発表条件	南海トラフ地震臨時情報	<p><u>○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合</u></p> <p><u>○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合</u></p>	<p>(R2.5.29)を踏まえた修正)</p>
情報名	情報発表条件						
南海トラフ地震臨時情報	<p><u>○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合</u></p> <p><u>○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合</u></p>						

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和2年2月修正)	改正後(令和3年2月修正)	改正理由															
113		<p data-bbox="1492 344 2481 573"> <u>南海トラフ地震関連解説情報</u> ○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場 合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を 発表する場合(ただし、南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く) ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南 海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。 </p> <p data-bbox="1492 621 2427 701"> <u>「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記す る条件</u> </p> <table border="1" data-bbox="1492 705 2481 1791"> <thead> <tr> <th data-bbox="1492 705 1644 751">発表時間</th> <th data-bbox="1644 705 1804 751">キーワード</th> <th data-bbox="1804 705 2481 751">各キーワードを付記する条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1492 751 1644 1247">地震発生等 から5～30 分程度</td> <td data-bbox="1644 751 1804 1247">調査中</td> <td data-bbox="1804 751 2481 1247"> 下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する 評価検討会」を開催する場合 ○監視領域内^{※1}でマグニチュード6.8以上^{※2}の地震^{※3}が発生 ○1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測 点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域 内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生してい る可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連 性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す 可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性 の検討が必要と認められる現象を観測 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1492 1247 1644 1470">地震発生等 から最短で 2時間程度</td> <td data-bbox="1644 1247 1804 1470">巨大地震警戒</td> <td data-bbox="1804 1247 2481 1470">○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュ ード^{※4}8.0以上の地震が発生したと評価した場合</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1644 1470 1804 1703">巨大地震注意</td> <td data-bbox="1804 1470 2481 1703">○監視領域内^{※1}において、モーメントマグニチュード^{※4}7.0以上 の地震^{※3}が発生したと評価した場合(巨大地震警戒に該当する 場合は除く) ○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくり すべりが発生したと評価した場合</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1644 1703 1804 1791">調査終了</td> <td data-bbox="1804 1703 2481 1791">○(巨大地震警戒)、(巨大地震注意)のいずれにも当てはまらない 現象と評価した場合</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1492 1797 2220 1822">※1 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲</p> <p data-bbox="1492 1829 2427 1854">※2 モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見</p>	発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件	地震発生等 から5～30 分程度	調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する 評価検討会」を開催する場合 ○監視領域内 ^{※1} でマグニチュード6.8以上 ^{※2} の地震 ^{※3} が発生 ○1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測 点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域 内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生してい る可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連 性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す 可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性 の検討が必要と認められる現象を観測	地震発生等 から最短で 2時間程度	巨大地震警戒	○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュ ード ^{※4} 8.0以上の地震が発生したと評価した場合		巨大地震注意	○監視領域内 ^{※1} において、モーメントマグニチュード ^{※4} 7.0以上 の地震 ^{※3} が発生したと評価した場合(巨大地震警戒に該当する 場合は除く) ○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくり すべりが発生したと評価した場合		調査終了	○(巨大地震警戒)、(巨大地震注意)のいずれにも当てはまらない 現象と評価した場合	<p data-bbox="2510 359 2686 489">1. 県の地域防 災計画の修正 の反映</p> <p data-bbox="2510 558 2686 1035">(防災基本計画 の修正 (R2.5.29)及び 南海トラフ地 震における具 体的な応急対 策活動に関す る計画の改定 (R2.5.29)を踏ま えた修正)</p>
発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件																
地震発生等 から5～30 分程度	調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する 評価検討会」を開催する場合 ○監視領域内 ^{※1} でマグニチュード6.8以上 ^{※2} の地震 ^{※3} が発生 ○1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測 点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域 内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生してい る可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連 性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す 可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性 の検討が必要と認められる現象を観測																
地震発生等 から最短で 2時間程度	巨大地震警戒	○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュ ード ^{※4} 8.0以上の地震が発生したと評価した場合																
	巨大地震注意	○監視領域内 ^{※1} において、モーメントマグニチュード ^{※4} 7.0以上 の地震 ^{※3} が発生したと評価した場合(巨大地震警戒に該当する 場合は除く) ○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくり すべりが発生したと評価した場合																
	調査終了	○(巨大地震警戒)、(巨大地震注意)のいずれにも当てはまらない 現象と評価した場合																
114																		

頁	現行計画(令和2年2月修正)	改正後(令和3年2月修正)	改正理由												
114		<p><u>込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始する</u></p> <p><u>※3 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く</u></p> <p><u>※4 断層のずれの規模(ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ)をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、モーメントマグニチュードを求めるには詳細な解析が必要で、その値が得られるまで若干時間を要する。そのため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている</u></p> <div data-bbox="1484 672 2448 1333" style="border: 1px dashed orange; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">南海トラフ地震臨時情報発表のフロー</p> <p>※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合(半割れケース)</p> <p>※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合(一部割れケース)</p> <p>※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりにずれが観測された場合(ゆっくりにずれケース)</p> </div>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p> <p>(防災基本計画の修正(R2.5.29)及び南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画の改定(R2.5.29)を踏まえた修正)</p>												
115	<p>第3編 災害応急対策</p>	<p>第3編 災害応急対策</p>													
115	<p>第1章 活動態勢(組織の動員配備)</p>	<p>第1章 活動態勢(組織の動員配備)</p>													
115	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 20%;">機関名</th> <th style="width: 65%;">主 な 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 災害対策本部の 設置・運営</td> <td>(市) 防災課 防災関係機関</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機関名	主 な 措 置	第1節 災害対策本部の 設置・運営	(市) 防災課 防災関係機関	(略)	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 20%;">機関名</th> <th style="width: 65%;">主 な 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 災害対策本部の 設置・運営</td> <td>(市) <u>本部班(防災課)</u>、<u>第1医療班(健康課)</u> 防災関係機関</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機関名	主 な 措 置	第1節 災害対策本部の 設置・運営	(市) <u>本部班(防災課)</u> 、 <u>第1医療班(健康課)</u> 防災関係機関	(略)	<p>2. 碧南市各部署における活動の反映等</p>
区 分	機関名	主 な 措 置													
第1節 災害対策本部の 設置・運営	(市) 防災課 防災関係機関	(略)													
区 分	機関名	主 な 措 置													
第1節 災害対策本部の 設置・運営	(市) <u>本部班(防災課)</u> 、 <u>第1医療班(健康課)</u> 防災関係機関	(略)													

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和2年2月修正)	改正後(令和3年2月修正)	改正理由																								
116	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="418 344 602 468">第2節 職員の派遣要請</td> <td data-bbox="602 344 801 468">(市) 防災課</td> <td data-bbox="801 344 1397 468">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="418 468 602 800">第3節 災害救助法の適用</td> <td data-bbox="602 468 801 800">県</td> <td data-bbox="801 468 1397 800"> 1 (1) 災害救助法の適用 1 (2) 救助の実施 1 (3) 市町村への委任 1 (4) 救助の委任の留意点 1 (5) 日本赤十字社愛知県支部への委託 (追加) </td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="602 674 801 737">(市) 防災課</td> <td data-bbox="801 674 1397 737">2 (1) 救助の実施</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="602 737 801 800">日本赤十字社 愛知県支部</td> <td data-bbox="801 737 1397 800">2 (2) 県が行う救助の補助 3 救助の実施</td> </tr> </table>	第2節 職員の派遣要請	(市) 防災課	(略)	第3節 災害救助法の適用	県	1 (1) 災害救助法の適用 1 (2) 救助の実施 1 (3) 市町村への委任 1 (4) 救助の委任の留意点 1 (5) 日本赤十字社愛知県支部への委託 (追加)		(市) 防災課	2 (1) 救助の実施		日本赤十字社 愛知県支部	2 (2) 県が行う救助の補助 3 救助の実施	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1504 344 1688 468">第2節 職員の派遣要請</td> <td data-bbox="1688 344 1887 468">(市) <u>本部班(防災課)、情報・調整班(秘書情報課)</u></td> <td data-bbox="1887 344 2484 468">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1504 468 1688 800">第3節 災害救助法の適用</td> <td data-bbox="1688 468 1887 800">県</td> <td data-bbox="1887 468 2484 800"> 1 (1) 災害救助法の適用 1 (2) 救助の実施 1 (3) 市町村への委任 1 (4) 救助の委任の留意点 1 (5) 日本赤十字社愛知県支部への委託 <u>1 (6) 災害救助法が適用された場合の留意事項</u> </td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1688 674 1887 737">(市) <u>本部班(防災課)</u></td> <td data-bbox="1887 674 2484 737"><u>2 (1) 救助の実施</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1688 737 1887 800">日本赤十字社 愛知県支部</td> <td data-bbox="1887 737 2484 800"><u>2 (2) 県が行う救助の補助</u> <u>3 救助の実施</u></td> </tr> </table>	第2節 職員の派遣要請	(市) <u>本部班(防災課)、情報・調整班(秘書情報課)</u>	(略)	第3節 災害救助法の適用	県	1 (1) 災害救助法の適用 1 (2) 救助の実施 1 (3) 市町村への委任 1 (4) 救助の委任の留意点 1 (5) 日本赤十字社愛知県支部への委託 <u>1 (6) 災害救助法が適用された場合の留意事項</u>		(市) <u>本部班(防災課)</u>	<u>2 (1) 救助の実施</u>		日本赤十字社 愛知県支部	<u>2 (2) 県が行う救助の補助</u> <u>3 救助の実施</u>	<p>(表記の整理)</p> <p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p> <p>(災害救助法に係る名古屋市の救助実施市指定に伴う修正)</p>
第2節 職員の派遣要請	(市) 防災課	(略)																									
第3節 災害救助法の適用	県	1 (1) 災害救助法の適用 1 (2) 救助の実施 1 (3) 市町村への委任 1 (4) 救助の委任の留意点 1 (5) 日本赤十字社愛知県支部への委託 (追加)																									
	(市) 防災課	2 (1) 救助の実施																									
	日本赤十字社 愛知県支部	2 (2) 県が行う救助の補助 3 救助の実施																									
第2節 職員の派遣要請	(市) <u>本部班(防災課)、情報・調整班(秘書情報課)</u>	(略)																									
第3節 災害救助法の適用	県	1 (1) 災害救助法の適用 1 (2) 救助の実施 1 (3) 市町村への委任 1 (4) 救助の委任の留意点 1 (5) 日本赤十字社愛知県支部への委託 <u>1 (6) 災害救助法が適用された場合の留意事項</u>																									
	(市) <u>本部班(防災課)</u>	<u>2 (1) 救助の実施</u>																									
	日本赤十字社 愛知県支部	<u>2 (2) 県が行う救助の補助</u> <u>3 救助の実施</u>																									
116	<p>第1節 災害対策本部の設置・運営</p> <p>1 市における措置</p> <p>(略)</p> <p>イ 災害対策本部</p> <p>本部は、原則として碧南市役所会議室4・5に設置するものとする。ただし、何らかの理由により市役所に本部が設置できない場合は、碧南市文化会館内に本部を設置する。</p> <p>(略)</p>	<p>第1節 災害対策本部の設置・運営</p> <p>1 市における措置</p> <p>(略)</p> <p>イ 災害対策本部</p> <p>本部は、原則として碧南市役所会議室<u>1</u>に設置するものとする。ただし、何らかの理由により市役所に本部が設置できない場合は、碧南市文化会館内に本部を設置する。</p> <p>(略)</p>																									
118	<p>2 職員動員計画</p> <p>(略)</p>	<p>2 職員動員計画</p> <p>(略)</p>																									
119	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="409 1402 546 1444">種別</th> <th data-bbox="546 1402 1026 1444">配備時期</th> <th data-bbox="1026 1402 1210 1444">配備内容</th> <th data-bbox="1210 1402 1347 1444">摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="409 1444 546 1654">第1次 非常配備準備体制</td> <td data-bbox="546 1444 1026 1654"> 1 大雨注意報、洪水注意報、高潮注意報、津波注意報が発令されたとき。 2 10分間雨量5mm又は時間雨量10mm程度の強雨が降りはじめたとき。 (追加) 3 防災統轄監が必要と認めたとき。 </td> <td data-bbox="1026 1444 1210 1654"></td> <td data-bbox="1210 1444 1347 1654"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="409 1654 546 1864">第1次 非常配備警戒体制 <small>(※必要に応じて災害対策本部設置)</small></td> <td data-bbox="546 1654 1026 1864"> 1 大雨警報、暴風警報、洪水警報、高潮警報、津波警報(大津波)、矢作川洪水警報が発令されたとき。 2 10分間雨量5mm又は時間雨量10mm程度の強雨が降り続くとき、またはそのおそれがあるとき。 3 東海地震に関連する調査情報(臨時)が通知されたとき。又はその報道に接したとき。 </td> <td data-bbox="1026 1654 1210 1864"></td> <td data-bbox="1210 1654 1347 1864"></td> </tr> </tbody> </table>	種別	配備時期	配備内容	摘要	第1次 非常配備準備体制	1 大雨注意報、洪水注意報、高潮注意報、津波注意報が発令されたとき。 2 10分間雨量5mm又は時間雨量10mm程度の強雨が降りはじめたとき。 (追加) 3 防災統轄監が必要と認めたとき。			第1次 非常配備警戒体制 <small>(※必要に応じて災害対策本部設置)</small>	1 大雨警報、暴風警報、洪水警報、高潮警報、津波警報(大津波)、矢作川洪水警報が発令されたとき。 2 10分間雨量5mm又は時間雨量10mm程度の強雨が降り続くとき、またはそのおそれがあるとき。 3 東海地震に関連する調査情報(臨時)が通知されたとき。又はその報道に接したとき。			<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1495 1402 1632 1444">種別</th> <th data-bbox="1632 1402 2113 1444">配備時期</th> <th data-bbox="2113 1402 2297 1444">配備内容</th> <th data-bbox="2297 1402 2433 1444">摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1495 1444 1632 1654">第1次 非常配備準備体制</td> <td data-bbox="1632 1444 2113 1654"> 1 大雨注意報、洪水注意報、高潮注意報、津波注意報が発令されたとき。 2 10分間雨量5mm又は時間雨量10mm程度の強雨が降りはじめたとき。 <u>3 南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表されたとき</u> 4 防災統轄監が必要と認めたとき。 </td> <td data-bbox="2113 1444 2297 1654"></td> <td data-bbox="2297 1444 2433 1654"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1495 1654 1632 1864">第1次 非常配備警戒体制 <small>(※必要に応じて災害対策本部設置)</small></td> <td data-bbox="1632 1654 2113 1864"> 1 大雨警報、暴風警報、洪水警報、高潮警報、津波警報(大津波)、矢作川洪水警報が発令されたとき。 2 10分間雨量5mm又は時間雨量10mm程度の強雨が降り続くとき、またはそのおそれがあるとき。 3 東海地震に関連する調査情報(臨時)が通知されたとき。又はその報道に接したとき。 </td> <td data-bbox="2113 1654 2297 1864"></td> <td data-bbox="2297 1654 2433 1864"></td> </tr> </tbody> </table>	種別	配備時期	配備内容	摘要	第1次 非常配備準備体制	1 大雨注意報、洪水注意報、高潮注意報、津波注意報が発令されたとき。 2 10分間雨量5mm又は時間雨量10mm程度の強雨が降りはじめたとき。 <u>3 南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表されたとき</u> 4 防災統轄監が必要と認めたとき。			第1次 非常配備警戒体制 <small>(※必要に応じて災害対策本部設置)</small>	1 大雨警報、暴風警報、洪水警報、高潮警報、津波警報(大津波)、矢作川洪水警報が発令されたとき。 2 10分間雨量5mm又は時間雨量10mm程度の強雨が降り続くとき、またはそのおそれがあるとき。 3 東海地震に関連する調査情報(臨時)が通知されたとき。又はその報道に接したとき。			<p>2. 碧南市各部署における活動の反映等</p> <p>(表記の整理)</p>
種別	配備時期	配備内容	摘要																								
第1次 非常配備準備体制	1 大雨注意報、洪水注意報、高潮注意報、津波注意報が発令されたとき。 2 10分間雨量5mm又は時間雨量10mm程度の強雨が降りはじめたとき。 (追加) 3 防災統轄監が必要と認めたとき。																										
第1次 非常配備警戒体制 <small>(※必要に応じて災害対策本部設置)</small>	1 大雨警報、暴風警報、洪水警報、高潮警報、津波警報(大津波)、矢作川洪水警報が発令されたとき。 2 10分間雨量5mm又は時間雨量10mm程度の強雨が降り続くとき、またはそのおそれがあるとき。 3 東海地震に関連する調査情報(臨時)が通知されたとき。又はその報道に接したとき。																										
種別	配備時期	配備内容	摘要																								
第1次 非常配備準備体制	1 大雨注意報、洪水注意報、高潮注意報、津波注意報が発令されたとき。 2 10分間雨量5mm又は時間雨量10mm程度の強雨が降りはじめたとき。 <u>3 南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表されたとき</u> 4 防災統轄監が必要と認めたとき。																										
第1次 非常配備警戒体制 <small>(※必要に応じて災害対策本部設置)</small>	1 大雨警報、暴風警報、洪水警報、高潮警報、津波警報(大津波)、矢作川洪水警報が発令されたとき。 2 10分間雨量5mm又は時間雨量10mm程度の強雨が降り続くとき、またはそのおそれがあるとき。 3 東海地震に関連する調査情報(臨時)が通知されたとき。又はその報道に接したとき。																										

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和2年2月修正)	改正後(令和3年2月修正)	改正理由																								
119	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>(追加) 4 震度4の地震が発生したとき。 5 市長が必要と認めたとき。</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第2次 非常配備</td> <td>1 第1次非常配備警戒体制のほか、相当規模の災害が発生し、又は発生する恐れがあるとき。 2 震度5弱及び震度5強の地震が発生したとき。 (追加) 3 市長が必要と認めたとき。</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第3次 非常配備</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		(追加) 4 震度4の地震が発生したとき。 5 市長が必要と認めたとき。			第2次 非常配備	1 第1次非常配備警戒体制のほか、相当規模の災害が発生し、又は発生する恐れがあるとき。 2 震度5弱及び震度5強の地震が発生したとき。 (追加) 3 市長が必要と認めたとき。			第3次 非常配備	(略)			<table border="1"> <tr> <td></td> <td>4 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表されたとき 5 震度4の地震が発生したとき。 6 市長が必要と認めたとき。</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第2次 非常配備</td> <td>1 第1次非常配備警戒体制のほか、相当規模の災害が発生し、又は発生する恐れがあるとき。 2 震度5弱及び震度5強の地震が発生したとき。 3 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されたとき 4 市長が必要と認めたとき。</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第3次 非常配備</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		4 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表されたとき 5 震度4の地震が発生したとき。 6 市長が必要と認めたとき。			第2次 非常配備	1 第1次非常配備警戒体制のほか、相当規模の災害が発生し、又は発生する恐れがあるとき。 2 震度5弱及び震度5強の地震が発生したとき。 3 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されたとき 4 市長が必要と認めたとき。			第3次 非常配備	(略)			<p>2. 碧南市各局における活動の反映等</p> <p>(表記の整理)</p>
	(追加) 4 震度4の地震が発生したとき。 5 市長が必要と認めたとき。																										
第2次 非常配備	1 第1次非常配備警戒体制のほか、相当規模の災害が発生し、又は発生する恐れがあるとき。 2 震度5弱及び震度5強の地震が発生したとき。 (追加) 3 市長が必要と認めたとき。																										
第3次 非常配備	(略)																										
	4 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表されたとき 5 震度4の地震が発生したとき。 6 市長が必要と認めたとき。																										
第2次 非常配備	1 第1次非常配備警戒体制のほか、相当規模の災害が発生し、又は発生する恐れがあるとき。 2 震度5弱及び震度5強の地震が発生したとき。 3 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されたとき 4 市長が必要と認めたとき。																										
第3次 非常配備	(略)																										
121	<p>第3節 災害救助法の適用</p> <p>1 県における措置</p> <p>(1) 災害救助法の適用</p> <p>知事は災害救助法に定める程度の災害が発生した市の区域について、災害救助法を適用する。</p> <p>(略)</p>	<p>第3節 災害救助法の適用</p> <p>1 県における措置</p> <p>(1) 災害救助法の適用</p> <p>知事は災害救助法に定める程度の災害が発生した市(救助実施市を除く。以下この節において同じ。)の区域について、災害救助法を適用する。</p> <p>(略)</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p>																								
122	<p>(5) 日本赤十字社愛知県支部への委託</p> <p>知事は、医療及び助産の実施に関して必要な事項を日本赤十字社愛知県支部に委託する。ただし、必要がある場合は、知事は委任に関わらず医療及び助産のために必要な措置を講じる。</p> <p>(追加)</p>	<p>(5) 日本赤十字社愛知県支部への委託</p> <p>知事は、医療及び助産等の実施に関して必要な事項を日本赤十字社愛知県支部に委託する。ただし、必要がある場合は、知事は委任に関わらず医療及び助産等のために必要な措置を講じる。</p> <p>(6) 災害救助法が適用された場合の留意事項</p> <p>知事は、救助実施市を含む複数の市町村に災害救助法が適用されるような大規模災害時には、災害救助法に基づき県の広域調整の下で救助を実施するため、被災者に公平かつ迅速な救助を行えるよう、災害救助に係る愛知県資源配分計画に基づき、救助実施市の長と必要な情報を共有し、救助を行うものとする。</p>	<p>(災害救助法に係る名古屋市の救助実施市指定に伴う修正及び災害救助法に基づく救助に係る日本赤十字社への委託事項の範囲が拡大されたことに伴う修正)</p>																								
123	<p>3 日本赤十字社愛知県支部における措置(災害救助法第15、16条)</p> <p>日本赤十字社愛知県支部は、その使命に鑑み、救助に協力するとともに、知事の委託を受けて、医療及び助産を行う。</p> <p>(追加)</p>	<p>3 日本赤十字社愛知県支部における措置(災害救助法第15、16条)</p> <p>日本赤十字社愛知県支部は、その使命に鑑み、救助に協力するとともに、知事及び救助実施市の長の委託を受けて、次に掲げる事項を行う。</p> <p>(1) 避難所の設置の支援として、生活環境の整備及びこころのケアを行う。</p> <p>(2) 医療、助産及び死体の処理(一時保存を除く。)を行う。</p>	<p>(災害救助法に基づく救助に係る日本赤十字社への委託事項の範囲が拡大されたことに伴う修正)</p>																								
124	<p>第2章 避難行動</p>	<p>第2章 避難行動</p>																									

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和2年2月修正)	改正後(令和3年2月修正)	改正理由																								
124	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="418 386 1374 779"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 津波警報等の伝達</td> <td>(市) 防災課、 経営企画課</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2節 避難の指示</td> <td>(市) 防災課</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第3節 住民等の避難誘導</td> <td>(市) 防災課、地域 協働課、高齢介護 課、福祉課、消防署</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 津波警報等の伝達	(市) 防災課、 経営企画課	(略)	第2節 避難の指示	(市) 防災課	(略)	第3節 住民等の避難誘導	(市) 防災課、地域 協働課、高齢介護 課、福祉課、消防署	(略)	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1504 386 2460 789"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 津波警報等の伝達</td> <td>(市) 本部班(防災 課)、広報班(経営企 画課)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2節 避難の指示</td> <td>(市) 本部班(防災 課)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第3節 住民等の避難誘導</td> <td>(市) 本部班(防災 課)、地域班(地域協 働課)、要配慮者支 援班(高齢介護課)、 福祉班(福祉課)、 消防署</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 津波警報等の伝達	(市) 本部班(防災 課)、広報班(経営企 画課)	(略)	第2節 避難の指示	(市) 本部班(防災 課)	(略)	第3節 住民等の避難誘導	(市) 本部班(防災 課)、地域班(地域協 働課)、要配慮者支 援班(高齢介護課)、 福祉班(福祉課)、 消防署	(略)	<p>2. 碧南市各部署における活動の反映等</p> <p>(表記の整理)</p>
区分	機関名	主な措置																									
第1節 津波警報等の伝達	(市) 防災課、 経営企画課	(略)																									
第2節 避難の指示	(市) 防災課	(略)																									
第3節 住民等の避難誘導	(市) 防災課、地域 協働課、高齢介護 課、福祉課、消防署	(略)																									
区分	機関名	主な措置																									
第1節 津波警報等の伝達	(市) 本部班(防災 課)、広報班(経営企 画課)	(略)																									
第2節 避難の指示	(市) 本部班(防災 課)	(略)																									
第3節 住民等の避難誘導	(市) 本部班(防災 課)、地域班(地域協 働課)、要配慮者支 援班(高齢介護課)、 福祉班(福祉課)、 消防署	(略)																									
124	<p>第1節 津波警報等の伝達</p> <p>1 市における措置</p> <p>(1) 市長は、情報等の受領に当たっては、関係部課に周知徹底し得るよう、あらかじめ情報等の内部伝達組織を整備しておくものとする。</p> <p>なお、防災関係機関は、発災直後から迅速かつ円滑な通信、応急対策活動を行うため、携帯電話、防災行政無線通信等の有効利用を図るよう努める。</p>	<p>第1節 津波警報等の伝達</p> <p>1 市における措置</p> <p>(1) <u>情報等の内部伝達組織の事前準備</u></p> <p>市長は、情報等の受領に当たっては、関係部課に周知徹底し得るよう、あらかじめ情報等の内部伝達組織を整備しておくものとする。</p> <p>市災害対策本部と各機関との情報連絡系統は、次のとおりである。</p> <p>なお、防災関係機関は、発災直後から迅速かつ円滑な通信、応急対策活動を行うため、携帯電話、防災行政無線通信等の有効利用を図るよう努める。</p>	<p>2. 碧南市各部署における活動の反映等</p> <p>(表記の整理)</p>																								
125	<p>(2) 市長は、情報等の伝達を受けたとき、又は市に設置した計測震度計等により地震発生を知ったときは、市地域防災計画に定めるところにより、正確かつわかりやすい情報として、速やかに住民その他関係のある公私の団体に周知徹底するものとする。</p> <p>(3) 市は、受信した緊急地震速報を市防災行政無線等により住民等への伝達に努めるものとする。伝達にあたっては、市防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。</p> <p>(4) 沿岸においては、強い地震(震度4程度以上)に加え、弱い地震であっても長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、次の措置をとる。</p>	<p>(2) <u>伝達された情報又は市計測震度計等の情報を住民その他関係機関へ周知徹底</u></p> <p>市長は、情報等の伝達を受けたとき、又は市に設置した計測震度計等により地震発生を知ったときは、市地域防災計画に定めるところにより、正確かつわかりやすい情報として、速やかに住民その他関係のある公私の団体に周知徹底するものとする。</p> <p>(3) <u>緊急地震速報の住民等への伝達</u></p> <p>市は、受信した緊急地震速報を市防災行政無線等により住民等への伝達に努めるものとする。伝達にあたっては、市防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。</p> <p>(4) <u>沿岸における津波の自衛措置</u></p> <p>沿岸においては、強い地震(震度4程度以上)に加え、弱い地震であ</p>																									

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和2年2月修正)	改正後(令和3年2月修正)	改正理由
125	<p>ア 市長は自らの判断で、海浜にある者、海岸付近の住民等に直ちに避難すべき地域から退避し、急いで安全な場所に避難するよう指示を行うこと。</p> <p>イ 津波注意報・警報の情報収集にあつては、放送機関からの情報にも留意し聴取する責任者を定めるなどの体制をとり、収集した情報の迅速かつ的確な伝達を行うこと。</p>	<p><u>つても長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、次の措置をとる。</u></p> <p><u>ア 市長は自らの判断で、海浜にある者、海岸付近の住民等に直ちに避難すべき地域から退避し、急いで安全な場所に避難するよう指示を行うこと。</u></p> <p><u>イ 津波注意報・警報の情報収集にあつては、放送機関からの情報にも留意し聴取する責任者を定めるなどの体制をとり、収集した情報の迅速かつ的確な伝達を行うこと。</u></p>	
126	<p>(略)</p> <p>2 津波警報等情報の伝達</p> <p>(1) 津波警報等、地震情報等は、関係機関は次の伝達系統により迅速かつ的確に伝達する。</p> <p>注1 伝達方法 名古屋地方気象台からの伝達は、防災情報提供システムによる。</p>	<p>(略)</p> <p>2 津波警報等情報の伝達</p> <p>(1) 津波警報等、地震情報等は、関係機関は次の伝達系統により迅速かつ的確に伝達する。</p> <p><u>津波警報等の伝達系統図</u></p> <p>※緊急速報メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。</p> <p>注) 二重線で囲まれている期間は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。 注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p> <p>(緊急速報メールの配信開始等に伴う修正)</p>

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和2年2月修正)	改正後(令和3年2月修正)	改正理由												
128	<p>2 気象庁本庁から西日本電信電話株式会社には、大津波警報及び津波警報についてのみ伝達を行う。</p> <p>第3節 住民等の避難誘導</p> <p>1 住民等の避難誘導 (略)</p> <p>(3) 避難行動要支援者の安否確認、避難誘導の実施にあたっては、社会福祉施設を含め、民生委員や地域住民と連携して行うものとする。</p> <p>(追加)</p>	<p>第3節 住民等の避難誘導</p> <p>1 住民等の避難誘導 (略)</p> <p>(3) 避難行動要支援者の安否確認、避難誘導の実施にあたっては、社会福祉施設を含め、民生委員<u>児童委員</u>や地域住民と連携して行うものとする。</p> <p><u>(4) 市は、指定緊急避難場所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れるものとする。</u></p>	<p>2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)</p> <p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 (防災基本計画の修正(R2.5.29)を踏まえた修正)</p>												
128	<p>2 避難行動要支援者の支援 (略)</p>	<p>2 避難行動要支援者の支援 (略)</p>	<p>(防災基本計画の修正)</p>												
129	<p>(1) 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導 地域住民、自主防災組織、民生委員等の避難支援者の協力を得つつ、避難行動要支援者へ情報伝達を行うとともに、安否確認・避難誘導を実施するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>(1) 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導 地域住民、自主防災組織、民生委員<u>児童委員</u>等の避難支援者の協力を得つつ、避難行動要支援者へ情報伝達を行うとともに、安否確認・避難誘導を実施するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>(R2.5.29)を踏まえた修正)</p> <p>2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)</p>												
130	<p>第3章 災害情報の収集・伝達・広報</p>	<p>第3章 災害情報の収集・伝達・広報</p>													
130	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="418 1570 1374 1854"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 被害状況等の収集・伝達</td> <td>(市) 防災課、経営企画課、秘書情報課、地域協働課、税務課、国保年金課</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 被害状況等の収集・伝達	(市) 防災課、経営企画課、秘書情報課、地域協働課、税務課、国保年金課	(略)	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1501 1570 2457 1854"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 被害状況等の収集・伝達</td> <td>(市) <u>本部班(防災課)、広報班(経営企画課)、情報・調整班(秘書情報課)、地域班(地域協働課)、巡視・調査班(税務課)、避難所班(国保年金課)</u></td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 被害状況等の収集・伝達	(市) <u>本部班(防災課)、広報班(経営企画課)、情報・調整班(秘書情報課)、地域班(地域協働課)、巡視・調査班(税務課)、避難所班(国保年金課)</u>	(略)	<p>2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)</p>
区分	機関名	主な措置													
第1節 被害状況等の収集・伝達	(市) 防災課、経営企画課、秘書情報課、地域協働課、税務課、国保年金課	(略)													
区分	機関名	主な措置													
第1節 被害状況等の収集・伝達	(市) <u>本部班(防災課)、広報班(経営企画課)、情報・調整班(秘書情報課)、地域班(地域協働課)、巡視・調査班(税務課)、避難所班(国保年金課)</u>	(略)													

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和2年2月修正)	改正後(令和3年2月修正)	改正理由																								
130 131	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="418 344 679 611">第2節 通信手段の確保</td> <td data-bbox="679 344 905 611">(市) 防災課</td> <td data-bbox="905 344 1374 611">1 通信手段の確保</td> </tr> <tr> <td data-bbox="418 611 679 722">第3節 広報・広聴</td> <td data-bbox="679 611 905 722">(市) 防災課、 経営企画課</td> <td data-bbox="905 611 1374 722">(略)</td> </tr> </table>	第2節 通信手段の確保	(市) 防災課	1 通信手段の確保	第3節 広報・広聴	(市) 防災課、 経営企画課	(略)	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1507 344 1768 611">第2節 通信手段の確保</td> <td data-bbox="1768 344 1994 611">(市) <u>本部班(防災課)</u></td> <td data-bbox="1994 344 2460 611"> <u>1 (1) 専用通信の使用</u> <u>1 (2) 防災相互通信用無線局の使用</u> <u>1 (3) 衛星通信施設の使用</u> <u>1 (4) 移動系無線局の使用</u> <u>1 (5) 非常通信</u> <u>1 (6) 孤立防止用無線電話等の使用</u> <u>1 (7) 電話・電報施設の優先利用</u> <u>1 (8) 放送の依頼</u> <u>1 (9) 県防災情報システムの使用</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1507 611 1768 722">第3節 広報・広聴</td> <td data-bbox="1768 611 1994 722">(市) <u>本部班(防災課)</u>、<u>広報班(経営企画課)</u></td> <td data-bbox="1994 611 2460 722">(略)</td> </tr> </table>	第2節 通信手段の確保	(市) <u>本部班(防災課)</u>	<u>1 (1) 専用通信の使用</u> <u>1 (2) 防災相互通信用無線局の使用</u> <u>1 (3) 衛星通信施設の使用</u> <u>1 (4) 移動系無線局の使用</u> <u>1 (5) 非常通信</u> <u>1 (6) 孤立防止用無線電話等の使用</u> <u>1 (7) 電話・電報施設の優先利用</u> <u>1 (8) 放送の依頼</u> <u>1 (9) 県防災情報システムの使用</u>	第3節 広報・広聴	(市) <u>本部班(防災課)</u> 、 <u>広報班(経営企画課)</u>	(略)	(表記の整理)												
第2節 通信手段の確保	(市) 防災課	1 通信手段の確保																									
第3節 広報・広聴	(市) 防災課、 経営企画課	(略)																									
第2節 通信手段の確保	(市) <u>本部班(防災課)</u>	<u>1 (1) 専用通信の使用</u> <u>1 (2) 防災相互通信用無線局の使用</u> <u>1 (3) 衛星通信施設の使用</u> <u>1 (4) 移動系無線局の使用</u> <u>1 (5) 非常通信</u> <u>1 (6) 孤立防止用無線電話等の使用</u> <u>1 (7) 電話・電報施設の優先利用</u> <u>1 (8) 放送の依頼</u> <u>1 (9) 県防災情報システムの使用</u>																									
第3節 広報・広聴	(市) <u>本部班(防災課)</u> 、 <u>広報班(経営企画課)</u>	(略)																									
139	第4章 応援協力・派遣要請	第4章 応援協力・派遣要請																									
139	<p>主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 応援協力</td> <td>(市) 防災課、 秘書情報課</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2節 応援部隊等による広域応援等</td> <td>(市) 防災課、 秘書情報課、 消防署</td> <td>1 (1) 緊急消防援助隊等の応援要請 1 (2) 県に対する海上保安庁の応援要請 2 応援要員の受入体制</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 応援協力	(市) 防災課、 秘書情報課	(略)	第2節 応援部隊等による広域応援等	(市) 防災課、 秘書情報課、 消防署	1 (1) 緊急消防援助隊等の応援要請 1 (2) 県に対する海上保安庁の応援要請 2 応援要員の受入体制	<p>主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 応援協力</td> <td>(市) <u>本部班(防災課)</u>、<u>情報・調整班(秘書情報課)</u>、<u>会計班(会計課)</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2節 応援部隊等による広域応援等</td> <td>(市) <u>本部班(防災課)</u>、<u>情報・調整班(秘書情報課)</u>、 消防署</td> <td>1 (1) 緊急消防援助隊等の応援要請 1 (2) 海上保安庁の応援要請の<u>依頼</u> 2 応援要員の受入体制</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 応援協力	(市) <u>本部班(防災課)</u> 、 <u>情報・調整班(秘書情報課)</u> 、 <u>会計班(会計課)</u>	(略)	第2節 応援部隊等による広域応援等	(市) <u>本部班(防災課)</u> 、 <u>情報・調整班(秘書情報課)</u> 、 消防署	1 (1) 緊急消防援助隊等の応援要請 1 (2) 海上保安庁の応援要請の <u>依頼</u> 2 応援要員の受入体制	2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)						
区分	機関名	主な措置																									
第1節 応援協力	(市) 防災課、 秘書情報課	(略)																									
第2節 応援部隊等による広域応援等	(市) 防災課、 秘書情報課、 消防署	1 (1) 緊急消防援助隊等の応援要請 1 (2) 県に対する海上保安庁の応援要請 2 応援要員の受入体制																									
区分	機関名	主な措置																									
第1節 応援協力	(市) <u>本部班(防災課)</u> 、 <u>情報・調整班(秘書情報課)</u> 、 <u>会計班(会計課)</u>	(略)																									
第2節 応援部隊等による広域応援等	(市) <u>本部班(防災課)</u> 、 <u>情報・調整班(秘書情報課)</u> 、 消防署	1 (1) 緊急消防援助隊等の応援要請 1 (2) 海上保安庁の応援要請の <u>依頼</u> 2 応援要員の受入体制																									
140	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第3節 自衛隊の災害派遣</td> <td>(市) 防災課、 秘書情報課、 経営企画課</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第4節 ボランティアの受入れ</td> <td>(市) 防災課、 地域協働課、 社会福祉協議会</td> <td>1 災害ボランティアセンターの設置 2 コーディネーターの役割 3 <u>協力が予想されるボランティア団体</u> 4 <u>ボランティア団体との連携</u></td> </tr> <tr> <td>第5節 労務計画</td> <td>(市) 防災課、 秘書情報課</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第3節 自衛隊の災害派遣	(市) 防災課、 秘書情報課、 経営企画課	(略)	第4節 ボランティアの受入れ	(市) 防災課、 地域協働課、 社会福祉協議会	1 災害ボランティアセンターの設置 2 コーディネーターの役割 3 <u>協力が予想されるボランティア団体</u> 4 <u>ボランティア団体との連携</u>	第5節 労務計画	(市) 防災課、 秘書情報課	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第3節 自衛隊の災害派遣</td> <td>(市) <u>本部班(防災課)</u>、<u>情報・調整班(秘書情報課)</u>、<u>広報班(経営企画課)</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第4節 ボランティアの受入れ</td> <td>(市) <u>本部班(防災課)</u>、<u>地域班(地域協働課)</u>、 社会福祉協議会</td> <td>1 災害ボランティアセンターの設置 2 コーディネーターの役割 3 <u>NPO・ボランティア関係団体等との連携</u> 4 <u>協力が予想されるNPO・ボランティア関係団体等</u></td> </tr> <tr> <td>第5節 労務計画</td> <td>(市) <u>本部班(防災課)</u>、<u>情報・調整班(秘書情報課)</u></td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第3節 自衛隊の災害派遣	(市) <u>本部班(防災課)</u> 、 <u>情報・調整班(秘書情報課)</u> 、 <u>広報班(経営企画課)</u>	(略)	第4節 ボランティアの受入れ	(市) <u>本部班(防災課)</u> 、 <u>地域班(地域協働課)</u> 、 社会福祉協議会	1 災害ボランティアセンターの設置 2 コーディネーターの役割 3 <u>NPO・ボランティア関係団体等との連携</u> 4 <u>協力が予想されるNPO・ボランティア関係団体等</u>	第5節 労務計画	(市) <u>本部班(防災課)</u> 、 <u>情報・調整班(秘書情報課)</u>	(略)	
区分	機関名	主な措置																									
第3節 自衛隊の災害派遣	(市) 防災課、 秘書情報課、 経営企画課	(略)																									
第4節 ボランティアの受入れ	(市) 防災課、 地域協働課、 社会福祉協議会	1 災害ボランティアセンターの設置 2 コーディネーターの役割 3 <u>協力が予想されるボランティア団体</u> 4 <u>ボランティア団体との連携</u>																									
第5節 労務計画	(市) 防災課、 秘書情報課	(略)																									
区分	機関名	主な措置																									
第3節 自衛隊の災害派遣	(市) <u>本部班(防災課)</u> 、 <u>情報・調整班(秘書情報課)</u> 、 <u>広報班(経営企画課)</u>	(略)																									
第4節 ボランティアの受入れ	(市) <u>本部班(防災課)</u> 、 <u>地域班(地域協働課)</u> 、 社会福祉協議会	1 災害ボランティアセンターの設置 2 コーディネーターの役割 3 <u>NPO・ボランティア関係団体等との連携</u> 4 <u>協力が予想されるNPO・ボランティア関係団体等</u>																									
第5節 労務計画	(市) <u>本部班(防災課)</u> 、 <u>情報・調整班(秘書情報課)</u>	(略)																									

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和2年2月修正)	改正後(令和3年2月修正)	改正理由												
140	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="418 344 649 449">第6節 防災活動拠点の確保</td> <td data-bbox="649 344 857 449">(市) 防災課、秘書情報課</td> <td data-bbox="857 344 1374 449">1 防災活動拠点の確保 2 防災活動拠点</td> </tr> <tr> <td data-bbox="418 449 649 705">第7節 南海トラフ地震の発生時における広域受援</td> <td data-bbox="649 449 857 705">(市) 防災課、土木港湾課、健康課、秘書情報課、行政課、資産活用課</td> <td data-bbox="857 449 1374 705">(略)</td> </tr> </table>	第6節 防災活動拠点の確保	(市) 防災課、秘書情報課	1 防災活動拠点の確保 2 防災活動拠点	第7節 南海トラフ地震の発生時における広域受援	(市) 防災課、土木港湾課、健康課、秘書情報課、行政課、資産活用課	(略)	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1504 344 1736 449">第6節 防災活動拠点の確保</td> <td data-bbox="1736 344 1944 449">(市) 本部班(防災課)、情報・調整班(秘書情報課)</td> <td data-bbox="1944 344 2460 449">1 市における措置 2 防災活動拠点の確保等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1504 449 1736 705">第7節 南海トラフ地震の発生時における広域受援</td> <td data-bbox="1736 449 1944 705">(市) 本部班(防災課)、土木施設管理班(土木港湾課)、第1医療班(健康課)、情報・調整班(秘書情報課)、調達班(行政課、資産活用課)</td> <td data-bbox="1944 449 2460 705">(略)</td> </tr> </table>	第6節 防災活動拠点の確保	(市) 本部班(防災課)、情報・調整班(秘書情報課)	1 市における措置 2 防災活動拠点の確保等	第7節 南海トラフ地震の発生時における広域受援	(市) 本部班(防災課)、土木施設管理班(土木港湾課)、第1医療班(健康課)、情報・調整班(秘書情報課)、調達班(行政課、資産活用課)	(略)	(表記の整理)
第6節 防災活動拠点の確保	(市) 防災課、秘書情報課	1 防災活動拠点の確保 2 防災活動拠点													
第7節 南海トラフ地震の発生時における広域受援	(市) 防災課、土木港湾課、健康課、秘書情報課、行政課、資産活用課	(略)													
第6節 防災活動拠点の確保	(市) 本部班(防災課)、情報・調整班(秘書情報課)	1 市における措置 2 防災活動拠点の確保等													
第7節 南海トラフ地震の発生時における広域受援	(市) 本部班(防災課)、土木施設管理班(土木港湾課)、第1医療班(健康課)、情報・調整班(秘書情報課)、調達班(行政課、資産活用課)	(略)													
142	<p>第3節 自衛隊の災害派遣</p> <p>1 市における措置</p>	<p>第3節 自衛隊の災害派遣</p> <p>1 <u>災害派遣要請者に対する自衛隊の派遣要請依頼</u></p>	<p>2. 碧南市各部署における活動の反映等</p> <p>(表記の整理)</p>												
144	<p>第4節 ボランティアの受入れ</p> <p>(略)</p>	<p>第4節 ボランティアの受入れ</p> <p>(略)</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p>												
145	<p>2 コーディネーターの役割</p> <p>(略)</p> <p>また、コーディネーターは、行政機関、協力団体、<u>ボランティア関係団体</u>等と相互に連携し、ライフラインの復旧や仮設住宅への入居等の状況を踏まえ、適当な時期以降、被災地の自立をより一層進めるために、ボランティア活動から地元の自主的な相互扶助等への円滑な移行ができるように努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>3 <u>ボランティア団体等との連携</u></p> <p>市は、社会福祉協議会、県内及び県外から被災地入りしている<u>NPO等のボランティア団体</u>と、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。<u>(追加)</u></p> <p>4 協力が予想される<u>ボランティア団体等</u></p>	<p>2 コーディネーターの役割</p> <p>(略)</p> <p>また、コーディネーターは、行政機関、協力団体、<u>NPO・ボランティア関係団体等</u>と相互に連携し、ライフラインの復旧や仮設住宅への入居等の状況を踏まえ、適当な時期以降、被災地の自立をより一層進めるために、ボランティア活動から地元の自主的な相互扶助等への円滑な移行ができるように努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>3 <u>NPO・ボランティア関係団体等</u>との連携</p> <p>市は、社会福祉協議会、県内及び県外から被災地入りしている<u>NPO・ボランティア関係団体等</u>と、情報を共有する場において、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。<u>また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。</u></p> <p>4 協力が予想される<u>NPO・ボランティア関係団体等</u></p>	<p>(表記の整理)</p> <p>(表記の整理及び防災基本計画の修正を踏まえた修正)</p>												

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和2年2月修正)	改正後(令和3年2月修正)	改正理由																								
147	<p>(略)</p> <p>第6節 防災活動拠点 (略)</p> <p>2 防災活動拠点の確保 防災活動拠点は下記のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="468 632 1389 814"> <thead> <tr> <th>拠点名</th> <th>市町村名</th> <th>施設名</th> <th>面積 (ha)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地区防災活動拠点</td> <td>碧南市</td> <td>玉津浦グラウンド</td> <td>5.1</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>市は、受援及び応援のための集結・集積活動拠点として、表1の区分のとおり、防災活動拠点の確保を図るものとする。 なお、南海トラフ地震、東海地震、東南海・南海地震の発生時の国の応急対策活動に係る拠点については、表2のとおりとなっている。 (追加)</p>	拠点名	市町村名	施設名	面積 (ha)	地区防災活動拠点	碧南市	玉津浦グラウンド	5.1	(略)				<p>(略)</p> <p>第6節 防災活動拠点 (略)</p> <p>2 防災活動拠点の確保等 防災活動拠点は下記のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="1555 632 2475 814"> <thead> <tr> <th>拠点名</th> <th>市町村名</th> <th>施設名</th> <th>面積 (ha)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地区防災活動拠点</td> <td>碧南市</td> <td>碧南市臨海公園</td> <td>3.7</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>市は、受援及び応援のための集結・集積活動拠点として、表1の区分のとおり、防災活動拠点の確保を図るものとする。 なお、南海トラフ地震、東海地震、東南海・南海地震の発生時の国の応急対策活動に係る拠点については、表2のとおりとなっている。 <u>◆資料編(資料7-4)南海トラフ地震における愛知県広域受援計画に定める防災拠点</u> <u>物資の輸送拠点について、市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。</u> (略)</p>	拠点名	市町村名	施設名	面積 (ha)	地区防災活動拠点	碧南市	碧南市臨海公園	3.7	(略)				<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 (防災基本計画の修正(R2.5.29)を踏まえた修正)</p> <p>2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)</p> <p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 (防災基本計画の修正(R2.5.29)を踏まえた修正)</p>
拠点名	市町村名	施設名	面積 (ha)																								
地区防災活動拠点	碧南市	玉津浦グラウンド	5.1																								
(略)																											
拠点名	市町村名	施設名	面積 (ha)																								
地区防災活動拠点	碧南市	碧南市臨海公園	3.7																								
(略)																											
151	<p>第5章 救出・救助対策</p>	<p>第5章 救出・救助対策</p>																									
151	<p>基本方針</p> <p>○ 市長(災害救助法が適用された場合は知事及び知事の事務の一部を行うこととされた市長)、県警察、第四管区海上保安本部は、災害により生命及び身体が危険となった者を早急に救出し、負傷者については医療機関に搬送する。</p>	<p>基本方針</p> <p>○ 市長(災害救助法が適用された場合は、<u>知事及び救助実施市の長並びに</u>知事の事務の一部を行うこととされた市長)、県警察、第四管区海上保安本部は、災害により生命及び身体が危険となった者を早急に救出し、負傷者については医療機関に搬送する。</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p>																								

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和2年2月修正)	改正後(令和3年2月修正)	改正理由																								
151	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="418 676 1374 1018"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機関名</th> <th>主 な 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 救出・救助活動</td> <td>(市) 防災課 消防署、消防団、 県警察、自主防災会 災害発生事業所</td> <td>(略) 6 応援要求機関の協力 (追加) 7 災害救助法の適用</td> </tr> <tr> <td>第2節 海上における避難救出活動</td> <td>第四管区海上保安本部、 関係機関</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第3節 航空機の活用</td> <td>(市) 防災課</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機関名	主 な 措 置	第1節 救出・救助活動	(市) 防災課 消防署、消防団、 県警察、自主防災会 災害発生事業所	(略) 6 応援要求機関の協力 (追加) 7 災害救助法の適用	第2節 海上における避難救出活動	第四管区海上保安本部、 関係機関	(略)	第3節 航空機の活用	(市) 防災課	(略)	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1504 676 2460 1024"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機関名</th> <th>主 な 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 救出・救助活動</td> <td>(市) <u>本部班(防災課)</u>、 <u>第1医療班(健康課)</u> 消防署、消防団、 県警察、自主防災会 災害発生事業所</td> <td>(略) 6 応援要求機関の協力 <u>7 合同調整所の設置</u> <u>8 災害救助法の適用</u></td> </tr> <tr> <td>第2節 海上における避難救出活動</td> <td>第四管区海上保安本部、 関係機関</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第3節 航空機の活用</td> <td>(市) <u>本部班(防災課)</u></td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機関名	主 な 措 置	第1節 救出・救助活動	(市) <u>本部班(防災課)</u> 、 <u>第1医療班(健康課)</u> 消防署、消防団、 県警察、自主防災会 災害発生事業所	(略) 6 応援要求機関の協力 <u>7 合同調整所の設置</u> <u>8 災害救助法の適用</u>	第2節 海上における避難救出活動	第四管区海上保安本部、 関係機関	(略)	第3節 航空機の活用	(市) <u>本部班(防災課)</u>	(略)	<p>(災害救助法に係る名古屋市の救助実施市指定に伴う修正)</p> <p>2. 碧南市各局における活動の反映等</p> <p>(表記の整理)</p>
区 分	機関名	主 な 措 置																									
第1節 救出・救助活動	(市) 防災課 消防署、消防団、 県警察、自主防災会 災害発生事業所	(略) 6 応援要求機関の協力 (追加) 7 災害救助法の適用																									
第2節 海上における避難救出活動	第四管区海上保安本部、 関係機関	(略)																									
第3節 航空機の活用	(市) 防災課	(略)																									
区 分	機関名	主 な 措 置																									
第1節 救出・救助活動	(市) <u>本部班(防災課)</u> 、 <u>第1医療班(健康課)</u> 消防署、消防団、 県警察、自主防災会 災害発生事業所	(略) 6 応援要求機関の協力 <u>7 合同調整所の設置</u> <u>8 災害救助法の適用</u>																									
第2節 海上における避難救出活動	第四管区海上保安本部、 関係機関	(略)																									
第3節 航空機の活用	(市) <u>本部班(防災課)</u>	(略)																									
152	<p>第1節 救出・救助活動</p> <p>1 市及び消防署における措置</p> <p>(1) <u>市及び消防署は、県警察・第四管区海上保安本部と緊密な連携のもとに救出を行い、負傷者については、医療機関(救護所を含む。)に搬送する。</u></p> <p>(2) <u>市及び消防署は、自ら救出の実施が困難な場合、他市町村又は県へ救出の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要求する。</u></p> <p>(3) <u>広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、消防署長は衣浦東部広域連合を通じ、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」並びに「西三河地区消防相互応援協定」の定めるところにより消防相互応援を行う。</u></p> <p>(略)</p> <p>(4) <u>緊急消防援助隊の派遣を受けた被災地の市長(又は委任を受けた消防長)はこれを指揮し、迅速に重点的な部隊の配置を行う。</u></p>	<p>第1節 救出・救助活動</p> <p>1 市及び消防署における措置</p> <p>(1) <u>救出活動</u> <u>市及び消防署は、県警察・第四管区海上保安本部と緊密な連携のもとに救出を行い、負傷者については、医療機関(救護所を含む。)に搬送する。</u></p> <p>(2) <u>他市町村又は県への応援要求</u> <u>市及び消防署は、自ら救出の実施が困難な場合、他市町村又は県へ救出の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要求する。</u></p> <p>(3) <u>広域的な消防部隊の応援要請</u> <u>広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、消防署長は衣浦東部広域連合を通じ、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」並びに「西三河地区消防相互応援協定」の定めるところにより消防相互応援を行う。</u></p> <p>(略)</p> <p>(4) <u>派遣された緊急消防援助隊の指揮</u> <u>緊急消防援助隊の派遣を受けた被災地の市長(又は委任を受けた消</u></p>	<p>2. 碧南市各局における活動の反映等</p> <p>(表記の整理)</p>																								

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和2年2月修正)	改正後(令和3年2月修正)	改正理由
152	<p>2 消防団における措置 要救助者の救助・救出と負傷者に対する止血その他の応急処置を行い、安全な場所へ搬送を行う。</p> <p>3 県警察における措置 (1) 県警察は、市及び消防署と緊密な連携のもとに救出救助を行い、負傷者については、医療機関(救護所を含む。)に搬送する。 なお、水没した場合には、第四管区海上保安本部とも連携を図る。</p> <p>(2) 県警察は、災害時において被災者の救出活動等を円滑に実施するため、「災害時における災害救助犬の出動に関する協定」に基づき必要な災害救助犬の出動を要請する。</p> <p>4 自主防災会及び市民における措置 (略)</p> <p>5 災害発生事業所における措置 (略)</p> <p>6 関係機関における措置 (略) (追加)</p>	<p><u>防長)はこれを指揮し、迅速に重点的な部隊の配置を行う。</u></p> <p>2 消防団における措置 <u>(要救助者の救助・救出と負傷者に対する応急処置)</u> <u>消防団は、要救助者の救助・救出と負傷者に対する止血その他の応急処置を行い、安全な場所へ搬送を行う。</u></p> <p>3 県警察における措置 (1) <u>救出救助、負傷者の医療機関への収容</u> <u>県警察は、市及び消防署と緊密な連携のもとに救出救助を行い、負傷者については、医療機関(救護所を含む。)に搬送する。</u> <u>なお、水没した場合には、第四管区海上保安本部とも連携を図る。</u></p> <p>(2) <u>災害救助犬の出動要請</u> <u>県警察は、災害時において被災者の救出活動等を円滑に実施するため、「災害時における災害救助犬の出動に関する協定」に基づき必要な災害救助犬の出動を要請する。</u></p> <p>4 自主防災会及び市民における措置 <u>(救出救助活動への協力)</u> (略)</p> <p>5 災害発生事業所における措置 <u>(自衛消防隊による救出活動)</u> (略)</p> <p>6 関係機関における措置 <u>(応援要求機関の協力)</u> (略)</p> <p><u>7 合同調整所の設置</u> <u>災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力をを行う。</u></p> <p><u>また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム(DMAT)や緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。</u></p>	<p>2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)</p>
153	<p>7 災害救助法の適用 災害救助法が適用された場合、「1 市及び消防署における措置」は県が実施機関となるが、当該事務は市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。 (略) ◆資料編(資料12-4)災害救助法適用基準及び災害救助法施行細則</p>	<p><u>8 災害救助法の適用</u> 災害救助法が適用された場合、「1 市及び消防署における措置」は県が同法に基づく救助の実施機関となるが、<u>当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。</u> (略) ◆資料編(資料12-4)災害救助法適用基準及び災害救助法施行細則 <u>ほか</u></p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 (表記の整理及び災害救助法)</p>

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和2年2月修正)	改正後(令和3年2月修正)	改正理由																														
154	<p>第3節 航空機の活用</p> <p>1 市における措置</p>	<p>第3節 航空機の活用</p> <p>1 市における措置 <u>(防災ヘリコプターの応援要請)</u></p>	<p>に係る名古屋市の救助実施市指定に伴う修正)</p> <p>2. 碧南市各部署における活動の反映等</p> <p>(表記の整理)</p>																														
155	<p>第6章 消防活動・危険性物質対策</p>	<p>第6章 消防活動・危険性物質対策</p>																															
155	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="418 1098 1391 1457"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">第1節 消防活動</td> <td>(市) 防災課 消防署</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>消防団</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>自主防災会及び市民</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2節 危険物施設対策計画</td> <td>事業所の所有者、管理者又は占有者</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(市) 防災課、消防署</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 消防活動	(市) 防災課 消防署	(略)	消防団	(略)	自主防災会及び市民	(略)	第2節 危険物施設対策計画	事業所の所有者、管理者又は占有者	(略)	(市) 防災課、消防署	(略)	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1501 1098 2475 1472"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">第1節 消防活動</td> <td>(市) <u>本部班(防災課)、情報・調整班(秘書情報課)</u> 消防署</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>消防団</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>自主防災会及び市民</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>事業所の所有者、管理者又は占有者</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2節 危険物施設対策計画</td> <td>(市) <u>本部班(防災課)、情報・調整班(秘書情報課)</u> 消防署</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 消防活動	(市) <u>本部班(防災課)、情報・調整班(秘書情報課)</u> 消防署	(略)	消防団	(略)	自主防災会及び市民	(略)	事業所の所有者、管理者又は占有者	(略)	第2節 危険物施設対策計画	(市) <u>本部班(防災課)、情報・調整班(秘書情報課)</u> 消防署	(略)	<p>2. 碧南市各部署における活動の反映等</p> <p>(表記の整理)</p>
区分	機関名	主な措置																															
第1節 消防活動	(市) 防災課 消防署	(略)																															
	消防団	(略)																															
	自主防災会及び市民	(略)																															
第2節 危険物施設対策計画	事業所の所有者、管理者又は占有者	(略)																															
	(市) 防災課、消防署	(略)																															
区分	機関名	主な措置																															
第1節 消防活動	(市) <u>本部班(防災課)、情報・調整班(秘書情報課)</u> 消防署	(略)																															
	消防団	(略)																															
	自主防災会及び市民	(略)																															
	事業所の所有者、管理者又は占有者	(略)																															
第2節 危険物施設対策計画	(市) <u>本部班(防災課)、情報・調整班(秘書情報課)</u> 消防署	(略)																															
	156	<table border="1" data-bbox="418 1499 1391 1843"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第3節 高圧ガス大量貯蔵所対策計画</td> <td>事業所の所有者、管理者又は占有者</td> <td>(略) 1 (5) 高圧ガス製造設備の運転再開のための点検 (追加)</td> </tr> <tr> <td>(市) 防災課、消防署</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第3節 高圧ガス大量貯蔵所対策計画	事業所の所有者、管理者又は占有者	(略) 1 (5) 高圧ガス製造設備の運転再開のための点検 (追加)	(市) 防災課、消防署	(略)	<table border="1" data-bbox="1501 1516 2475 1843"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第3節 高圧ガス大量貯蔵所対策計画</td> <td>事業所の所有者、管理者又は占有者</td> <td>(略) 1 (5) 高圧ガス製造設備の運転再開のための点検 <u>1 (6) 高圧ガス製造施設の被害状況点検及び応急対策</u> <u>1 (7) 広報</u></td> </tr> <tr> <td>(市) <u>本部班(防災課)、情報・調整班(秘書情報課)</u> 消防署</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第3節 高圧ガス大量貯蔵所対策計画	事業所の所有者、管理者又は占有者	(略) 1 (5) 高圧ガス製造設備の運転再開のための点検 <u>1 (6) 高圧ガス製造施設の被害状況点検及び応急対策</u> <u>1 (7) 広報</u>	(市) <u>本部班(防災課)、情報・調整班(秘書情報課)</u> 消防署	(略)														
区分	機関名	主な措置																															
第3節 高圧ガス大量貯蔵所対策計画	事業所の所有者、管理者又は占有者	(略) 1 (5) 高圧ガス製造設備の運転再開のための点検 (追加)																															
	(市) 防災課、消防署	(略)																															
区分	機関名	主な措置																															
第3節 高圧ガス大量貯蔵所対策計画	事業所の所有者、管理者又は占有者	(略) 1 (5) 高圧ガス製造設備の運転再開のための点検 <u>1 (6) 高圧ガス製造施設の被害状況点検及び応急対策</u> <u>1 (7) 広報</u>																															
	(市) <u>本部班(防災課)、情報・調整班(秘書情報課)</u> 消防署	(略)																															

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和2年2月修正)	改正後(令和3年2月修正)	改正理由															
156	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="418 344 629 436">第4節 毒物劇物取扱施設 対策計画</td> <td data-bbox="629 344 914 436">事業所の所有者、管理者又は占有者</td> <td data-bbox="914 344 1391 403">(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="629 436 914 529">(市)防災課、消防署</td> <td data-bbox="914 436 1391 529">(略)</td> </tr> </table>	第4節 毒物劇物取扱施設 対策計画	事業所の所有者、管理者又は占有者	(略)		(市)防災課、消防署	(略)	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1504 344 1715 436">第4節 毒物劇物取扱施設 対策計画</td> <td data-bbox="1715 344 2000 436">事業所の所有者、管理者又は占有者</td> <td data-bbox="2000 344 2478 403">(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1715 436 2000 529">(市)本部班(防災課)、情報・調整班(秘書情報課)、広報班(経営企画課)</td> <td data-bbox="2000 436 2478 529">(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1715 529 2000 537">消防署</td> <td></td> </tr> </table>	第4節 毒物劇物取扱施設 対策計画	事業所の所有者、管理者又は占有者	(略)		(市)本部班(防災課)、情報・調整班(秘書情報課)、広報班(経営企画課)	(略)		消防署		(表記の整理)
第4節 毒物劇物取扱施設 対策計画	事業所の所有者、管理者又は占有者	(略)																
	(市)防災課、消防署	(略)																
第4節 毒物劇物取扱施設 対策計画	事業所の所有者、管理者又は占有者	(略)																
	(市)本部班(防災課)、情報・調整班(秘書情報課)、広報班(経営企画課)	(略)																
	消防署																	
156	<p>第1節 消防活動</p> <p>1 消防署の措置</p> <p>(1) <u>消防署は、速やかに管轄区域内の火災の全体状況を把握するとともに、迅速に重点的な部隊の配置を行うものとする。特に、大規模な震災の場合は、最重要防御地域等の優先順位を定め迅速に対応するものとする。</u></p> <p>(2) <u>消防署は、災害事象に対応した防御活動を展開し、市民の生命、身体及び財産を保護するとともに、発災害時の被害を軽減するため、大震火災防御計画を樹立しておくものとする。</u></p> <p>(略)</p>	<p>第1節 消防活動</p> <p>1 消防署の措置</p> <p>(1) <u>火災の全体状況の把握・対応</u> 消防署は、速やかに管轄区域内の火災の全体状況を把握するとともに、迅速に重点的な部隊の配置を行うものとする。特に、大規模な震災の場合は、最重要防御地域等の優先順位を定め迅速に対応するものとする。</p> <p>(2) <u>大震火災防御計画の樹立</u> 消防署は、災害事象に対応した防御活動を展開し、市民の生命、身体及び財産を保護するとともに、発災害時の被害を軽減するため、大震火災防御計画を樹立しておくものとする。</p> <p>(略)</p>	2. 碧南市各局における活動の反映等 (表記の整理)															
158	<p>(3) <u>広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」並びに「西三河地区消防相互応援協定書」の定めるところにより消防相互応援を行い、県は、消防庁長官に対して緊急消防援助隊の応援、ヘリコプターによる広域航空消防応援等の要請を行うなど、全国的な消防応援体制の充実を図る。</u></p> <p>(略)</p> <p>2 消防団における措置</p> <p>(1) <u>消防団は地域に密着した防災機関として、次により出火防止を始めとする住民指導及び現有装備を活用して、延焼火災その他災害の防御に当たるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>(2) <u>激甚な大規模災害が発生した場合、指揮命令系統の途絶も考えられることから、分団又は班単位で消火・救急救助活動が行えるよう資機材等の</u></p>	<p>(3) <u>広域的な消防部隊の応援要請</u> 広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」並びに「西三河地区消防相互応援協定書」の定めるところにより消防相互応援を行い、県は、消防庁長官に対して緊急消防援助隊の応援、ヘリコプターによる広域航空消防応援等の要請を行うなど、全国的な消防応援体制の充実を図る。</p> <p>(略)</p> <p>2 消防団における措置</p> <p>(1) <u>延焼火災その他災害の防御</u> 消防団は地域に密着した防災機関として、次により出火防止を始めとする住民指導及び現有装備を活用して、延焼火災その他災害の防御に当たるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(2) <u>資機材等の整備の検討</u> 激甚な大規模災害が発生した場合、指揮命令系統の途絶も考えられ</p>																

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和2年2月修正)	改正後(令和3年2月修正)	改正理由
158	<p><u>整備を検討する。</u></p> <p>3 自主防災会及び市民における措置</p>	<p><u>ることから、分団又は班単位で消火・救急救助活動が行えるよう資機材等の整備を検討する。</u></p> <p>3 自主防災会及び市民における措置 <u>(消防活動への協力)</u></p>	
159	<p>第2節 危険物施設対策計画 (略)</p> <p>2 市及び消防署における措置</p> <p>(1) <u>市は、人的被害の状況、火災の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。また、海域に災害が波及する恐れがあるときは、第四管区海上保安本部にも連絡する。</u></p> <p>(2) <u>市は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。</u></p>	<p>第2節 危険物施設対策計画 (略)</p> <p>2 市及び消防署における措置</p> <p>(1) <u>被害状況の把握</u> <u>市は、人的被害の状況、火災の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。また、海域に災害が波及する恐れがあるときは、第四管区海上保安本部にも連絡する。</u></p> <p>(2) <u>応援の必要性等の県への連絡</u> <u>市は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。</u></p>	<p>2. 碧南市各部署における活動の反映等</p> <p>(表記の整理)</p>
159	<p>第3節 高圧ガス大量貯蔵所対策計画</p> <p>1 事業所の所有者、管理者又は占有者における措置</p> <p>(1) <u>第2節「危険物施設対策計画」に係る措置のほか、次の(2)以降の措置を実施するものとする。</u></p> <p>(2) <u>高圧ガス製造施設が被害を受け、ガス漏えい等異常事態が発生した場合には、高圧ガスによる災害の拡大を防止するための適切かつ迅速な緊急措置を実施し、火災、爆発などの二次災害の防止を図ることにより、周辺住民に被害を及ぼさないように努める。</u></p> <p>(略)</p>	<p>第3節 高圧ガス大量貯蔵所対策計画</p> <p>1 事業所の所有者、管理者又は占有者における措置</p> <p>(1) <u>応急措置・通報等</u> <u>第2節「危険物施設対策計画」に係る措置のほか、次の(2)以降の措置を実施するものとする。</u></p> <p>(2) <u>応急措置を実施及び二次災害の防止</u> <u>高圧ガス製造施設が被害を受け、ガス漏えい等異常事態が発生した場合には、高圧ガスによる災害の拡大を防止するための適切かつ迅速な緊急措置を実施し、火災、爆発などの二次災害の防止を図ることにより、周辺住民に被害を及ぼさないように努める。</u></p> <p>(略)</p>	<p>2. 碧南市各部署における活動の反映等</p> <p>(表記の整理)</p>
160	<p>2 市及び消防署における措置</p> <p>(1) <u>市は、人的被害の状況、火災の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。</u></p>	<p>2 市及び消防署における措置</p> <p>(1) <u>被害状況の把握及び県への報告</u> <u>市は、人的被害の状況、火災の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ</u></p>	

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和2年2月修正)	改正後(令和3年2月修正)	改正理由
160	<p>(2) <u>市は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。</u></p>	<p><u>連絡するものとする。</u></p> <p>(2) <u>応援の必要性の県への連絡</u> <u>市は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。</u></p>	
160	<p>第4節 毒物劇物取扱施設対策計画</p> <p>1 事業所の所有者、管理者又は占有者における措置</p>	<p>第4節 毒物劇物取扱施設対策計画</p> <p>1 事業所の所有者、管理者又は占有者における措置</p>	<p>2. 碧南市各部署における活動の反映等</p>
161	<p>(1) <u>第2節「危険物施設対策計画」に係る措置のほか、(2)の措置を実施するものとする。</u></p> <p>(2) <u>毒物劇物貯蔵設備が被害を受け、毒物劇物の流出事故が発生した場合には、それによる被害の拡大を防止するために、第一に当該施設の従業員及び周辺の住民に対し、それらの情報等を提供し、早急に避難させることが重要である。</u></p> <p>2 市及び消防署における措置</p> <p>(1) <u>市は、人的被害の状況、火災の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。</u></p> <p>(2) <u>市は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。</u></p> <p>(3) <u>災害の状況等により事故処理剤が不足する場合、事故処理剤の確保について県に要請する。</u></p> <p>(4) <u>地震により災害が発生し、周辺住民等に被害を及ぼしたり不安を与えるおそれがある場合は、災害の状況や避難の必要性等について、速やかに正確な情報を提供する。</u></p>	<p>(1) <u>応急措置・通報等</u> <u>第2節「危険物施設対策計画」に係る措置のほか、(2)の措置を実施するものとする。</u></p> <p>(2) <u>被害の拡大防止及び周辺住民等への情報提供</u> <u>毒物劇物貯蔵設備が被害を受け、毒物劇物の流出事故が発生した場合には、それによる被害の拡大を防止するために、第一に当該施設の従業員及び周辺の住民に対し、それらの情報等を提供し、早急に避難させることが重要である。</u></p> <p>2 市及び消防署における措置</p> <p>(1) <u>被害状況の把握及び県への連絡</u> <u>市は、人的被害の状況、火災の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。</u></p> <p>(2) <u>応援の必要性等の県への連絡</u> <u>市は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。</u></p> <p>(3) <u>事故処理剤確保の県への要請</u> <u>災害の状況等により事故処理剤が不足する場合、事故処理剤の確保について県に要請する。</u></p> <p>(4) <u>周辺住民等への情報提供</u> <u>地震により災害が発生し、周辺住民等に被害を及ぼしたり不安を与えるおそれがある場合は、災害の状況や避難の必要性等について、速やかに正確な情報を提供する。</u></p>	<p>(表記の整理)</p>

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和2年2月修正)	改正後(令和3年2月修正)	改正理由																																																																						
162	<p>第7章 医療救護・防疫・保健衛生対策</p>	<p>第7章 医療救護・防疫・保健衛生対策</p>																																																																							
162	<p>基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 医療救護については、災害医療コーディネーター、医師会、歯科医師会、薬剤師会、日赤、災害拠点病院、国立病院機構の病院、県立病院、県等広範囲な協力体制の確立に努めるものとする。 <p>(略)</p> <p>主な機関の応急活動</p> <table border="1" data-bbox="418 783 1394 1749"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>発災</th> <th>3日</th> <th>1週間</th> <th>復旧対応期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○災害医療調整本部及び地域災害医療対策会議による医療情報収集 → ○DMAT及び医療救護班への派遣要請 ○医薬品等の確保 ○広域医療搬送実施のためのSCUの設置(追加) ○県域を越えた協力体制の確立 ○DPATの派遣及び派遣要請 → ○保健活動及び心のケア → ○防疫組織の編成 ○防疫活動 → (追加) </td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>碧南市、消防署</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○医療救護所の設置等、地域の医療体制確保 ○地域災害医療対策会議への参画 ○DPATの派遣要請 → ○保健活動及び心のケア → ○防疫組織の編成 ○防疫活動 → </td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>碧南市医師会 碧南歯科医師会 碧南市薬剤師会 災害拠点病院</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○地域災害医療対策会議への参画 ○臨機応急な医療活動 ○災害拠点病院による重傷患者等の受入・広域搬送 </td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>DMAT 指定医療機関</td> <td>○DMATの活動 →</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>日本赤十字社 愛知県支部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○災害医療調整本部への参画 ○医療救護活動の実施 → </td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>県医師会</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○災害医療調整本部への参画 ○愛知県救急医療情報センターによる医療情報収集 → ○医療救護活動の実施 → ○JMATの派遣調整 → </td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期	県	<ul style="list-style-type: none"> ○災害医療調整本部及び地域災害医療対策会議による医療情報収集 → ○DMAT及び医療救護班への派遣要請 ○医薬品等の確保 ○広域医療搬送実施のためのSCUの設置(追加) ○県域を越えた協力体制の確立 ○DPATの派遣及び派遣要請 → ○保健活動及び心のケア → ○防疫組織の編成 ○防疫活動 → (追加) 				碧南市、消防署	<ul style="list-style-type: none"> ○医療救護所の設置等、地域の医療体制確保 ○地域災害医療対策会議への参画 ○DPATの派遣要請 → ○保健活動及び心のケア → ○防疫組織の編成 ○防疫活動 → 				碧南市医師会 碧南歯科医師会 碧南市薬剤師会 災害拠点病院	<ul style="list-style-type: none"> ○地域災害医療対策会議への参画 ○臨機応急な医療活動 ○災害拠点病院による重傷患者等の受入・広域搬送 				DMAT 指定医療機関	○DMATの活動 →				日本赤十字社 愛知県支部	<ul style="list-style-type: none"> ○災害医療調整本部への参画 ○医療救護活動の実施 → 				県医師会	<ul style="list-style-type: none"> ○災害医療調整本部への参画 ○愛知県救急医療情報センターによる医療情報収集 → ○医療救護活動の実施 → ○JMATの派遣調整 → 				<p>基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 医療救護については、災害医療コーディネーター、<u>周産期リエゾン</u>、<u>透析リエゾン</u>、医師会、歯科医師会、薬剤師会、日赤、災害拠点病院、国立病院機構の病院、県立病院、県等広範囲な協力体制の確立に努めるものとする。 <p>(略)</p> <p>主な機関の応急活動</p> <table border="1" data-bbox="1495 783 2472 1749"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>発災</th> <th>3日</th> <th>1週間</th> <th>復旧対応期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○<u>保健</u>医療調整本部及び<u>保健</u>医療調整会議による<u>保健</u>医療に関する情報収集 → ○DMAT及び医療救護班への派遣要請 ○医薬品等の確保 ○広域医療搬送実施のためのSCUの設置 <u>○地域医療搬送実施のためのSCUの設置</u> ○県域を越えた協力体制の確立 ○DPATの派遣及び派遣要請 → ○保健活動及び心のケア → ○防疫組織の編成 ○防疫活動 → <u>○DHEATの派遣及び派遣要請</u> </td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>碧南市、消防署</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○医療救護所の設置等、地域の医療体制確保 ○<u>保健</u>医療調整会議への参画 ○DPATの派遣要請 → ○保健活動及び心のケア → ○防疫組織の編成 ○防疫活動 → </td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>碧南市医師会 碧南歯科医師会 碧南市薬剤師会 災害拠点病院</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○<u>保健</u>医療調整会議への参画 ○臨機応急な医療活動 ○災害拠点病院による重傷患者等の受入・広域搬送 </td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>DMAT 指定医療機関</td> <td>○DMATの活動 →</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>日本赤十字社 愛知県支部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○<u>保健</u>医療調整本部への参画 ○医療救護活動の実施 → </td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>県医師会</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○<u>保健</u>医療調整本部への参画 ○愛知県救急医療情報センターによる医療情報収集 → ○医療救護活動の実施 → ○JMATの派遣調整 → </td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期	県	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>保健</u>医療調整本部及び<u>保健</u>医療調整会議による<u>保健</u>医療に関する情報収集 → ○DMAT及び医療救護班への派遣要請 ○医薬品等の確保 ○広域医療搬送実施のためのSCUの設置 <u>○地域医療搬送実施のためのSCUの設置</u> ○県域を越えた協力体制の確立 ○DPATの派遣及び派遣要請 → ○保健活動及び心のケア → ○防疫組織の編成 ○防疫活動 → <u>○DHEATの派遣及び派遣要請</u> 				碧南市、消防署	<ul style="list-style-type: none"> ○医療救護所の設置等、地域の医療体制確保 ○<u>保健</u>医療調整会議への参画 ○DPATの派遣要請 → ○保健活動及び心のケア → ○防疫組織の編成 ○防疫活動 → 				碧南市医師会 碧南歯科医師会 碧南市薬剤師会 災害拠点病院	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>保健</u>医療調整会議への参画 ○臨機応急な医療活動 ○災害拠点病院による重傷患者等の受入・広域搬送 				DMAT 指定医療機関	○DMATの活動 →				日本赤十字社 愛知県支部	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>保健</u>医療調整本部への参画 ○医療救護活動の実施 → 				県医師会	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>保健</u>医療調整本部への参画 ○愛知県救急医療情報センターによる医療情報収集 → ○医療救護活動の実施 → ○JMATの派遣調整 → 				<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p> <p>(リエゾン委嘱に伴う修正及び表記の整理)</p> <p>(表記の整理、対策の追加及び災害救助法に係る名古屋市指定に伴う修正)</p>
機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期																																																																					
県	<ul style="list-style-type: none"> ○災害医療調整本部及び地域災害医療対策会議による医療情報収集 → ○DMAT及び医療救護班への派遣要請 ○医薬品等の確保 ○広域医療搬送実施のためのSCUの設置(追加) ○県域を越えた協力体制の確立 ○DPATの派遣及び派遣要請 → ○保健活動及び心のケア → ○防疫組織の編成 ○防疫活動 → (追加) 																																																																								
碧南市、消防署	<ul style="list-style-type: none"> ○医療救護所の設置等、地域の医療体制確保 ○地域災害医療対策会議への参画 ○DPATの派遣要請 → ○保健活動及び心のケア → ○防疫組織の編成 ○防疫活動 → 																																																																								
碧南市医師会 碧南歯科医師会 碧南市薬剤師会 災害拠点病院	<ul style="list-style-type: none"> ○地域災害医療対策会議への参画 ○臨機応急な医療活動 ○災害拠点病院による重傷患者等の受入・広域搬送 																																																																								
DMAT 指定医療機関	○DMATの活動 →																																																																								
日本赤十字社 愛知県支部	<ul style="list-style-type: none"> ○災害医療調整本部への参画 ○医療救護活動の実施 → 																																																																								
県医師会	<ul style="list-style-type: none"> ○災害医療調整本部への参画 ○愛知県救急医療情報センターによる医療情報収集 → ○医療救護活動の実施 → ○JMATの派遣調整 → 																																																																								
機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期																																																																					
県	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>保健</u>医療調整本部及び<u>保健</u>医療調整会議による<u>保健</u>医療に関する情報収集 → ○DMAT及び医療救護班への派遣要請 ○医薬品等の確保 ○広域医療搬送実施のためのSCUの設置 <u>○地域医療搬送実施のためのSCUの設置</u> ○県域を越えた協力体制の確立 ○DPATの派遣及び派遣要請 → ○保健活動及び心のケア → ○防疫組織の編成 ○防疫活動 → <u>○DHEATの派遣及び派遣要請</u> 																																																																								
碧南市、消防署	<ul style="list-style-type: none"> ○医療救護所の設置等、地域の医療体制確保 ○<u>保健</u>医療調整会議への参画 ○DPATの派遣要請 → ○保健活動及び心のケア → ○防疫組織の編成 ○防疫活動 → 																																																																								
碧南市医師会 碧南歯科医師会 碧南市薬剤師会 災害拠点病院	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>保健</u>医療調整会議への参画 ○臨機応急な医療活動 ○災害拠点病院による重傷患者等の受入・広域搬送 																																																																								
DMAT 指定医療機関	○DMATの活動 →																																																																								
日本赤十字社 愛知県支部	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>保健</u>医療調整本部への参画 ○医療救護活動の実施 → 																																																																								
県医師会	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>保健</u>医療調整本部への参画 ○愛知県救急医療情報センターによる医療情報収集 → ○医療救護活動の実施 → ○JMATの派遣調整 → 																																																																								

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和2年2月修正)	改正後(令和3年2月修正)	改正理由																																		
163	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="418 388 1391 884"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">第1節 医療救護</td> <td>(市)健康課、 市民病院 消防署 碧南市医師会 碧南歯科医師会 碧南市薬剤師会</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>災害拠点病院</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>DMAT 指定医療機関</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>碧南市赤十字奉仕団</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(市)防災課</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2節 防疫・保健衛生</td> <td>(市)環境課、健康課、学校 教育課、国保年金課</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 医療救護	(市)健康課、 市民病院 消防署 碧南市医師会 碧南歯科医師会 碧南市薬剤師会	(略)	災害拠点病院	(略)	DMAT 指定医療機関	(略)	碧南市赤十字奉仕団	(略)	(市)防災課	(略)	第2節 防疫・保健衛生	(市)環境課、健康課、学校 教育課、国保年金課	(略)	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1504 388 2478 884"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">第1節 医療救護</td> <td>(市) <u>第1医療班(健康課)</u>、 市民病院 消防署 碧南市医師会 碧南歯科医師会 碧南市薬剤師会</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>災害拠点病院</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>DMAT 指定医療機関</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>碧南市赤十字奉仕団</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(市) <u>本部班(防災課)</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2節 防疫・保健衛生</td> <td>(市) <u>環境班(環境課)</u>、<u>第1 医療班(健康課)</u>、<u>学校教育班 (学校教育課)</u>、<u>避難所班(国保 年金課)</u></td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 医療救護	(市) <u>第1医療班(健康課)</u> 、 市民病院 消防署 碧南市医師会 碧南歯科医師会 碧南市薬剤師会	(略)	災害拠点病院	(略)	DMAT 指定医療機関	(略)	碧南市赤十字奉仕団	(略)	(市) <u>本部班(防災課)</u>	(略)	第2節 防疫・保健衛生	(市) <u>環境班(環境課)</u> 、 <u>第1 医療班(健康課)</u> 、 <u>学校教育班 (学校教育課)</u> 、 <u>避難所班(国保 年金課)</u>	(略)	<p>2. 碧南市各 部局にお ける活 動の反 映等</p> <p>(表記の整理)</p>
区分	機関名	主な措置																																			
第1節 医療救護	(市)健康課、 市民病院 消防署 碧南市医師会 碧南歯科医師会 碧南市薬剤師会	(略)																																			
	災害拠点病院	(略)																																			
	DMAT 指定医療機関	(略)																																			
	碧南市赤十字奉仕団	(略)																																			
	(市)防災課	(略)																																			
	第2節 防疫・保健衛生	(市)環境課、健康課、学校 教育課、国保年金課	(略)																																		
区分	機関名	主な措置																																			
第1節 医療救護	(市) <u>第1医療班(健康課)</u> 、 市民病院 消防署 碧南市医師会 碧南歯科医師会 碧南市薬剤師会	(略)																																			
	災害拠点病院	(略)																																			
	DMAT 指定医療機関	(略)																																			
	碧南市赤十字奉仕団	(略)																																			
	(市) <u>本部班(防災課)</u>	(略)																																			
	第2節 防疫・保健衛生	(市) <u>環境班(環境課)</u> 、 <u>第1 医療班(健康課)</u> 、 <u>学校教育班 (学校教育課)</u> 、 <u>避難所班(国保 年金課)</u>	(略)																																		
163	<p>第1節 医療救護</p> <p>1 市、碧南市医師会、碧南歯科医師会、碧南市薬剤師会、消防署における措置</p> <p>(1) 医療救護所の設置及び医療救護班の編成</p> <p>(略)</p> <p>ウ 市は、<u>地域災害医療対策会議</u>（発災後72時間後を目処に設置予定。開催場所は、被災状況により関係者で検討し決定される。）に参画して、管内の医療ニーズや医療救護活動を報告するとともに、関係機関との情報の共有を図り、また、必要に応じて医療チーム等の派遣や、医薬品供給等の支援を要請する。</p> <p>(略)</p>	<p>第1節 医療救護</p> <p>1 市、碧南市医師会、碧南歯科医師会、碧南市薬剤師会、消防署における措置</p> <p>(1) 医療救護所の設置及び医療救護班の編成</p> <p>(略)</p> <p>ウ 市は、<u>保健医療調整会議</u>（発災後72時間後を目処に設置予定。開催場所は、被災状況により関係者で検討し決定される。）に参画して、管内の医療ニーズや医療救護活動を報告するとともに、関係機関との情報の共有を図り、また、必要に応じて医療チーム等の派遣や、医薬品供給等の支援を要請する。</p> <p>(略)</p>	<p>1. 県の地域防 災計画の修正 の反映</p> <p>(表記の整理)</p>																																		
164	<p>(2) 医療救護班の活動</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 医療救護班において応急手当後、医療機関での診療を必要とする者については、医療救護本部と連携し適切な<u>広報後方医療施設等</u>へ搬送する。</p> <p>ウ 医療救護班の活動に必要な医薬品、その他機材は、災害時における活動内容等を踏まえて検討し、医療救護所の第1候補場所としている<u>小学校</u>に備蓄しておくものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 医薬品その他衛生材料の確保(市)</p>	<p>(2) 医療救護班の活動</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 医療救護班において応急手当後、医療機関での診療を必要とする者については、医療救護本部と連携し適切な<u>後方</u>医療施設等へ搬送する。</p> <p>ウ 医療救護班の活動に必要な医薬品、その他機材は、災害時における活動内容等を踏まえて検討し、医療救護所の第1候補場所等^等に備蓄しておくものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 医薬品その他衛生材料の確保(市)</p>	<p>2. 碧南市各 部局にお ける活 動の反 映等</p> <p>(表記の整理)</p>																																		

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和2年2月修正)	改正後(令和3年2月修正)	改正理由
164	<p>ア 医療救護班の活動に必要な医薬品等は、碧南市薬剤師会等の協力を得て調達することを原則とし、災害の状況等により不足する場合は、市は「災害救助物資の緊急調達に関する協定」の締結先や、2次医療圏ごとに設置される地域災害医療対策会議、県、日赤愛知県支部等に調達の要請をする。</p> <p>(略)</p>	<p>ア 医療救護班の活動に必要な医薬品等は、碧南市薬剤師会等の協力を得て調達することを原則とし、災害の状況等により不足する場合は、市は「災害救助物資の緊急調達に関する協定」の締結先や、2次医療圏等の区域ごとに設置される保健医療調整会議、県、日赤愛知県支部等に調達の要請をする。</p> <p>(略)</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p> <p>(表記の整理)</p>
165	<p>(5) 血液製剤の確保(市)</p> <p>(略)</p> <p>イ 血液センターと連携を図り、次のとおり血液製剤を確保し、供給する。</p> <p>(7) (略)</p> <p>(イ) 血液センターの被災等により連絡が不通の場合は保健所から県災害医療調整本部を通じて日本赤十字社愛知県支部へ要請する。</p> <p>(略)</p> <p>2 災害拠点病院における措置</p> <p>災害拠点病院は、医療救護班の医療活動を支援するとともに、被災地からの重傷患者等の受入拠点及び広域搬送の拠点となる。また、地域災害医療対策会議に参画して、情報共有を図る。</p> <p>(略)</p> <p>5 災害救助法の適用</p> <p>災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となる。ただし、当該災害が局地災害の場合は、当該事務は市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。また、当該災害が広域災害の場合は、日本赤十字社愛知県支部への救助事務の委託を想定している。</p> <p>(略)</p>	<p>(5) 血液製剤の確保(市)</p> <p>(略)</p> <p>イ 血液センターと連携を図り、次のとおり血液製剤を確保し、供給する。</p> <p>(7) (略)</p> <p>(イ) 血液センターの被災等により連絡が不通の場合は保健所から県保健医療調整本部を通じて日本赤十字社愛知県支部へ要請する。</p> <p>(略)</p> <p>2 災害拠点病院における措置</p> <p>災害拠点病院は、医療救護班の医療活動を支援するとともに、被災地からの重傷患者等の受入拠点及び広域搬送の拠点となる。また、保健医療調整会議に参画して、情報共有を図る。</p> <p>(略)</p> <p>5 災害救助法の適用</p> <p>災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となる。ただし、当該災害が局地災害の場合は、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。また、当該災害が広域災害の場合は、日本赤十字社愛知県支部への救助事務の委託を想定している。</p> <p>(略)</p>	<p>(表記の整理及び災害救助法に係る名古屋市の救助実施市指定に伴う修正)</p>
166	<p>第2節 防疫・保健衛生</p> <p>1 市における措置</p> <p>(略)</p>	<p>第2節 防疫・保健衛生</p> <p>1 市における措置</p> <p>(略)</p>	
168	<p>(10) 応援協力関係</p> <p>(略)</p> <p>エ 市からの応援要求事項の実施について県が困難な場合、臨時予防接種については国立病院機構、日赤愛知県支部、自衛隊、他県へ、その他の防疫措置については自衛隊、他県へこれらの実施又はこれに要する資機材につき応援を要請する。</p>	<p>(10) 応援協力関係</p> <p>(略)</p> <p>エ 市からの応援要求事項の実施について県が困難な場合、臨時予防接種については国立病院機構、日赤愛知県支部、自衛隊、他都道府県へ、その他の防疫措置については自衛隊、他都道府県へこれらの実施又はこれに要する資機材につき応援を要請する。</p>	<p>(表記の整理)</p>

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和2年2月修正)	改正後(令和3年2月修正)	改正理由																																				
169	<p>第8章 交通の確保・緊急輸送対策</p>	<p>第8章 交通の確保・緊急輸送対策</p>																																					
169	<p>基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、道路交通法及び災害対策基本法に基づき、緊急車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。 ○ (略) ○ 緊急輸送道路の復旧作業等を他の道路に優先して実施する。なお、津波被害発生時には、くしの歯ルート¹の道路啓開を他の道路に優先して実施し、緊急車両の通行ルート²を確保する。 <p>(略)</p>	<p>基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、道路交通法及び災害対策基本法に基づき、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。 ○ (略) ○ 緊急輸送道路の復旧作業等を他の道路に優先して実施する。なお、津波被害発生時には、くしの歯ルート¹の道路啓開を他の道路に優先して実施し、緊急通行車両の通行ルート²を確保する。 <p>(略)</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p> <p>(表記の整理)</p>																																				
170	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="418 1098 1344 1669"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機 関 名</th> <th>主 な 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 道路交通規制等 (交通規制計画)</td> <td>(市) 防災課、土木港湾課 県警察、自衛隊、消防署</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2節 道路施設対策</td> <td>(市) 防災課、土木港湾課 中部地方整備局 愛知県道路公社</td> <td>(略) 2 中部地方整備局における措置 (追加) 3 愛知県道路公社における措置</td> </tr> <tr> <td>第3節 港湾・漁港施設対策</td> <td>港湾漁港管理者 (市) 防災課、土木港湾課、 第四管区海上保安本部</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第4節 鉄道施設対策</td> <td>(市) 防災課、 鉄道事業者</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第5節 緊急輸送手段の確保</td> <td>(市) 防災課、行政課、資 産活用課、輸送機関(鉄軌 道事業者、自動車運送事業 者等) 中部運輸局</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機 関 名	主 な 措 置	第1節 道路交通規制等 (交通規制計画)	(市) 防災課、土木港湾課 県警察、自衛隊、消防署	(略)	第2節 道路施設対策	(市) 防災課、土木港湾課 中部地方整備局 愛知県道路公社	(略) 2 中部地方整備局における措置 (追加) 3 愛知県道路公社における措置	第3節 港湾・漁港施設対策	港湾漁港管理者 (市) 防災課、土木港湾課、 第四管区海上保安本部	(略)	第4節 鉄道施設対策	(市) 防災課、 鉄道事業者	(略)	第5節 緊急輸送手段の確保	(市) 防災課、行政課、資 産活用課、輸送機関(鉄軌 道事業者、自動車運送事業 者等) 中部運輸局	(略)	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1504 1098 2442 1669"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機 関 名</th> <th>主 な 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 道路交通規制等 (交通規制計画)</td> <td>(市) 本部班(防災課)、土 木施設管理班(土木港湾課) 県警察、自衛隊、消防署</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2節 道路施設対策</td> <td>(市) 本部班(防災課)、土 木施設管理班(土木港湾課) 中部地方整備局 愛知県道路公社</td> <td>(略) 2 中部地方整備局における措置 3 県における措置 4 愛知県道路公社における措置</td> </tr> <tr> <td>第3節 港湾・漁港施設対策</td> <td>(市) 本部班(防災課)、土 木施設管理班(土木港湾課) 鉄道事業者</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第4節 鉄道施設対策</td> <td>(市) 本部班(防災課)、 鉄道事業者</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第5節 緊急輸送手段の確保</td> <td>(市) 本部班(防災課)、調 達班(行政課、資産活用課)、 輸送機関(鉄軌道事業者、 自動車運送事業者等) 中部運輸局</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機 関 名	主 な 措 置	第1節 道路交通規制等 (交通規制計画)	(市) 本部班(防災課)、土 木施設管理班(土木港湾課) 県警察、自衛隊、消防署	(略)	第2節 道路施設対策	(市) 本部班(防災課)、土 木施設管理班(土木港湾課) 中部地方整備局 愛知県道路公社	(略) 2 中部地方整備局における措置 3 県における措置 4 愛知県道路公社における措置	第3節 港湾・漁港施設対策	(市) 本部班(防災課)、土 木施設管理班(土木港湾課) 鉄道事業者	(略)	第4節 鉄道施設対策	(市) 本部班(防災課)、 鉄道事業者	(略)	第5節 緊急輸送手段の確保	(市) 本部班(防災課)、調 達班(行政課、資産活用課) 、 輸送機関(鉄軌道事業者、 自動車運送事業者等) 中部運輸局	(略)	<p>2. 碧南市各部署における活動の反映等</p> <p>(表記の整理)</p>
区 分	機 関 名	主 な 措 置																																					
第1節 道路交通規制等 (交通規制計画)	(市) 防災課、土木港湾課 県警察、自衛隊、消防署	(略)																																					
第2節 道路施設対策	(市) 防災課、土木港湾課 中部地方整備局 愛知県道路公社	(略) 2 中部地方整備局における措置 (追加) 3 愛知県道路公社における措置																																					
第3節 港湾・漁港施設対策	港湾漁港管理者 (市) 防災課、土木港湾課、 第四管区海上保安本部	(略)																																					
第4節 鉄道施設対策	(市) 防災課、 鉄道事業者	(略)																																					
第5節 緊急輸送手段の確保	(市) 防災課、行政課、資 産活用課、輸送機関(鉄軌 道事業者、自動車運送事業 者等) 中部運輸局	(略)																																					
区 分	機 関 名	主 な 措 置																																					
第1節 道路交通規制等 (交通規制計画)	(市) 本部班(防災課)、土 木施設管理班(土木港湾課) 県警察、自衛隊、消防署	(略)																																					
第2節 道路施設対策	(市) 本部班(防災課)、土 木施設管理班(土木港湾課) 中部地方整備局 愛知県道路公社	(略) 2 中部地方整備局における措置 3 県における措置 4 愛知県道路公社における措置																																					
第3節 港湾・漁港施設対策	(市) 本部班(防災課)、土 木施設管理班(土木港湾課) 鉄道事業者	(略)																																					
第4節 鉄道施設対策	(市) 本部班(防災課)、 鉄道事業者	(略)																																					
第5節 緊急輸送手段の確保	(市) 本部班(防災課)、調 達班(行政課、資産活用課) 、 輸送機関(鉄軌道事業者、 自動車運送事業者等) 中部運輸局	(略)																																					
179	<p>第3節 港湾・漁港施設対策</p> <p>1 市における措置</p> <p>(略)</p>	<p>第3節 港湾・漁港施設対策</p> <p>1 市における措置</p> <p>(略)</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p>																																				

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和2年2月修正)	改正後(令和3年2月修正)	改正理由																		
180	<p>(5) 航路啓開の実施 港湾管理者及び漁港管理者は、その所管する港湾区域及び漁港区域内の航路等に沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、国(国土交通省、農林水産省)に報告するとともに、障害物除去による航路啓開に努める。</p> <p>(略)</p>	<p>(5) 航路啓開の実施 港湾管理者及び漁港管理者は、その所管する港湾区域及び漁港区域内の航路等に沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、国(国土交通省、農林水産省)等に報告するとともに、障害物除去による航路啓開に努める。</p> <p>(略)</p>	(表記の整理)																		
181	<p>第5節 緊急輸送手段の確保 1 市における措置 (略)</p>	<p>第5節 緊急輸送手段の確保 1 市における措置 (略)</p>	2. 碧南市各部署における活動の反映等																		
183	<p>(5) 市において車両等による輸送の確保が困難なときは、県又は自衛隊に対しヘリコプター又は舟艇による輸送を要請するものとする。</p>	<p>(5) <u>自衛隊への輸送要請</u> 市において車両等による輸送の確保が困難なときは、県又は自衛隊に対しヘリコプター又は舟艇による輸送を要請するものとする。</p>	(表記の整理)																		
185	<p>第9章 浸水・津波対策</p>	<p>第9章 浸水・津波対策</p>																			
185	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="418 1192 1359 1451"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機 関 名</th> <th>主 な 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 浸水対策</td> <td>(市) 防災課、農業水産課、土木港湾課、下水道課、消防署</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2節 津波対策</td> <td>(市) 防災課、経営企画課</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機 関 名	主 な 措 置	第1節 浸水対策	(市) 防災課、農業水産課、土木港湾課、下水道課、消防署	(略)	第2節 津波対策	(市) 防災課、経営企画課	(略)	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1507 1192 2448 1451"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機 関 名</th> <th>主 な 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 浸水対策</td> <td>(市) <u>本部班(防災課)、農水班(農業水産課)、土木施設管理班(土木港湾課)、下水道班(下水道課)、消防署</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2節 津波対策</td> <td>(市) <u>本部班(防災課)、広報班(経営企画課)</u></td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機 関 名	主 な 措 置	第1節 浸水対策	(市) <u>本部班(防災課)、農水班(農業水産課)、土木施設管理班(土木港湾課)、下水道班(下水道課)、消防署</u>	(略)	第2節 津波対策	(市) <u>本部班(防災課)、広報班(経営企画課)</u>	(略)	2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)
区 分	機 関 名	主 な 措 置																			
第1節 浸水対策	(市) 防災課、農業水産課、土木港湾課、下水道課、消防署	(略)																			
第2節 津波対策	(市) 防災課、経営企画課	(略)																			
区 分	機 関 名	主 な 措 置																			
第1節 浸水対策	(市) <u>本部班(防災課)、農水班(農業水産課)、土木施設管理班(土木港湾課)、下水道班(下水道課)、消防署</u>	(略)																			
第2節 津波対策	(市) <u>本部班(防災課)、広報班(経営企画課)</u>	(略)																			
185	<p>第1節 浸水対策 1 市及び関係機関における措置 (1) 点検及び応急復旧 (略)</p>	<p>第1節 浸水対策 1 市及び関係機関における措置 (1) <u>河川・海岸</u>の点検及び応急復旧 (略)</p>	2. 碧南市各部署における活動の反映等																		
186	<p>(2) 浸水対策資機材 (略) (3) <u>漏、溢水防止応急復旧活動</u></p>	<p>(2) 浸水対策資機材の<u>確保</u> (略) (3) <u>可搬式ポンプによる応急排水</u></p>	(表記の整理)																		

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和2年2月修正)	改正後(令和3年2月修正)	改正理由																												
186	<p>第2節 津波対策</p> <p>1 市における措置 (略)</p> <p>(2) 避難指示(緊急)等の発令、海岸線の監視、巡回等 (略)</p> <p>ウ 市は、災害対策本部が設置された場合、あらかじめ指定した津波危険地域及び堤防・護岸施設外の区域などを中心に海岸線の監視、巡回を行い、海水浴客、釣人、サーファー等への避難指示、漁船の避難開始、漁具、養殖施設等の流出防止対策の実施要請、要配慮者対策に備えた自主防災会等への活動要請などの必要な措置を講ずる。</p> <p>(略)</p>	<p>第2節 津波対策</p> <p>1 市における措置 (略)</p> <p>(2) 避難指示(緊急)等の発令、海岸線の監視、巡回等 (略)</p> <p>ウ 市は、災害対策本部が設置された場合、あらかじめ指定した津波危険地域・津波災害警戒区域及び堤防・護岸施設外の区域などを中心に海岸線の監視、巡回を行い、海水浴客、釣人、サーファー等への避難指示、漁船の避難開始、漁具、養殖施設等の流出防止対策の実施要請、要配慮者対策に備えた自主防災会等への活動要請などの必要な措置を講ずる。</p> <p>(略)</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p> <p>(津波災害警戒区域の指定に伴う修正)</p>																												
188	<p>第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</p>	<p>第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</p>																													
188	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="418 1115 1362 1780"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 避難所の開設・運営</td> <td>(市) 防災課、国保年金課</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2節 要配慮者対策</td> <td>(市) 防災課、福祉課、高齢介護課、健康課、地域協働課</td> <td>(略) 1 (5) 福祉避難所の設置 (略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3節 帰宅困難者対策</td> <td>(市) 防災課</td> <td>1 (1) 帰宅困難者の集中による混乱発生抑止のための広報等 1 (2) (3) 帰宅困難者に対する情報提供 1 (4) 救助対策、避難所等対策の実施</td> </tr> <tr> <td>事業者、学校等</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 避難所の開設・運営	(市) 防災課、国保年金課	(略)	第2節 要配慮者対策	(市) 防災課、福祉課、高齢介護課、健康課、地域協働課	(略) 1 (5) 福祉避難所の設置 (略)	第3節 帰宅困難者対策	(市) 防災課	1 (1) 帰宅困難者の集中による混乱発生抑止のための広報等 1 (2) (3) 帰宅困難者に対する情報提供 1 (4) 救助対策、避難所等対策の実施	事業者、学校等	(略)	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1501 1115 2445 1780"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 避難所の開設・運営</td> <td>(市) 本部班(防災課)、避難所班(国保年金課)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2節 要配慮者対策</td> <td>(市) 本部班(防災課)、福祉班(福祉課)、要配慮者支援班(高齢介護課)、第1医療班(健康課)、地域班(地域協働課)</td> <td>(略) 1 (5) 福祉避難所の設置等 (略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3節 帰宅困難者対策</td> <td>(市) 本部班(防災課)、広報班(経営企画課)</td> <td>1 (1) 「むやみに移動(帰宅)を開始しない」旨の広報及び一時滞在施設(滞在場所)の確保等 1 (2) 災害情報、徒歩帰宅支援ステーションの情報提供 1 (3) その他帰宅困難者への広報 1 (4) 帰宅途中で救援が必要になった人等の対策</td> </tr> <tr> <td>事業者、学校等</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 避難所の開設・運営	(市) 本部班(防災課)、避難所班(国保年金課)	(略)	第2節 要配慮者対策	(市) 本部班(防災課)、福祉班(福祉課)、要配慮者支援班(高齢介護課)、第1医療班(健康課)、地域班(地域協働課)	(略) 1 (5) 福祉避難所の設置等 (略)	第3節 帰宅困難者対策	(市) 本部班(防災課)、広報班(経営企画課)	1 (1) 「むやみに移動(帰宅)を開始しない」旨の広報及び一時滞在施設(滞在場所)の確保等 1 (2) 災害情報、徒歩帰宅支援ステーションの情報提供 1 (3) その他帰宅困難者への広報 1 (4) 帰宅途中で救援が必要になった人等の対策	事業者、学校等	(略)	<p>2. 碧南市各部署における活動の反映等</p> <p>(表記の整理)</p>
区分	機関名	主な措置																													
第1節 避難所の開設・運営	(市) 防災課、国保年金課	(略)																													
第2節 要配慮者対策	(市) 防災課、福祉課、高齢介護課、健康課、地域協働課	(略) 1 (5) 福祉避難所の設置 (略)																													
第3節 帰宅困難者対策	(市) 防災課	1 (1) 帰宅困難者の集中による混乱発生抑止のための広報等 1 (2) (3) 帰宅困難者に対する情報提供 1 (4) 救助対策、避難所等対策の実施																													
	事業者、学校等	(略)																													
区分	機関名	主な措置																													
第1節 避難所の開設・運営	(市) 本部班(防災課)、避難所班(国保年金課)	(略)																													
第2節 要配慮者対策	(市) 本部班(防災課)、福祉班(福祉課)、要配慮者支援班(高齢介護課)、第1医療班(健康課)、地域班(地域協働課)	(略) 1 (5) 福祉避難所の設置等 (略)																													
第3節 帰宅困難者対策	(市) 本部班(防災課)、広報班(経営企画課)	1 (1) 「むやみに移動(帰宅)を開始しない」旨の広報及び一時滞在施設(滞在場所)の確保等 1 (2) 災害情報、徒歩帰宅支援ステーションの情報提供 1 (3) その他帰宅困難者への広報 1 (4) 帰宅途中で救援が必要になった人等の対策																													
	事業者、学校等	(略)																													
189																															

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和2年2月修正)	改正後(令和3年2月修正)	改正理由
189	<p>第1節 避難所の開設・運営 (略)</p> <p>1 市における措置 (略)</p> <p>(1) 避難所の開設 市は、災害のため避難した居住者や滞在者等や被災した住民等を、一時的に滞在させるための施設として、避難所を必要に応じて開設するものとする。ただし、ライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、<u>あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しないものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>(4) 避難所の運営 (略)</p>	<p>第1節 避難所の開設・運営 (略)</p> <p>1 市における措置 (略)</p> <p>(1) 避難所の開設 市は、災害のため避難した居住者や滞在者等や被災した住民等を、一時的に滞在させるための施設として、避難所を必要に応じて開設するものとする。<u>また、避難所を開設する場合は、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。</u>ただし、ライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、<u>当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。</u> <u>また、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>(4) 避難所の運営 (略)</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p> <p>(対策の追加及び災害救助法に係る名古屋市の救助実施市指定に伴う修正)</p> <p>(防災基本計画の修正(R2.5.29)を踏まえた修正)</p>
190	<p>イ 避難者の把握 必要な物資などの数量を確実に把握するため、避難者に世帯単位での登録を求め、避難所ごとに避難している人員の把握に努めること。なお、収容能力からみて支障があると判断したときは、速やかに適切な措置を講ずること。</p> <p>(略)</p>	<p>イ 避難者の把握 必要な物資などの数量を確実に把握するため、避難者に世帯単位での登録を求め、避難所ごとに避難している人員の把握に努めること。なお、収容能力からみて支障があると判断したときは、速やかに適切な措置を講ずること。</p> <p><u>また、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れるものとする。</u></p> <p>(略)</p>	<p>(対策の追加及び災害救助法に係る名古屋市の救助実施市指定に伴う修正)</p>
191	<p>サ ペットの取扱 避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図ること。</p> <p>(略)</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>サ ペットの取扱 <u>必要に応じて、ペットの飼育場所の確保に努めるものとし、</u>避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図ること。<u>また、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p><u>ス 感染症対策</u> <u>市は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な</u></p>	<p>(対策の追加及び災害救助法に係る名古屋市の救助実施市指定に伴う修正)</p> <p>(防災基本計画の修正(R2.5.29)を踏まえた修正)</p>

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和2年2月修正)	改正後(令和3年2月修正)	改正理由
191	<p>2 災害救助法の適用 災害救助法が適用された場合、「1 市における措置」は県が実施機関となるが、当該事務は市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。 <u>(追加)</u></p> <p>(略)</p>	<p><u>措置を講じるよう努めるものとする。</u></p> <p>2 災害救助法の適用 災害救助法が適用された場合、<u>県が同法に基づく救助の実施機関となるが、当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。</u> <u>また、県及び救助実施市は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。</u> (略)</p>	<p>(対策の追加及び災害救助法に係る名古屋市の救助実施市指定に伴う修正)</p>
192	<p>第2節 要配慮者支援対策</p> <p>1 市における措置 (略)</p> <p>(4) 避難所・在宅等における福祉ニーズの把握と福祉人材の確保 市は被災した要配慮者の生活状況と福祉ニーズを把握し、必要な専門的人材を確保し、ニーズに応じたサービスを提供するよう努める。 <u>(追加)</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>第2節 要配慮者支援対策</p> <p>1 市における措置 (略)</p> <p>(4) 避難所・在宅等における福祉ニーズの把握と福祉人材の確保 市は被災した要配慮者の生活状況と福祉ニーズを把握し、必要な専門的人材を確保し、ニーズに応じたサービスを提供するよう努める。 <u>◆資料編(資料12-59)災害時における要介護高齢者の安否確認等に関する協定書</u> (略)</p> <p><u>2 災害救助法の適用</u></p>	<p>2. 碧南市各部署における活動の反映等</p> <p>(表記の整理)</p>
193	<p>(略)</p>	<p><u>災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、市長への委任を想定している避難所の供与等の事務については、市が実施することとなる。ただし、災害派遣福祉チーム(DCAT)の編成・派遣については、県が実施する。</u> <u>また、県及び救助実施市は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。</u> <u>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</u></p>	<p>(表記の整理及び災害救助法に係る名古屋市の救助実施市指定に伴う修正)</p>
193	<p>第3節 帰宅困難者対策 (略)</p>	<p>第3節 帰宅困難者対策 (略)</p>	<p>2. 碧南市各部署における活</p>

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和2年2月修正)	改正後(令和3年2月修正)	改正理由																								
193	2 事業者や学校等における措置	2 事業者や学校等における措置 <u>(安否確認や交通情報等の収集及び従業員、学生、顧客等の一斉帰宅の抑制)</u>	動の反映等 (表記の整理)																								
194	第11章 水・食品・生活必需品等の供給	第11章 水・食品・生活必需品等の供給																									
194	主な機関の措置 <table border="1" data-bbox="418 772 1389 1045"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機 関 名</th> <th>主 な 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 給水</td> <td>(市) 防災課、 水道課</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2節 食品の供給</td> <td>(市) 防災課、商工課</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第3節 生活必需物資の供給</td> <td>(市) 防災課、商工課</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機 関 名	主 な 措 置	第1節 給水	(市) 防災課、 水道課	(略)	第2節 食品の供給	(市) 防災課、商工課	(略)	第3節 生活必需物資の供給	(市) 防災課、商工課	(略)	主な機関の措置 <table border="1" data-bbox="1504 772 2475 1045"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機 関 名</th> <th>主 な 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 給水</td> <td>(市) <u>本部班(防災課)、水道班(水道課)</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2節 食品の供給</td> <td>(市) <u>本部班(防災課)、供給班(商工課)</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第3節 生活必需物資の供給</td> <td>(市) <u>本部班(防災課)、供給班(商工課)</u></td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機 関 名	主 な 措 置	第1節 給水	(市) <u>本部班(防災課)、水道班(水道課)</u>	(略)	第2節 食品の供給	(市) <u>本部班(防災課)、供給班(商工課)</u>	(略)	第3節 生活必需物資の供給	(市) <u>本部班(防災課)、供給班(商工課)</u>	(略)	2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)
区 分	機 関 名	主 な 措 置																									
第1節 給水	(市) 防災課、 水道課	(略)																									
第2節 食品の供給	(市) 防災課、商工課	(略)																									
第3節 生活必需物資の供給	(市) 防災課、商工課	(略)																									
区 分	機 関 名	主 な 措 置																									
第1節 給水	(市) <u>本部班(防災課)、水道班(水道課)</u>	(略)																									
第2節 食品の供給	(市) <u>本部班(防災課)、供給班(商工課)</u>	(略)																									
第3節 生活必需物資の供給	(市) <u>本部班(防災課)、供給班(商工課)</u>	(略)																									
194	第1節 給水 1 市における措置 (略)	第1節 給水 1 市における措置 (略)	2. 碧南市各部署における活動の反映等																								
195	(3) 応急給水は、公平に行うものであるが、医療施設や避難所等を優先的に 行うよう配慮する。 (追加)	(3) 応急給水は、公平に行うものであるが、医療施設や避難所等を優先的に 行うよう配慮する。 <u>(4) 取水する水源については、最寄りの非被災水道事業者と協議して確保し、これによることが不可能な場合は比較的汚染の少ない井戸水、河水等をろ水機によりろ過したのち、塩素剤により滅菌して給水する。</u>																									
196	4 非常用水源の確保 (略) (2) 非常用水源の確保 市が行う応急給水の水源は、第2配水場内の第1号～第4号配水池を原則的に使用するものとする。予備として、第1配水場内第2号配水池を使用するものとする。	4 非常用水源の確保 (略) (2) 非常用水源の確保 市が行う応急給水の水源は、第2配水場内のNo. 1～No. 4配水池を原則的に使用するものとする。予備として、第1配水場内第2号配水池を使用するものとする。	(表記の整理)																								

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和2年2月修正)	改正後(令和3年2月修正)	改正理由																																				
196	<table border="1" data-bbox="480 344 1190 644"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>貯水量</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">第2配水場配水池</td> <td>1号配水池</td> <td>5,500 m³</td> </tr> <tr> <td>2号配水池</td> <td>5,500 m³</td> </tr> <tr> <td>3号配水池</td> <td>5,000 m³</td> </tr> <tr> <td>4号配水池</td> <td>5,000 m³</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>21,000 m³</td> </tr> <tr> <td>第1配水場配水池</td> <td>2号配水池</td> <td>3,500 m³</td> <td>予備用</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	名称	貯水量	備考	第2配水場配水池	1号配水池	5,500 m ³	2号配水池	5,500 m ³	3号配水池	5,000 m ³	4号配水池	5,000 m ³	合計	21,000 m ³	第1配水場配水池	2号配水池	3,500 m ³	予備用	<table border="1" data-bbox="1567 344 2335 644"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>貯水量</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">第2配水場配水池</td> <td>No.1配水池</td> <td>5,500 m³</td> </tr> <tr> <td>No.2配水池</td> <td>5,500 m³</td> </tr> <tr> <td>No.3配水池</td> <td>5,000 m³</td> </tr> <tr> <td>No.4配水池</td> <td>5,000 m³</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>21,000 m³</td> </tr> <tr> <td>第1配水場配水池</td> <td>第2配水池</td> <td>3,500 m³</td> <td>予備用</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	名称	貯水量	備考	第2配水場配水池	No.1配水池	5,500 m ³	No.2配水池	5,500 m ³	No.3配水池	5,000 m ³	No.4配水池	5,000 m ³	合計	21,000 m ³	第1配水場配水池	第2配水池	3,500 m ³	予備用	
名称	貯水量	備考																																					
第2配水場配水池	1号配水池	5,500 m ³																																					
	2号配水池	5,500 m ³																																					
	3号配水池	5,000 m ³																																					
	4号配水池	5,000 m ³																																					
	合計	21,000 m ³																																					
第1配水場配水池	2号配水池	3,500 m ³	予備用																																				
名称	貯水量	備考																																					
第2配水場配水池	No.1配水池	5,500 m ³																																					
	No.2配水池	5,500 m ³																																					
	No.3配水池	5,000 m ³																																					
	No.4配水池	5,000 m ³																																					
	合計	21,000 m ³																																					
第1配水場配水池	第2配水池	3,500 m ³	予備用																																				
196	<p>6 災害救助法の適用</p> <p>災害救助法が適用された場合、「1 市における措置」は県が実施機関となるが、当該事務は市への委任を想定しているため、市が実施することとなる。</p> <p>(略)</p>	<p>6 災害救助法の適用</p> <p>災害救助法が適用された場合、<u>県が同法に基づく救助の実施機関となるが、当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。</u></p> <p><u>また、県及び救助実施市は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。</u></p> <p>(略)</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p> <p>(表記の整理、対策の追加及び災害救助法に係る名古屋市の救助実施市指定に伴う修正)</p>																																				
197	<p>第2節 食品の供給</p> <p>1 市における措置</p> <p>(略)</p> <p>(3) <u>炊出しは、必要に応じ赤十字奉仕団、ボランティア、自主防災会等に協力を要請する。</u></p> <p>(略)</p>	<p>第2節 食品の供給</p> <p>1 市における措置</p> <p>(略)</p> <p>(3) <u>炊出しについて、赤十字奉仕団等へ協力要請</u></p> <p><u>炊出しは、必要に応じ赤十字奉仕団、ボランティア、自主防災会等に協力を要請する。</u></p> <p>(略)</p>	<p>2. 碧南市各部署における活動の反映等</p> <p>(表記の整理)</p>																																				
198	<p>2 災害救助法の適用</p> <p>災害救助法が適用された場合、「1 市における措置」は県が実施機関となるが、当該事務は市への委任を想定しているため、市が実施することとなる。</p> <p>(略)</p>	<p>2 災害救助法の適用</p> <p>災害救助法が適用された場合、<u>県が同法に基づく救助の実施機関となるが、当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。</u></p> <p><u>また、県及び救助実施市は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。</u></p> <p>(略)</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p> <p>(表記の整理及び災害救助法に係る名古屋市の救助実施市指定に伴う修正)</p>																																				

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和2年2月修正)	改正後(令和3年2月修正)	改正理由																		
198 199	<p>第3節 生活必需物資の供給</p> <p>1 市における措置</p> <p>(略)</p> <p>(1) 市は、被災者に対して生活必需品の供給を行うこととする。生活必需品は、備蓄物資、自ら調達した物資、(2)の応援要求等により、県、他の地方公共団体、国等によって調達され引渡された物資から、状況に応じて被災者に供給する。</p> <p>(2) 供給することが困難な場合は、他市町村又は県に対して必要な応援を要請する。なお、事態に照らし緊急を要する場合は、応援要請を行う前に、国や県による物資輸送が開始される場合があることに留意する。</p>	<p>第3節 生活必需物資の供給</p> <p>1 市における措置</p> <p>(略)</p> <p>(1) <u>生活必需品の供給</u> 市は、被災者に対して生活必需品の供給を行うこととする。生活必需品は、備蓄物資、自ら調達した物資、(2)の応援要求等により、県、他の地方公共団体、国等によって調達され引渡された物資から、状況に応じて被災者に供給する。</p> <p>(2) <u>他市町村又は県への応援要求</u> 供給することが困難な場合は、他市町村又は県に対して必要な応援を要請する。なお、事態に照らし緊急を要する場合は、応援要請を行う前に、国や県による物資輸送が開始される場合があることに留意する。</p>	<p>2. 碧南市各部署における活動の反映等</p> <p>(表記の整理)</p>																		
199 200	<p>(略)</p> <p>3 災害救助法の適用</p> <p>災害救助法が適用された場合、「1 市における措置」は県が実施機関となるが、当該事務は市への委任を想定しているため、市が実施することとなる。</p>	<p>(略)</p> <p>3 災害救助法の適用</p> <p>災害救助法が適用された場合、<u>県が同法に基づく救助の実施機関となるが、当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。</u></p> <p><u>また、県及び救助実施市は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。</u></p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p> <p>(表記の整理及び災害救助法に係る名古屋市救助実施市指定に伴う修正)</p>																		
201	<p>第12章 環境汚染防止及び地域安全対策</p>	<p>第12章 環境汚染防止及び地域安全対策</p>																			
201	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="418 1656 1338 1864"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 環境汚染防止対策</td> <td>(市) 環境課</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2節 地域安全対策</td> <td>(市) 防災課 県警察 第四管区海上</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 環境汚染防止対策	(市) 環境課	(略)	第2節 地域安全対策	(市) 防災課 県警察 第四管区海上	(略)	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1504 1656 2424 1864"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 環境汚染防止対策</td> <td>(市) <u>環境班</u> (<u>環境課</u>)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2節 地域安全対策</td> <td>(市) <u>本部班</u> (<u>防災課</u>)、 県警察</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 環境汚染防止対策	(市) <u>環境班</u> (<u>環境課</u>)	(略)	第2節 地域安全対策	(市) <u>本部班</u> (<u>防災課</u>)、 県警察	(略)	<p>2. 碧南市各部署における活動の反映等</p> <p>(表記の整理)</p>
区分	機関名	主な措置																			
第1節 環境汚染防止対策	(市) 環境課	(略)																			
第2節 地域安全対策	(市) 防災課 県警察 第四管区海上	(略)																			
区分	機関名	主な措置																			
第1節 環境汚染防止対策	(市) <u>環境班</u> (<u>環境課</u>)	(略)																			
第2節 地域安全対策	(市) <u>本部班</u> (<u>防災課</u>)、 県警察	(略)																			

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和2年2月修正)	改正後(令和3年2月修正)	改正理由																								
203	<table border="1" data-bbox="418 344 1338 407"> <tr> <td></td> <td>保安本部</td> <td></td> </tr> </table>		保安本部		<table border="1" data-bbox="1504 344 2424 407"> <tr> <td></td> <td>第四管区海上保安本部</td> <td></td> </tr> </table>		第四管区海上保安本部																				
	保安本部																										
	第四管区海上保安本部																										
203	<p style="text-align: center;">第13章 遺体の取扱い</p>	<p style="text-align: center;">第13章 遺体の取扱い</p>																									
203	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="406 655 1362 1018"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 遺体の搜索・収容</td> <td>(市) 防災課</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2節 遺体の処理</td> <td>(市) 市民課、健康課、監査事務局、会計課、市民病院、県警察、第四管区海上保安本部</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第3節 遺体の埋火葬</td> <td>(市) 市民課、福祉課、監査事務局、衣浦衛生組合</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 遺体の搜索・収容	(市) 防災課	(略)	第2節 遺体の処理	(市) 市民課、健康課、監査事務局、会計課、市民病院、県警察、第四管区海上保安本部	(略)	第3節 遺体の埋火葬	(市) 市民課、福祉課、監査事務局、衣浦衛生組合	(略)	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1489 655 2457 1018"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 遺体の搜索・収容</td> <td>(市) <u>本部班(防災課)、市民班(市民課)</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2節 遺体の処理</td> <td>(市) <u>市民班(市民課)、第1医療班(健康課)、市民班(監査事務局)、会計班(会計課)</u>、市民病院、県警察、第四管区海上保安本部</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第3節 遺体の埋火葬</td> <td>(市) <u>市民班(市民課)、福祉班(福祉課)、市民班(監査事務局)</u>、衣浦衛生組合</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 遺体の搜索・収容	(市) <u>本部班(防災課)、市民班(市民課)</u>	(略)	第2節 遺体の処理	(市) <u>市民班(市民課)、第1医療班(健康課)、市民班(監査事務局)、会計班(会計課)</u> 、市民病院、県警察、第四管区海上保安本部	(略)	第3節 遺体の埋火葬	(市) <u>市民班(市民課)、福祉班(福祉課)、市民班(監査事務局)</u> 、衣浦衛生組合	(略)	<p>2. 碧南市各部署における活動の反映等</p> <p>(表記の整理)</p>
区分	機関名	主な措置																									
第1節 遺体の搜索・収容	(市) 防災課	(略)																									
第2節 遺体の処理	(市) 市民課、健康課、監査事務局、会計課、市民病院、県警察、第四管区海上保安本部	(略)																									
第3節 遺体の埋火葬	(市) 市民課、福祉課、監査事務局、衣浦衛生組合	(略)																									
区分	機関名	主な措置																									
第1節 遺体の搜索・収容	(市) <u>本部班(防災課)、市民班(市民課)</u>	(略)																									
第2節 遺体の処理	(市) <u>市民班(市民課)、第1医療班(健康課)、市民班(監査事務局)、会計班(会計課)</u> 、市民病院、県警察、第四管区海上保安本部	(略)																									
第3節 遺体の埋火葬	(市) <u>市民班(市民課)、福祉班(福祉課)、市民班(監査事務局)</u> 、衣浦衛生組合	(略)																									
203	<p>第1節 遺体の搜索・収容</p> <p>(略)</p>	<p>第1節 遺体の搜索・収容</p> <p>(略)</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p>																								
204	<p>2 災害救助法の適用</p> <p>災害救助法が適用された場合、「1 市における措置」は<u>県が実施機関となるが、当該事務は市への委任を想定しているため、市が実施することとなる。</u></p> <p>(略)</p>	<p>2 災害救助法の適用</p> <p>災害救助法が適用された場合、<u>県が同法に基づく救助の実施機関となるが、当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。</u></p> <p><u>また、県及び救助実施市は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。</u></p> <p>(略)</p>	<p>(表記の整理、対策の追加及び災害救助法に係る名古屋市の救助実施市指定に伴う修正)</p>																								

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和2年2月修正)	改正後(令和3年2月修正)	改正理由
204 205	<p>第2節 遺体の処理</p> <p>1 市における措置 (略)</p> <p>3 災害救助法の適用 災害救助法が適用された場合、「1 市における措置」は県が実施機関となるが、当該事務は市への委任を想定しているため、市が実施することとなる。</p> <p>(略)</p>	<p>第2節 遺体の処理</p> <p>1 市における措置 (略)</p> <p>3 災害救助法の適用 災害救助法が適用された場合、<u>県が同法に基づく救助の実施機関となるが、当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。</u> <u>また、県及び救助実施市は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。</u></p> <p>(略)</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p> <p>(表記の整理、対策の追加及び災害救助法に係る名古屋市の救助実施市指定に伴う修正)</p>
205 206	<p>第3節 遺体の埋火葬 (略)</p> <p>2 災害救助法の適用 災害救助法が適用された場合、「1 市及び衣浦衛生組合における措置」は県が実施機関となるが、当該事務は市への委任を想定しているため、市及び衣浦衛生組合が実施することとなる。</p> <p>(略)</p>	<p>第3節 遺体の埋火葬 (略)</p> <p>2 災害救助法の適用 災害救助法が適用された場合、<u>県が同法に基づく救助の実施機関となるが、当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。</u> <u>また、県及び救助実施市は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。</u></p> <p>(略)</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p> <p>(表記の整理、対策の追加及び災害救助法に係る名古屋市の救助実施市指定に伴う修正)</p>
207	<p>第14章 ライフライン施設等の応急対策</p>	<p>第14章 ライフライン施設等の応急対策</p>	

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和2年2月修正)	改正後(令和3年2月修正)	改正理由																																																			
207	<p>主な機関の応急活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>発災</th> <th>3日</th> <th>1週間</th> <th>復旧対応期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>中部電力株式会社 (追加)</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期	(略)					中部電力株式会社 (追加)	(略)				(略)					<p>主な機関の応急活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>発災</th> <th>3日</th> <th>1週間</th> <th>復旧対応期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>中部電力株式会社 <u>株式会社JERA</u></td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期	(略)					中部電力株式会社 <u>株式会社JERA</u>	(略)				(略)					<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p> <p>(実施機関の追加)</p>											
機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期																																																		
(略)																																																						
中部電力株式会社 (追加)	(略)																																																					
(略)																																																						
機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期																																																		
(略)																																																						
中部電力株式会社 <u>株式会社JERA</u>	(略)																																																					
(略)																																																						
208	<p>主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 電力施設対策</td> <td>(市) 防災課、 中部電力株式会社</td> <td>(略) 1 (7) 広域運営による応援 (追加) 2 復旧工事等の協力要請</td> </tr> <tr> <td>第2節 ガス施設対策</td> <td>(市) 防災課、 東邦瓦斯株式会社、 中部瓦斯株式会社、 一般社団法人愛知県LPガス協会</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第3節 上水道施設対策</td> <td>(市) 水道課</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第4節 工業用水道施設対策</td> <td>県企業庁</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第5節 下水道施設対策</td> <td>(市) 下水道課</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第6節 通信施設の応急措置</td> <td>電気通信事業者、移動通信事業者 県、(市) 防災課、防災関係機関 放送事業者</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第7節 郵便業務の応急措置 (追加)</td> <td>日本郵便株式会社</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 電力施設対策	(市) 防災課、 中部電力株式会社	(略) 1 (7) 広域運営による応援 (追加) 2 復旧工事等の協力要請	第2節 ガス施設対策	(市) 防災課、 東邦瓦斯株式会社、 中部瓦斯株式会社、 一般社団法人愛知県LPガス協会	(略)	第3節 上水道施設対策	(市) 水道課	(略)	第4節 工業用水道施設対策	県企業庁	(略)	第5節 下水道施設対策	(市) 下水道課	(略)	第6節 通信施設の応急措置	電気通信事業者、移動通信事業者 県、(市) 防災課、防災関係機関 放送事業者	(略)	第7節 郵便業務の応急措置 (追加)	日本郵便株式会社	(略)	<p>主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 電力施設対策</td> <td>(市) <u>本部班(防災課)、情報・調整班(秘書情報課)</u> 中部電力株式会社 <u>株式会社JERA</u></td> <td>(略) 1 (7) 広域運営による応援 <u>1 (8) 電源車の配備</u> 2 復旧工事等の協力要請</td> </tr> <tr> <td>第2節 ガス施設対策</td> <td>(市) <u>本部班(防災課)、情報・調整班(秘書情報課)</u> 東邦瓦斯株式会社、 <u>ソーラエナジー株式会社</u>、 一般社団法人愛知県LPガス協会</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第3節 上水道施設対策</td> <td>(市) <u>水道班(水道課)</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第4節 工業用水道施設対策</td> <td>県企業庁</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第5節 下水道施設対策</td> <td>(市) <u>下水道班(下水道課)</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第6節 通信施設の応急措置</td> <td>電気通信事業者、移動通信事業者 県、 (市) <u>本部班(防災課)</u>、 防災関係機関 放送事業者</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第7節 郵便業務の応急措置</td> <td>日本郵便株式会社</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>第8節 ライフライン施設</u></td> <td>(市)、<u>ライフライン事業者</u></td> <td><u>1 (1) 現地作業調整会議の開催</u> <u>1 (2) ライフラインの復旧現場等へのアクセスルート上の道路啓開</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 電力施設対策	(市) <u>本部班(防災課)、情報・調整班(秘書情報課)</u> 中部電力株式会社 <u>株式会社JERA</u>	(略) 1 (7) 広域運営による応援 <u>1 (8) 電源車の配備</u> 2 復旧工事等の協力要請	第2節 ガス施設対策	(市) <u>本部班(防災課)、情報・調整班(秘書情報課)</u> 東邦瓦斯株式会社、 <u>ソーラエナジー株式会社</u> 、 一般社団法人愛知県LPガス協会	(略)	第3節 上水道施設対策	(市) <u>水道班(水道課)</u>	(略)	第4節 工業用水道施設対策	県企業庁	(略)	第5節 下水道施設対策	(市) <u>下水道班(下水道課)</u>	(略)	第6節 通信施設の応急措置	電気通信事業者、移動通信事業者 県、 (市) <u>本部班(防災課)</u> 、 防災関係機関 放送事業者	(略)	第7節 郵便業務の応急措置	日本郵便株式会社	(略)	<u>第8節 ライフライン施設</u>	(市)、 <u>ライフライン事業者</u>	<u>1 (1) 現地作業調整会議の開催</u> <u>1 (2) ライフラインの復旧現場等へのアクセスルート上の道路啓開</u>	<p>(実施機関の追加及び社名の変更)</p> <p>2. 碧南市各部署における活動の反映等</p> <p>(表記の整理)</p>
区分	機関名	主な措置																																																				
第1節 電力施設対策	(市) 防災課、 中部電力株式会社	(略) 1 (7) 広域運営による応援 (追加) 2 復旧工事等の協力要請																																																				
第2節 ガス施設対策	(市) 防災課、 東邦瓦斯株式会社、 中部瓦斯株式会社、 一般社団法人愛知県LPガス協会	(略)																																																				
第3節 上水道施設対策	(市) 水道課	(略)																																																				
第4節 工業用水道施設対策	県企業庁	(略)																																																				
第5節 下水道施設対策	(市) 下水道課	(略)																																																				
第6節 通信施設の応急措置	電気通信事業者、移動通信事業者 県、(市) 防災課、防災関係機関 放送事業者	(略)																																																				
第7節 郵便業務の応急措置 (追加)	日本郵便株式会社	(略)																																																				
区分	機関名	主な措置																																																				
第1節 電力施設対策	(市) <u>本部班(防災課)、情報・調整班(秘書情報課)</u> 中部電力株式会社 <u>株式会社JERA</u>	(略) 1 (7) 広域運営による応援 <u>1 (8) 電源車の配備</u> 2 復旧工事等の協力要請																																																				
第2節 ガス施設対策	(市) <u>本部班(防災課)、情報・調整班(秘書情報課)</u> 東邦瓦斯株式会社、 <u>ソーラエナジー株式会社</u> 、 一般社団法人愛知県LPガス協会	(略)																																																				
第3節 上水道施設対策	(市) <u>水道班(水道課)</u>	(略)																																																				
第4節 工業用水道施設対策	県企業庁	(略)																																																				
第5節 下水道施設対策	(市) <u>下水道班(下水道課)</u>	(略)																																																				
第6節 通信施設の応急措置	電気通信事業者、移動通信事業者 県、 (市) <u>本部班(防災課)</u> 、 防災関係機関 放送事業者	(略)																																																				
第7節 郵便業務の応急措置	日本郵便株式会社	(略)																																																				
<u>第8節 ライフライン施設</u>	(市)、 <u>ライフライン事業者</u>	<u>1 (1) 現地作業調整会議の開催</u> <u>1 (2) ライフラインの復旧現場等へのアクセスルート上の道路啓開</u>																																																				
208	<p>第1節 電力施設対策</p> <p>1 中部電力株式会社における措置 (略)</p>	<p>第1節 電力施設対策</p> <p>1 中部電力株式会社、<u>株式会社JERA</u>における措置 (略)</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p>																																																			
210	<p>(5) 要員、資機材等の確保 (略) イ 資機材の確保</p>	<p>(5) 要員、資機材等の確保 (略) イ 資機材の確保</p>	<p>(実施機関の追加)</p>																																																			

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和2年2月修正)	改正後(令和3年2月修正)	改正理由
210	<p>発災後、復旧資機材が不足する場合は、他電力会社へ融通を依頼する。</p> <p>(略)</p> <p>(追加)</p> <p>2 市における措置</p>	<p>発災後、復旧資機材が不足する場合は、他電力会社へ融通を依頼する。<u>また、大規模な災害発生のおそれがある場合、所有する電源車、発電機等の現時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>(8) <u>電源車等の配備(中部電力株式会社)</u> <u>大規模停電発生時には直ちに、国及び県と調整を行い、電源車等を県が決定した配備先に配備するよう努める。</u></p> <p>2 <u>復旧工事等の協力要請</u></p>	<p>(防災基本計画の修正(R2.5.29)を踏まえた修正)</p>
211	<p>第2節 ガス施設対策</p> <p>1 東邦瓦斯株式会社、中部瓦斯株式会社における措置</p> <p>(略)</p> <p>(4) 緊急対応措置の実施</p> <p><u>導管等のガス施設の被害箇所付近では、必要に応じて供給停止を行う。また、建物倒壊、火災発生、地盤崩壊等により被害が集中して発生する地域にあっては、低圧ブロック単位での供給停止を行う。また、被害が著しく集中している地域を中心に、広域的な中圧ブロック単位でのガスの供給停止を行い、二次災害の防止を図る。</u></p>	<p>第2節 ガス施設対策</p> <p>1 東邦瓦斯株式会社、<u>サーラエナジー株式会社</u>における措置</p> <p>(略)</p> <p>(4) 緊急対応措置の実施</p> <p><u>ア 地震が発生した場合、次に掲げるような大きな災害が確認されたブロックでは、即時にガス供給を停止する。</u></p> <p><u>(ア)地震計のS I値があらかじめ定めた供給停止判断基準値以上を記録した場合</u></p> <p><u>(イ)製造所又は供給所ガスホルダーの送出量の大変動、主要整圧器等の圧力の大変動により供給継続が困難な場合</u></p> <p><u>イ 地震が発生した場合、地震計のS I値があらかじめ定めた供給停止判断基準値未満を記録したブロックでは、緊急巡回点検やガス漏えい通報の受付状況などにより経時的に得られる被害状況により、次に掲げるような二次災害の発生が予想される場合には、速やかにガス供給を停止する。</u></p> <p><u>(ア)道路及び建物の被害状況や主な導管の被害状況から、ガス工作物の被害が甚大であることが容易に推測できる場合</u></p> <p><u>(イ)ガス漏えい通報等により発見されたガス工作物の被害状況が緊急時対応能力を超えるおそれのある場合</u></p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p> <p>(社名の変更及び対策の追加)</p>
212	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	
214	<p>第5節 下水道施設対策</p>	<p>第5節 下水道施設対策</p>	<p>2. 碧南市各部</p>

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和2年2月修正)	改正後(令和3年2月修正)	改正理由
214 215	<p>1 下水道管理者(市)における措置 (略)</p> <p>(1) 応急復旧活動の実施 (略)</p> <p>イ ポンプ場、<u>終末処理場</u> (略)</p> <p><u>次に、周辺の水環境への汚濁負荷を最小限にとどめるため、処理場内の使用可能な池等を沈澱池や塩素消毒池に転用する等により、簡易処理を弾力的に行うとともに、早急に高級処理機能の回復に努める。</u> (略)</p>	<p>1 下水道管理者(市)における措置 (略)</p> <p>(1) 応急復旧活動の実施 (略)</p> <p>イ ポンプ場 (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(略)</p>	<p>局における活動の反映等</p> <p>(表記の整理)</p>
215	<p>第6節 通信施設の応急措置</p> <p>1 電気通信事業者(西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社)における措置</p> <p>西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は、緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>第6節 通信施設の応急措置</p> <p>1 電気通信事業者(西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社)における措置</p> <p>西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は、緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。<u>また、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を関係機関に共有する。</u></p> <p>(略)</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p> <p>(防災基本計画の修正(R2.5.29)を踏まえた修正)</p>
216	<p>2 移動通信事業者(株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社及びソフトバンク株式会社)における措置</p> <p>緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>2 移動通信事業者(株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社及びソフトバンク株式会社)における措置</p> <p>緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。<u>また、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を関係機関に共有する。</u></p> <p>(略)</p>	
218	<p><u>(追加)</u></p>	<p>第8節 ライフライン施設の応急復旧</p> <p><u>市及びライフライン事業者等における措置</u></p> <p><u>(1) 現地作業調整会議の開催</u></p> <p><u>ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、関係する省庁、県、市町村、ライフライン事業者等は、合同会議、調整会議等における対応</u></p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p> <p>(防災基本計画</p>

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和2年2月修正)	改正後(令和3年2月修正)	改正理由																																										
218		<p><u>方針等に基づき、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催する。</u></p> <p><u>(2) ライフラインの復旧現場等へのアクセスルート上の道路啓開</u></p> <p><u>合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、道路管理者は、ライフラインの復旧現場等までのアクセスルート上の道路啓開を実施する。</u></p>	<p>の修正(R2.5.29)を踏まえた修正)</p>																																										
219	<p>第15章 住宅対策</p>	<p>第15章 住宅対策</p>																																											
220	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="418 852 1374 1425"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機 関 名</th> <th>主 な 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 被災建物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定</td> <td>(市) <u>建築課</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2節 被災住宅等の調査</td> <td>(市) <u>税務課、 建築課、福祉課</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第3節 公共賃貸住宅への一時入居</td> <td>(市) <u>建築課</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第4節 応急仮設住宅の設置及び管理運営</td> <td>(市) <u>建築課</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第5節 住宅の応急修理</td> <td>(市) <u>建築課</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第6節 障害物の除去</td> <td>(市) <u>防災課</u></td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機 関 名	主 な 措 置	第1節 被災建物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定	(市) <u>建築課</u>	(略)	第2節 被災住宅等の調査	(市) <u>税務課、 建築課、福祉課</u>	(略)	第3節 公共賃貸住宅への一時入居	(市) <u>建築課</u>	(略)	第4節 応急仮設住宅の設置及び管理運営	(市) <u>建築課</u>	(略)	第5節 住宅の応急修理	(市) <u>建築課</u>	(略)	第6節 障害物の除去	(市) <u>防災課</u>	(略)	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1504 852 2460 1425"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機 関 名</th> <th>主 な 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 被災建物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定</td> <td>(市) <u>住宅建築班(建築課)</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2節 被災住宅等の調査</td> <td>(市) <u>巡視・調査班(税務課)、住宅建築班(建築課)、福祉班(福祉課)</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第3節 公共賃貸住宅への一時入居</td> <td>(市) <u>住宅建築班(建築課)</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第4節 応急仮設住宅の設置及び管理運営</td> <td>(市) <u>住宅建築班(建築課)</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第5節 住宅の応急修理</td> <td>(市) <u>住宅建築班(建築課)</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第6節 障害物の除去</td> <td>(市) <u>本部班(防災課)</u></td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機 関 名	主 な 措 置	第1節 被災建物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定	(市) <u>住宅建築班(建築課)</u>	(略)	第2節 被災住宅等の調査	(市) <u>巡視・調査班(税務課)、住宅建築班(建築課)、福祉班(福祉課)</u>	(略)	第3節 公共賃貸住宅への一時入居	(市) <u>住宅建築班(建築課)</u>	(略)	第4節 応急仮設住宅の設置及び管理運営	(市) <u>住宅建築班(建築課)</u>	(略)	第5節 住宅の応急修理	(市) <u>住宅建築班(建築課)</u>	(略)	第6節 障害物の除去	(市) <u>本部班(防災課)</u>	(略)	<p>2. 碧南市各部署における活動の反映等</p> <p>(表記の整理)</p>
区 分	機 関 名	主 な 措 置																																											
第1節 被災建物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定	(市) <u>建築課</u>	(略)																																											
第2節 被災住宅等の調査	(市) <u>税務課、 建築課、福祉課</u>	(略)																																											
第3節 公共賃貸住宅への一時入居	(市) <u>建築課</u>	(略)																																											
第4節 応急仮設住宅の設置及び管理運営	(市) <u>建築課</u>	(略)																																											
第5節 住宅の応急修理	(市) <u>建築課</u>	(略)																																											
第6節 障害物の除去	(市) <u>防災課</u>	(略)																																											
区 分	機 関 名	主 な 措 置																																											
第1節 被災建物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定	(市) <u>住宅建築班(建築課)</u>	(略)																																											
第2節 被災住宅等の調査	(市) <u>巡視・調査班(税務課)、住宅建築班(建築課)、福祉班(福祉課)</u>	(略)																																											
第3節 公共賃貸住宅への一時入居	(市) <u>住宅建築班(建築課)</u>	(略)																																											
第4節 応急仮設住宅の設置及び管理運営	(市) <u>住宅建築班(建築課)</u>	(略)																																											
第5節 住宅の応急修理	(市) <u>住宅建築班(建築課)</u>	(略)																																											
第6節 障害物の除去	(市) <u>本部班(防災課)</u>	(略)																																											
221	<p>第2節 被災住宅等の調査</p> <p>1 市における措置</p> <p>(略)</p> <p>(4)</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>第2節 被災住宅等の調査</p> <p>1 市における措置</p> <p>(略)</p> <p>(4)</p> <p><u>◆資料編(資料12-58)災害時における家屋被害認定業務に関する協定書</u></p>	<p>2. 碧南市各部署における活動の反映等</p> <p>(表記の整理)</p>																																										
222	<p>第4節 応急仮設住宅の設置及び管理運営</p>	<p>第4節 応急仮設住宅の設置及び管理運営</p>	<p>1. 県の地域防</p>																																										

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和2年2月修正)	改正後(令和3年2月修正)	改正理由
222 223	<p>1 市における措置 (略)</p> <p>(4) 賃貸住宅の借上げ 県は、「災害時における民間賃貸住宅の活用についての手引」(平成24年12月国土交通省・厚生労働省)を参考に賃貸住宅の借上げを行う。</p> <p>(5) 被災者の入居及び管理運営 (略)</p> <p>イ 入居者の選定 応急仮設住宅の入居者の選定については、<u>県が行う救助の補助として市に委託し、市がこれを行う。</u>なお、入居者の選定にあたっては要配慮者に十分配慮する。 (略)</p>	<p>1 市における措置 (略)</p> <p>(4) 賃貸住宅の借上げ 県は、「災害時における民間賃貸住宅の活用についての手引」(平成24年12月国土交通省・厚生労働省) <u>等</u>を参考に賃貸住宅の借上げを行う。</p> <p>(5) 被災者の入居及び管理運営 (略)</p> <p>イ 入居者の選定 応急仮設住宅の入居者の選定については、<u>県が行う救助の補助として県から受託して、これを行う。</u>なお、入居者の選定にあたっては要配慮者に十分配慮する。 (略)</p>	<p>災害計画の修正の反映</p> <p>(表記の整理及び災害救助法に係る名古屋市の救助実施市指定に伴う修正)</p>
224	<p>第5節 住宅の応急修理</p> <p>1 市における措置 市は、被災住宅の応急修理について、居住のために必要な最小限度の部分を応急的に補修するものとする。(略)</p> <p>(1) 応急修理の実施</p> <p>ア <u>修理の対象住家</u> <u>住家が半壊又は半焼し、かつ、その居住者が現実に当面の日常生活を営むことができない状態にある住家とする。</u></p> <p>(略)</p> <p>カ <u>給付対象者の範囲</u> <u>半壊等の住宅被害を受け、応急修理を行うことによって避難所等への避難や応急仮設住宅の利用を要しなくなると見込まれる者で、自らの資力では修理を行うことができない者及び災害のため大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者とする。</u></p> <p>キ 建築材料の調達 原則として市指名願登録業者より調達するものとする。</p>	<p>第5節 住宅の応急修理</p> <p>1 市における措置 市は、被災住宅の応急修理について、居住のために必要な最小限度の部分を応急的に補修するものとする。(略)</p> <p>(1) 応急修理の実施</p> <p>ア <u>応急修理を受ける者の範囲</u> <u>(ア) 住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者</u> <u>(イ) 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>カ 建築材料の調達 原則として市指名願登録業者より調達するものとする。</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p> <p>(表記の整理及び災害救助法に係る名古屋市の救助実施市指定に伴う修正)</p>
225	<p>2 災害救助法の適用</p> <p>(1) 災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となる。ただし、当該災害が局地災害の場合は、<u>当該事務は市長への委任を</u></p>	<p>2 災害救助法の適用</p> <p>(1) 災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となる。ただし、当該災害が局地災害の場合は、<u>県が実施機関となる当</u></p>	

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和2年2月修正)	改正後(令和3年2月修正)	改正理由																														
225	<p>想定しているため、市が実施することになる。</p> <p>(略)</p>	<p><u>該事務については市長</u>への委任を想定しているため、市が実施することになる。</p> <p>(略)</p>																															
225	<p>第6節 障害物の除去</p> <p>1 市における措置</p> <p>(略)</p>	<p>第6節 障害物の除去</p> <p>1 市における措置</p> <p>(略)</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p>																														
225	<p>2 災害救助法の適用</p>	<p>2 災害救助法の適用</p>	<p>(表記の整理及び災害救助法に係る名古屋市の救助実施市指定に伴う修正)</p>																														
226	<p>災害救助法が適用された場合、「1 市における措置」は県が実施機関となるが、<u>当該事務は市への委任を想定しているため、市が実施することとなる。</u></p> <p>(略)</p>	<p>災害救助法が適用された場合、<u>県が同法に基づく救助の実施機関となるが、当該事務については市長</u>への委任を想定しているため、市が実施することとなる。</p> <p>(略)</p>																															
227	<p>第16章 学校における対策</p>	<p>第16章 学校における対策</p>																															
227	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="418 1402 1347 1864"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機 関 名</th> <th>主 な 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 気象警報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置</td> <td>県、(市)防災課、<u>学校教育課</u>、国立・私立学校設置者(管理者)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2節 教育施設及び教職員の確保</td> <td>(市) <u>建築課</u>、<u>学校教育課</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第3節 応急な教育活動についての広報</td> <td>(市) <u>学校教育課</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第4節 教科書・学用品等の給与</td> <td>(市) <u>学校教育課</u></td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機 関 名	主 な 措 置	第1節 気象警報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置	県、(市)防災課、 <u>学校教育課</u> 、国立・私立学校設置者(管理者)	(略)	第2節 教育施設及び教職員の確保	(市) <u>建築課</u> 、 <u>学校教育課</u>	(略)	第3節 応急な教育活動についての広報	(市) <u>学校教育課</u>	(略)	第4節 教科書・学用品等の給与	(市) <u>学校教育課</u>	(略)	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1504 1402 2433 1864"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機 関 名</th> <th>主 な 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 気象警報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置</td> <td>県、(市) <u>本部班(防災課)</u>、<u>学校教育班(学校教育課)</u>、国立・私立学校設置者(管理者)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2節 教育施設及び教職員の確保</td> <td>(市) <u>住宅建築班(建築課)</u>、<u>学校教育班(学校教育課)</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第3節 応急な教育活動についての広報</td> <td>(市) <u>学校教育班(学校教育課)</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第4節 教科書・学用品等の給与</td> <td>(市) <u>学校教育班(学校教育課)</u></td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機 関 名	主 な 措 置	第1節 気象警報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置	県、(市) <u>本部班(防災課)</u> 、 <u>学校教育班(学校教育課)</u> 、国立・私立学校設置者(管理者)	(略)	第2節 教育施設及び教職員の確保	(市) <u>住宅建築班(建築課)</u> 、 <u>学校教育班(学校教育課)</u>	(略)	第3節 応急な教育活動についての広報	(市) <u>学校教育班(学校教育課)</u>	(略)	第4節 教科書・学用品等の給与	(市) <u>学校教育班(学校教育課)</u>	(略)	<p>2. 碧南市各部署における活動の反映等</p> <p>(表記の整理)</p>
区 分	機 関 名	主 な 措 置																															
第1節 気象警報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置	県、(市)防災課、 <u>学校教育課</u> 、国立・私立学校設置者(管理者)	(略)																															
第2節 教育施設及び教職員の確保	(市) <u>建築課</u> 、 <u>学校教育課</u>	(略)																															
第3節 応急な教育活動についての広報	(市) <u>学校教育課</u>	(略)																															
第4節 教科書・学用品等の給与	(市) <u>学校教育課</u>	(略)																															
区 分	機 関 名	主 な 措 置																															
第1節 気象警報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置	県、(市) <u>本部班(防災課)</u> 、 <u>学校教育班(学校教育課)</u> 、国立・私立学校設置者(管理者)	(略)																															
第2節 教育施設及び教職員の確保	(市) <u>住宅建築班(建築課)</u> 、 <u>学校教育班(学校教育課)</u>	(略)																															
第3節 応急な教育活動についての広報	(市) <u>学校教育班(学校教育課)</u>	(略)																															
第4節 教科書・学用品等の給与	(市) <u>学校教育班(学校教育課)</u>	(略)																															

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和2年2月修正)	改正後(令和3年2月修正)	改正理由																														
228	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="418 344 804 447">第5節 被災教職員、児童・生徒の健康管理</td> <td data-bbox="804 344 1020 447">(市) 学校教育課</td> <td data-bbox="1020 344 1344 447">(略)</td> </tr> </table>	第5節 被災教職員、児童・生徒の健康管理	(市) 学校教育課	(略)	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1507 344 1893 447">第5節 被災教職員、児童・生徒の健康管理</td> <td data-bbox="1893 344 2110 447">(市) 学校教育班 (学校教育課)、 第1医療班(健康課)</td> <td data-bbox="2110 344 2433 447">(略)</td> </tr> </table>	第5節 被災教職員、児童・生徒の健康管理	(市) 学校教育班 (学校教育課)、 第1医療班(健康課)	(略)																									
第5節 被災教職員、児童・生徒の健康管理	(市) 学校教育課	(略)																															
第5節 被災教職員、児童・生徒の健康管理	(市) 学校教育班 (学校教育課)、 第1医療班(健康課)	(略)																															
229	第4節 教科書・学用品等の給与 (略)	第4節 教科書・学用品等の給与 (略)	1. 県の地域防災計画の修正の反映																														
230	2 災害救助法の適用 災害救助法が適用された場合、「1 市における措置」は県が実施機関となるが、当該事務は市への委任を想定しているため、市が実施することとなる。 (略)	2 災害救助法の適用 災害救助法が適用された場合、 <u>県が同法に基づく救助の実施機関となるが、当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。</u> <u>また、県及び救助実施市は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。</u> (略)	(表記の整理及び災害救助法に係る名古屋市の救助実施市指定に伴う修正)																														
231	第4編 災害復旧・復興	第4編 災害復旧・復興																															
231	第1章 復興体制	第1章 復興体制																															
231	主な機関の措置 <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="418 1339 685 1381">区 分</th> <th data-bbox="685 1339 982 1381">機 関 名</th> <th data-bbox="982 1339 1389 1381">主 な 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="418 1381 685 1444">第1節 復興本部の設置等</td> <td data-bbox="685 1381 982 1444">県</td> <td data-bbox="982 1381 1389 1444">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="418 1444 685 1528">第2節 復興計画等の策定</td> <td data-bbox="685 1444 982 1528">県 (市) 防災関係機関</td> <td data-bbox="982 1444 1389 1528">(略) (略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="418 1528 685 1654">第3節 職員の派遣要請</td> <td data-bbox="685 1528 982 1654">県</td> <td data-bbox="982 1528 1389 1654">1 県(人事局)における措置</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="685 1654 982 1801">(市) 防災課</td> <td data-bbox="982 1654 1389 1801">2 市における措置</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機 関 名	主 な 措 置	第1節 復興本部の設置等	県	(略)	第2節 復興計画等の策定	県 (市) 防災関係機関	(略) (略)	第3節 職員の派遣要請	県	1 県(人事局)における措置		(市) 防災課	2 市における措置	主な機関の措置 <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1507 1339 1774 1381">区 分</th> <th data-bbox="1774 1339 2071 1381">機 関 名</th> <th data-bbox="2071 1339 2478 1381">主 な 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1507 1381 1774 1444">第1節 復興本部の設置等</td> <td data-bbox="1774 1381 2071 1444">県</td> <td data-bbox="2071 1381 2478 1444">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1507 1444 1774 1528">第2節 復興計画等の策定</td> <td data-bbox="1774 1444 2071 1528">県 (市) 防災関係機関</td> <td data-bbox="2071 1444 2478 1528">(略) (略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1507 1528 1774 1654">第3節 職員の派遣要請</td> <td data-bbox="1774 1528 2071 1654">県</td> <td data-bbox="2071 1528 2478 1654">1 (1) 国の職員の派遣要請 1 (2) 他の普通地方公共団体の職員の派遣要請 1 (3) 職員派遣のあっせん要求</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1774 1654 2071 1801">(市) 本部班(防災課)、情報・調整班(秘書情報課)</td> <td data-bbox="2071 1654 2478 1801">1 (1) 国の職員の派遣要請 1 (2) 他の普通地方公共団体の職員の派遣要請 1 (3) 職員派遣のあっせん要求</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機 関 名	主 な 措 置	第1節 復興本部の設置等	県	(略)	第2節 復興計画等の策定	県 (市) 防災関係機関	(略) (略)	第3節 職員の派遣要請	県	1 (1) 国の職員の派遣要請 1 (2) 他の普通地方公共団体の職員の派遣要請 1 (3) 職員派遣のあっせん要求		(市) 本部班(防災課)、情報・調整班(秘書情報課)	1 (1) 国の職員の派遣要請 1 (2) 他の普通地方公共団体の職員の派遣要請 1 (3) 職員派遣のあっせん要求	2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)
区 分	機 関 名	主 な 措 置																															
第1節 復興本部の設置等	県	(略)																															
第2節 復興計画等の策定	県 (市) 防災関係機関	(略) (略)																															
第3節 職員の派遣要請	県	1 県(人事局)における措置																															
	(市) 防災課	2 市における措置																															
区 分	機 関 名	主 な 措 置																															
第1節 復興本部の設置等	県	(略)																															
第2節 復興計画等の策定	県 (市) 防災関係機関	(略) (略)																															
第3節 職員の派遣要請	県	1 (1) 国の職員の派遣要請 1 (2) 他の普通地方公共団体の職員の派遣要請 1 (3) 職員派遣のあっせん要求																															
	(市) 本部班(防災課)、情報・調整班(秘書情報課)	1 (1) 国の職員の派遣要請 1 (2) 他の普通地方公共団体の職員の派遣要請 1 (3) 職員派遣のあっせん要求																															

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和2年2月修正)	改正後(令和3年2月修正)	改正理由																								
234	<p>第2章 公共施設等災害復旧対策</p>	<p>第2章 公共施設等災害復旧対策</p>																									
234	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="418 520 1344 989"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機 関 名</th> <th>主 な 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 公共施設災害復旧事業</td> <td>(市) 防災課、資産活用課、 施設管理者</td> <td>(略) 3 災害復旧事業に伴う財政援助 及び助成 (追加) 4 起債の特例 5 国の補助を伴わない災害復旧 事業費</td> </tr> <tr> <td>第2節 激甚災害の指定</td> <td>(市) 防災課、行政課</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第3節 暴力団等への対策</td> <td>(市) 防災課</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機 関 名	主 な 措 置	第1節 公共施設災害復旧事業	(市) 防災課、資産活用課、 施設管理者	(略) 3 災害復旧事業に伴う財政援助 及び助成 (追加) 4 起債の特例 5 国の補助を伴わない災害復旧 事業費	第2節 激甚災害の指定	(市) 防災課、行政課	(略)	第3節 暴力団等への対策	(市) 防災課	(略)	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1507 520 2433 989"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機 関 名</th> <th>主 な 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 公共施設災害復旧事業</td> <td>(市) <u>本部班(防災課)、調 達班(資産活用課)、</u> 施設管理者</td> <td>(略) 3 災害復旧事業に伴う財政援助 及び助成 <u>4 重要物流道路(代替・補完路を 含む。)の指定に伴う災害復旧事 業の代行</u> 5 起債の特例 6 国の補助を伴わない災害復旧 事業費</td> </tr> <tr> <td>第2節 激甚災害の指定</td> <td>(市) <u>本部班(防災課)、調 達班(行政課)</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第3節 暴力団等への対策</td> <td>(市) <u>本部班(防災課)</u></td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機 関 名	主 な 措 置	第1節 公共施設災害復旧事業	(市) <u>本部班(防災課)、調 達班(資産活用課)、</u> 施設管理者	(略) 3 災害復旧事業に伴う財政援助 及び助成 <u>4 重要物流道路(代替・補完路を 含む。)の指定に伴う災害復旧事 業の代行</u> 5 起債の特例 6 国の補助を伴わない災害復旧 事業費	第2節 激甚災害の指定	(市) <u>本部班(防災課)、調 達班(行政課)</u>	(略)	第3節 暴力団等への対策	(市) <u>本部班(防災課)</u>	(略)	<p>2. 碧南市各 局における活 動の反映等</p> <p>(表記の整理)</p>
区 分	機 関 名	主 な 措 置																									
第1節 公共施設災害復旧事業	(市) 防災課、資産活用課、 施設管理者	(略) 3 災害復旧事業に伴う財政援助 及び助成 (追加) 4 起債の特例 5 国の補助を伴わない災害復旧 事業費																									
第2節 激甚災害の指定	(市) 防災課、行政課	(略)																									
第3節 暴力団等への対策	(市) 防災課	(略)																									
区 分	機 関 名	主 な 措 置																									
第1節 公共施設災害復旧事業	(市) <u>本部班(防災課)、調 達班(資産活用課)、</u> 施設管理者	(略) 3 災害復旧事業に伴う財政援助 及び助成 <u>4 重要物流道路(代替・補完路を 含む。)の指定に伴う災害復旧事 業の代行</u> 5 起債の特例 6 国の補助を伴わない災害復旧 事業費																									
第2節 激甚災害の指定	(市) <u>本部班(防災課)、調 達班(行政課)</u>	(略)																									
第3節 暴力団等への対策	(市) <u>本部班(防災課)</u>	(略)																									
238	<p>第3章 災害廃棄物処理対策</p>	<p>第3章 災害廃棄物処理対策</p>																									
238	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="418 1245 1320 1371"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機 関 名</th> <th>主 な 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害廃棄物処理対 策</td> <td>(市) <u>環境課</u></td> <td>(略) 1 (5) 応援要請</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機 関 名	主 な 措 置	災害廃棄物処理対 策	(市) <u>環境課</u>	(略) 1 (5) 応援要請	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1507 1245 2410 1371"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機 関 名</th> <th>主 な 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害廃棄物処理対 策</td> <td>(市) <u>環境班 (環境課)</u></td> <td>(略) 1 (5) <u>周辺市町村及び県への</u>応援要請</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機 関 名	主 な 措 置	災害廃棄物処理対 策	(市) <u>環境班 (環境課)</u>	(略) 1 (5) <u>周辺市町村及び県への</u> 応援要請	<p>2. 碧南市各 局における活 動の反映等</p> <p>(表記の整理)</p>												
区 分	機 関 名	主 な 措 置																									
災害廃棄物処理対 策	(市) <u>環境課</u>	(略) 1 (5) 応援要請																									
区 分	機 関 名	主 な 措 置																									
災害廃棄物処理対 策	(市) <u>環境班 (環境課)</u>	(略) 1 (5) <u>周辺市町村及び県への</u> 応援要請																									
238	<p>第1節 災害廃棄物処理対策</p> <p>1 市及び衣浦衛生組合における措置</p> <p>(略)</p> <p>(2) 災害廃棄物の迅速かつ適正な処理</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>(追加)</p>	<p>第1節 災害廃棄物処理対策</p> <p>1 市及び衣浦衛生組合における措置</p> <p>(略)</p> <p>(2) 災害廃棄物の迅速かつ適正な処理</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p><u>エ ボランティア、NPO 等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合</u></p>	<p>1. 県の地域防 災計画の修正 の反映</p> <p>(防災基本計画 の 修 正 (R2.5.29)を踏 まえた修正)</p>																								

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和2年2月修正)	改正後(令和3年2月修正)	改正理由																												
238	(略)	<p><u>には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。</u></p>																													
241	<p>第4章 震災復興都市計画の決定手続き</p>	<p>第4章 震災復興都市計画の決定手続き</p>																													
241	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="418 722 1389 1066"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第1節 第一次建築制限</td> <td>(市) 都市計画課、 建築課</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2節 第二次建築制限</td> <td>(市) 都市計画課</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第3節 復興都市計画事業の都市計画決定</td> <td>(市) 都市計画課</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 第一次建築制限	(市) 都市計画課、 建築課	(略)	県	(略)	第2節 第二次建築制限	(市) 都市計画課	(略)	第3節 復興都市計画事業の都市計画決定	(市) 都市計画課	(略)	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1507 722 2478 1066"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第1節 第一次建築制限</td> <td>(市) <u>土木施設管理班(都市計画課)、住宅建築班(建築課)</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2節 第二次建築制限</td> <td>(市) <u>土木施設管理班(都市計画課)</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第3節 復興都市計画事業の都市計画決定</td> <td>(市) <u>土木施設管理班(都市計画課)</u></td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 第一次建築制限	(市) <u>土木施設管理班(都市計画課)、住宅建築班(建築課)</u>	(略)	県	(略)	第2節 第二次建築制限	(市) <u>土木施設管理班(都市計画課)</u>	(略)	第3節 復興都市計画事業の都市計画決定	(市) <u>土木施設管理班(都市計画課)</u>	(略)	<p>2. 碧南市各部署における活動の反映等</p> <p>(表記の整理)</p>
区分	機関名	主な措置																													
第1節 第一次建築制限	(市) 都市計画課、 建築課	(略)																													
	県	(略)																													
第2節 第二次建築制限	(市) 都市計画課	(略)																													
第3節 復興都市計画事業の都市計画決定	(市) 都市計画課	(略)																													
区分	機関名	主な措置																													
第1節 第一次建築制限	(市) <u>土木施設管理班(都市計画課)、住宅建築班(建築課)</u>	(略)																													
	県	(略)																													
第2節 第二次建築制限	(市) <u>土木施設管理班(都市計画課)</u>	(略)																													
第3節 復興都市計画事業の都市計画決定	(市) <u>土木施設管理班(都市計画課)</u>	(略)																													
241	<p>第1節 第一次建築制限</p> <p>1 市における措置</p> <p>(1) <u>市は、被災状況や応急危険度判定調査の結果等により、市街地の被災状況を把握するとともに、県に報告し、連絡調整に努める。</u></p> <p>(2) <u>市は、被災状況を基に、被災地の被害及び基盤整備状況の程度などに応じて、復興に関する事業手法を想定しながら、復興地区区分の検討を行う。</u></p> <p>(3) <u>市は、発災後10日以内に、被災状況を踏まえ、建築基準法第84条の区域の案を作成し、県(建築指導課)に申出を行う。</u></p> <p>(4) <u>市は、発災後14日以内に、第一次建築制限の設定方針を踏まえ、都市復興の理念や目標等、都市の復興に当たっての大まかな方向性を示した基本方針を策定する。</u></p>	<p>第1節 第一次建築制限</p> <p>1 市における措置</p> <p>(1) <u>市街地の被災状況把握</u> <u>市は、被災状況や応急危険度判定調査の結果等により、市街地の被災状況を把握するとともに、県に報告し、連絡調整に努める。</u></p> <p>(2) <u>復興地区区分の検討</u> <u>市は、被災状況を基に、被災地の被害及び基盤整備状況の程度などに応じて、復興に関する事業手法を想定しながら、復興地区区分の検討を行う。</u></p> <p>(3) <u>建築基準法第84条の区域(案)の作成及び県への申出</u> <u>市は、発災後10日以内に、被災状況を踏まえ、建築基準法第84条の区域の案を作成し、県(建築指導課)に申出を行う。</u></p> <p>(4) <u>都市復興基本方針の策定と公表</u> <u>市は、発災後14日以内に、第一次建築制限の設定方針を踏まえ、都市復興の理念や目標等、都市の復興に当たっての大まかな方向性を示した基本方針を策定する。</u></p>	<p>2. 碧南市各部署における活動の反映等</p> <p>(表記の整理)</p>																												

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和2年2月修正)	改正後(令和3年2月修正)	改正理由																		
244	第5章 被災者等の生活再建等の支援																				
244	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="418 520 1389 1297"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機 関 名</th> <th>主 な 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 罹災証明書の交付等</td> <td>(市)税務課 (市)防災課</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2節 被災者への経済的支援等</td> <td>(市)福祉課、会計課、商工課、税務課、国保年金課、高齢介護課、こども課、学校教育課、水道課、下水道課、建築課 日本赤十字社 愛知県支部 被災者生活再建支援法人(公益財団法人 都道府県センター) 報道機関等 県社会福祉協議会</td> <td>1 (1) 義援金品の受付、配分 1 (2) 「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく措置 1 (3) (4) その他被災者支援制度 (追加) (略)</td> </tr> <tr> <td>第3節 金融対策</td> <td>東海財務局、日本銀行名古屋支店、 (市)会計課</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第4節 住宅等対策</td> <td>(市)建築課、独立行政法人住宅金融支援機構</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第5節 労働者対策</td> <td>(市)商工課</td> <td>1 県労働局との連携 2 暴力団等における不正受給の防止</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	機 関 名	主 な 措 置	第1節 罹災証明書の交付等	(市)税務課 (市)防災課	(略)	第2節 被災者への経済的支援等	(市)福祉課、会計課、商工課、税務課、国保年金課、高齢介護課、こども課、学校教育課、水道課、下水道課、建築課 日本赤十字社 愛知県支部 被災者生活再建支援法人(公益財団法人 都道府県センター) 報道機関等 県社会福祉協議会	1 (1) 義援金品の受付、配分 1 (2) 「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく措置 1 (3) (4) その他被災者支援制度 (追加) (略)	第3節 金融対策	東海財務局、日本銀行名古屋支店、 (市)会計課	(略)	第4節 住宅等対策	(市)建築課、独立行政法人住宅金融支援機構	(略)	第5節 労働者対策	(市)商工課	1 県労働局との連携 2 暴力団等における不正受給の防止	<p>2. 碧南市各部署における活動の反映等</p> <p>(表記の整理)</p>
区 分	機 関 名	主 な 措 置																			
第1節 罹災証明書の交付等	(市)税務課 (市)防災課	(略)																			
第2節 被災者への経済的支援等	(市)福祉課、会計課、商工課、税務課、国保年金課、高齢介護課、こども課、学校教育課、水道課、下水道課、建築課 日本赤十字社 愛知県支部 被災者生活再建支援法人(公益財団法人 都道府県センター) 報道機関等 県社会福祉協議会	1 (1) 義援金品の受付、配分 1 (2) 「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく措置 1 (3) (4) その他被災者支援制度 (追加) (略)																			
第3節 金融対策	東海財務局、日本銀行名古屋支店、 (市)会計課	(略)																			
第4節 住宅等対策	(市)建築課、独立行政法人住宅金融支援機構	(略)																			
第5節 労働者対策	(市)商工課	1 県労働局との連携 2 暴力団等における不正受給の防止																			
244	<p>第1節 罹災証明書の交付等</p> <p>1 市における措置</p> <p>(1) 罹災証明書の交付</p> <p>市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。</p> <p>(追加)</p>		<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p>																		
245	<p>市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。</p> <p>(追加)</p>		<p>(防災基本計画の修正を踏まえた修正)</p>																		
	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1507 520 2478 1297"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機 関 名</th> <th>主 な 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 罹災証明書の交付等</td> <td>(市) <u>巡視・調査班(税務課)、本部班(防災課)</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2節 被災者への経済的支援等</td> <td>(市) <u>福祉班(福祉課)、市民班(会計課)、供給班(商工課)、巡視・調査班(税務課)、避難所班(国保年金課)、要配慮者支援班(高齢介護課)、こども班(こども課)、学校教育班(学校教育課)、水道班(水道課)、下水道班(下水道課)、住宅建築班(建築課)</u> 日本赤十字社 愛知県支部 被災者生活再建支援法人(公益財団法人 都道府県センター) 報道機関等 県社会福祉協議会</td> <td>1 (1) 義援金品の受付、配分 1 (2) 「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく措置 <u>1 (3) 市税等の減免等</u> <u>1 (4) 義援金品の受付・配分</u> (略)</td> </tr> <tr> <td>第3節 金融対策</td> <td>東海財務局、日本銀行名古屋支店、 (市) <u>市民班(会計課)</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第4節 住宅等対策</td> <td>(市) <u>住宅建築班(建築課)</u> 独立行政法人住宅金融支援機構</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第5節 労働者対策</td> <td>(市) <u>供給班(商工課)</u></td> <td>1 (1) <u>愛知労働局との連携</u> <u>1 (2) 暴力団等における不正受給の防止</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>第1節 罹災証明書の交付等</p> <p>1 市における措置</p> <p>(1) 罹災証明書の交付</p> <p>市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。</p> <p><u>なお、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。</u></p> <p><u>また、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要</u></p>		区 分	機 関 名	主 な 措 置	第1節 罹災証明書の交付等	(市) <u>巡視・調査班(税務課)、本部班(防災課)</u>	(略)	第2節 被災者への経済的支援等	(市) <u>福祉班(福祉課)、市民班(会計課)、供給班(商工課)、巡視・調査班(税務課)、避難所班(国保年金課)、要配慮者支援班(高齢介護課)、こども班(こども課)、学校教育班(学校教育課)、水道班(水道課)、下水道班(下水道課)、住宅建築班(建築課)</u> 日本赤十字社 愛知県支部 被災者生活再建支援法人(公益財団法人 都道府県センター) 報道機関等 県社会福祉協議会	1 (1) 義援金品の受付、配分 1 (2) 「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく措置 <u>1 (3) 市税等の減免等</u> <u>1 (4) 義援金品の受付・配分</u> (略)	第3節 金融対策	東海財務局、日本銀行名古屋支店、 (市) <u>市民班(会計課)</u>	(略)	第4節 住宅等対策	(市) <u>住宅建築班(建築課)</u> 独立行政法人住宅金融支援機構	(略)	第5節 労働者対策	(市) <u>供給班(商工課)</u>	1 (1) <u>愛知労働局との連携</u> <u>1 (2) 暴力団等における不正受給の防止</u>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p> <p>(防災基本計画の修正を踏まえた修正)</p>
区 分	機 関 名	主 な 措 置																			
第1節 罹災証明書の交付等	(市) <u>巡視・調査班(税務課)、本部班(防災課)</u>	(略)																			
第2節 被災者への経済的支援等	(市) <u>福祉班(福祉課)、市民班(会計課)、供給班(商工課)、巡視・調査班(税務課)、避難所班(国保年金課)、要配慮者支援班(高齢介護課)、こども班(こども課)、学校教育班(学校教育課)、水道班(水道課)、下水道班(下水道課)、住宅建築班(建築課)</u> 日本赤十字社 愛知県支部 被災者生活再建支援法人(公益財団法人 都道府県センター) 報道機関等 県社会福祉協議会	1 (1) 義援金品の受付、配分 1 (2) 「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく措置 <u>1 (3) 市税等の減免等</u> <u>1 (4) 義援金品の受付・配分</u> (略)																			
第3節 金融対策	東海財務局、日本銀行名古屋支店、 (市) <u>市民班(会計課)</u>	(略)																			
第4節 住宅等対策	(市) <u>住宅建築班(建築課)</u> 独立行政法人住宅金融支援機構	(略)																			
第5節 労働者対策	(市) <u>供給班(商工課)</u>	1 (1) <u>愛知労働局との連携</u> <u>1 (2) 暴力団等における不正受給の防止</u>																			

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和2年2月修正)	改正後(令和3年2月修正)	改正理由																		
245	(略)	<p><u>に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。市の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、県へ住家等の被害の程度の調査への応援協力を依頼する。</u></p>	2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)																		
249	<p>第5節 労働者対策</p>	<p>第5節 労働者対策</p>	2. 碧南市各部署における活動の反映等																		
250	<p>1 市における措置 <u>(追加)</u></p>	<p>1 市における措置 <u>(1) 愛知労働局との連携</u></p>	(表記の整理)																		
	<p>市は、被災した労働者及び事業主からの保護対策や職業のあっせん等の相談に応じ、関係機関である愛知労働局(刈谷労働基準監督署及びハローワーク碧南)と連携し、労働者対策を行う。</p>	<p>市は、被災した労働者及び事業主からの保護対策や職業のあっせん等の相談に応じ、関係機関である愛知労働局(刈谷労働基準監督署及びハローワーク碧南)と連携し、労働者対策を行う。</p>	(表記の整理)																		
250	<p><u>(追加)</u></p>	<p><u>(2) 暴力団等における不正受給の防止</u></p>																			
	<p>被災労働者に対する労災補償や雇用保険求職者給付における基本手当の支給等について、暴力団による不正受給を防止するために県警察と連携して身分確認等を徹底する。</p>	<p><u>被災労働者に対する労災補償や雇用保険求職者給付における基本手当の支給等について、暴力団による不正受給を防止するために県警察と連携して身分確認等を徹底する。</u></p>																			
251	<p>第6章 商工業・農林水産業の再建支援</p>	<p>第6章 商工業・農林水産業の再建支援</p>																			
251	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="418 1360 1359 1535"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機 関 名</th> <th>主 な 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 商工業の再建支援</td> <td>(市) 商工課</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2節 農林水産業の再建支援</td> <td>(市) 農業水産課</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機 関 名	主 な 措 置	第1節 商工業の再建支援	(市) 商工課	(略)	第2節 農林水産業の再建支援	(市) 農業水産課	(略)	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1507 1360 2448 1535"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機 関 名</th> <th>主 な 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 商工業の再建支援</td> <td>(市) <u>供給班(商工課)</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2節 農林水産業の再建支援</td> <td>(市) <u>農水班(農業水産課)</u></td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機 関 名	主 な 措 置	第1節 商工業の再建支援	(市) <u>供給班(商工課)</u>	(略)	第2節 農林水産業の再建支援	(市) <u>農水班(農業水産課)</u>	(略)	2. 碧南市各部署における活動の反映等
区 分	機 関 名	主 な 措 置																			
第1節 商工業の再建支援	(市) 商工課	(略)																			
第2節 農林水産業の再建支援	(市) 農業水産課	(略)																			
区 分	機 関 名	主 な 措 置																			
第1節 商工業の再建支援	(市) <u>供給班(商工課)</u>	(略)																			
第2節 農林水産業の再建支援	(市) <u>農水班(農業水産課)</u>	(略)																			
			(表記の整理)																		
252	<p>第7章 財政対策</p>	<p>第7章 財政対策</p>																			
252	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="418 1785 1359 1829"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機 関 名</th> <th>主 な 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機 関 名	主 な 措 置				<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1507 1785 2448 1829"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機 関 名</th> <th>主 な 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機 関 名	主 な 措 置				2. 碧南市各部署における活動の反映等						
区 分	機 関 名	主 な 措 置																			
区 分	機 関 名	主 な 措 置																			

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和2年2月修正)	改正後(令和3年2月修正)	改正理由																		
252	<table border="1"> <tr> <td>第1節 財源の確保</td> <td>(市) 行政課</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2節 費用の負担</td> <td>(市) 行政課</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	第1節 財源の確保	(市) 行政課	(略)	第2節 費用の負担	(市) 行政課	(略)	<table border="1"> <tr> <td>第1節 財源の確保</td> <td>(市) <u>調達班(行政課)</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2節 費用の負担</td> <td>(市) <u>調達班(行政課)</u></td> <td>(略)</td> </tr> </table>	第1節 財源の確保	(市) <u>調達班(行政課)</u>	(略)	第2節 費用の負担	(市) <u>調達班(行政課)</u>	(略)	(表記の整理)						
第1節 財源の確保	(市) 行政課	(略)																			
第2節 費用の負担	(市) 行政課	(略)																			
第1節 財源の確保	(市) <u>調達班(行政課)</u>	(略)																			
第2節 費用の負担	(市) <u>調達班(行政課)</u>	(略)																			
252	<p>第1節 財源の確保</p> <p>1 市における措置 (略)</p> <p>(1) 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成並びに起債の特例を活用する。 「本編第2章第1節参照」</p> <p>(2) 激甚災害の指定に伴う財政援助を活用する。「本編第2章第2節参照」</p> <p>(3) 上記の措置のみでは、十分な財源が確保できない場合は、補助率の拡充等の特例の財政援助を、国・県へ要望する。</p>	<p>第1節 財源の確保</p> <p>1 市における措置 (略)</p> <p>(1) <u>災害復旧事業に伴う財政援助等の活用</u> <u>災害復旧事業に伴う財政援助及び助成並びに起債の特例を活用する。「本編第2章第1節参照」</u></p> <p>(2) <u>激甚災害の指定に伴う財政援助活用</u> <u>激甚災害の指定に伴う財政援助を活用する。「本編第2章第2節参照」</u></p> <p>(3) <u>特例の財政援助の要望</u> <u>上記の措置のみでは、十分な財源が確保できない場合は、補助率の拡充等の特例の財政援助を、国・県へ要望する。</u></p>	2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)																		
254	第5編 東海地震に関する事前対策	第5編 東海地震に関する事前対策																			
254	第1章 対策の意義及び東海地震に関連する情報	第1章 対策の意義及び東海地震に関連する情報																			
254	<p>主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機 関 名</th> <th>主 な 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 東海地震に関する事前対策の意義</td> <td>(市) 防災課</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2節 東海地震に関連する情報</td> <td>(市) 防災課</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機 関 名	主 な 措 置	第1節 東海地震に関する事前対策の意義	(市) 防災課	(略)	第2節 東海地震に関連する情報	(市) 防災課	(略)	<p>主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機 関 名</th> <th>主 な 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 東海地震に関する事前対策の意義</td> <td>(市) <u>本部班(防災課)</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2節 東海地震に関連する情報</td> <td>(市) <u>本部班(防災課)</u></td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機 関 名	主 な 措 置	第1節 東海地震に関する事前対策の意義	(市) <u>本部班(防災課)</u>	(略)	第2節 東海地震に関連する情報	(市) <u>本部班(防災課)</u>	(略)	2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)
区 分	機 関 名	主 な 措 置																			
第1節 東海地震に関する事前対策の意義	(市) 防災課	(略)																			
第2節 東海地震に関連する情報	(市) 防災課	(略)																			
区 分	機 関 名	主 な 措 置																			
第1節 東海地震に関する事前対策の意義	(市) <u>本部班(防災課)</u>	(略)																			
第2節 東海地震に関連する情報	(市) <u>本部班(防災課)</u>	(略)																			
256	第2章 地震災害警戒本部の設置等	第2章 地震災害警戒本部の設置等																			

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和2年2月修正)	改正後(令和3年2月修正)	改正理由																																		
256	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="418 386 1374 930"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機 関 名</th> <th>主 な 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第1節 地震災害警戒本部の設置等</td> <td>(市) 防災課、 全市職員</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>その他の防災関係 機関</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2節 警戒宣言発令時等の情報伝達</td> <td>(市) 防災課、 関係各課</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第3節 警戒宣言発令時等の広報</td> <td>(市) 防災課、 経営企画課</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第4節 警戒宣言後の避難状況等に関 する情報の収集、伝達等</td> <td>(市) 防災課、 関係各課</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機 関 名	主 な 措 置	第1節 地震災害警戒本部の設置等	(市) 防災課、 全市職員	(略)	その他の防災関係 機関	(略)	第2節 警戒宣言発令時等の情報伝達	(市) 防災課、 関係各課	(略)	第3節 警戒宣言発令時等の広報	(市) 防災課、 経営企画課	(略)	第4節 警戒宣言後の避難状況等に関 する情報の収集、伝達等	(市) 防災課、 関係各課	(略)	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1507 386 2463 930"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機 関 名</th> <th>主 な 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第1節 地震災害警戒本部の設置等</td> <td>(市) <u>本部班(防災課)</u>、 全市職員</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>その他の防災関係 機関</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2節 警戒宣言発令時等の情報伝達</td> <td>(市) <u>本部班(防災課)</u>、<u>広報班(経営企画課)</u> 関係各課</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第3節 警戒宣言発令時等の広報</td> <td>(市) <u>本部班(防災課)</u>、<u>広報班(経営企画課)</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第4節 警戒宣言後の避難状況等に関 する情報の収集、伝達等</td> <td>(市) <u>本部班(防災課)</u>、 関係各課</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機 関 名	主 な 措 置	第1節 地震災害警戒本部の設置等	(市) <u>本部班(防災課)</u> 、 全市職員	(略)	その他の防災関係 機関	(略)	第2節 警戒宣言発令時等の情報伝達	(市) <u>本部班(防災課)</u> 、 <u>広報班(経営企画課)</u> 関係各課	(略)	第3節 警戒宣言発令時等の広報	(市) <u>本部班(防災課)</u> 、 <u>広報班(経営企画課)</u>	(略)	第4節 警戒宣言後の避難状況等に関 する情報の収集、伝達等	(市) <u>本部班(防災課)</u> 、 関係各課	(略)	<p>2. 碧南市各部署における活動の反映等</p> <p>(表記の整理)</p>
区 分	機 関 名	主 な 措 置																																			
第1節 地震災害警戒本部の設置等	(市) 防災課、 全市職員	(略)																																			
	その他の防災関係 機関	(略)																																			
第2節 警戒宣言発令時等の情報伝達	(市) 防災課、 関係各課	(略)																																			
第3節 警戒宣言発令時等の広報	(市) 防災課、 経営企画課	(略)																																			
第4節 警戒宣言後の避難状況等に関 する情報の収集、伝達等	(市) 防災課、 関係各課	(略)																																			
区 分	機 関 名	主 な 措 置																																			
第1節 地震災害警戒本部の設置等	(市) <u>本部班(防災課)</u> 、 全市職員	(略)																																			
	その他の防災関係 機関	(略)																																			
第2節 警戒宣言発令時等の情報伝達	(市) <u>本部班(防災課)</u> 、 <u>広報班(経営企画課)</u> 関係各課	(略)																																			
第3節 警戒宣言発令時等の広報	(市) <u>本部班(防災課)</u> 、 <u>広報班(経営企画課)</u>	(略)																																			
第4節 警戒宣言後の避難状況等に関 する情報の収集、伝達等	(市) <u>本部班(防災課)</u> 、 関係各課	(略)																																			
256	<p>第1節 地震災害警戒本部の設置等</p> <p>1 市における措置</p> <p>(1) 東海地震注意情報が発表された場合、碧南市職員非常配備体制表に定める第3次非常配備体制をとる。また、必要な職員の参集や連絡体制の確保を行う。</p>	<p>第1節 地震災害警戒本部の設置等</p> <p>1 市における措置</p> <p>(1) <u>東海地震注意情報発表時における必要な職員の参集や連絡体制の確保(強化地域)</u> 東海地震注意情報が発表された場合、碧南市職員非常配備体制表に定める第3次非常配備体制をとる。また、必要な職員の参集や連絡体制の確保を行う。</p>	<p>2. 碧南市各部署における活動の反映等</p> <p>(表記の整理)</p>																																		
257	<p>(2) 警戒宣言が発せられた場合、市長は市地震災害警戒本部(以下、「市警戒本部」という。)を市地域防災計画に基づき設置し、的確かつ円滑にこれを運営するものとする。なお、警戒本部の組織及び運営は大震法、大震法施行令、碧南市地震災害警戒本部条例に定めるところによる。</p> <p>(3) 職員は、地震予知情報等の内容、その他これらに関連する情報等の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに、東海地震注意情報及び警戒宣言発令を知り得たときは、動員命令を待つことなく、自己の判断により定められた場所に参集するよう努めるものとする。</p>	<p>(2) <u>警戒宣言発令時における市地震災害警戒本部(強化地域)又は災害対策本部(強化地域外)の設置</u> 警戒宣言が発せられた場合、市長は市地震災害警戒本部(以下、「市警戒本部」という。)を市地域防災計画に基づき設置し、的確かつ円滑にこれを運営するものとする。なお、警戒本部の組織及び運営は大震法、大震法施行令、碧南市地震災害警戒本部条例に定めるところによる。</p> <p>(3) <u>職員の参集</u> 職員は、地震予知情報等の内容、その他これらに関連する情報等の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに、東海地震注意情報及び警戒宣言発令を知り得たときは、動員命令を待つことなく、自己の判断により定められた場所に参集するよう努めるものとする。</p>																																			

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和2年2月修正)	改正後(令和3年2月修正)	改正理由																																						
263	<p style="text-align: center;">第3章 発災に備えた資機材、人員等の配備手配</p> <p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="418 520 1397 1308"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第1節 主要食糧、医薬品の確保</td> <td>(市) 防災課、商工課、健康課、市民病院</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">第2節 災害応急対策等に必要資機材及び人員の配備</td> <td>(市) 防災課、健康課、環境課、土木港湾課、水道課、下水道課、消防署</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(市) 水道課、下水道課、県企業庁</td> <td>2 (1) 水道事業者及び水道用水供給事業者：給水用資機材、水道施設の応急復旧用資機材・人員の配備 2 (2) 県工業用水道事業者：各施設の点検・巡視、所要人員の確保等 2 (3) 下水道管理者：資機材の点検、確保及び要員の確保等</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略) 3 (2) 必要により応急復旧体制の確立</td> </tr> <tr> <td>中部電力株式会社 (追加)</td> <td>4 (1) 車両・資機材等の整備・確保 4 (2) 対策要員の確保</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 主要食糧、医薬品の確保	(市) 防災課、商工課、健康課、市民病院	(略)	(略)	(略)	第2節 災害応急対策等に必要資機材及び人員の配備	(市) 防災課、健康課、環境課、土木港湾課、水道課、下水道課、消防署	(略)	(市) 水道課、下水道課、県企業庁	2 (1) 水道事業者及び水道用水供給事業者：給水用資機材、水道施設の応急復旧用資機材・人員の配備 2 (2) 県工業用水道事業者：各施設の点検・巡視、所要人員の確保等 2 (3) 下水道管理者：資機材の点検、確保及び要員の確保等	(略)	(略) 3 (2) 必要により応急復旧体制の確立	中部電力株式会社 (追加)	4 (1) 車両・資機材等の整備・確保 4 (2) 対策要員の確保	(略)	(略)	<p style="text-align: center;">第3章 発災に備えた資機材、人員等の配備手配</p> <p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1507 520 2487 1318"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第1節 主要食糧、医薬品の確保</td> <td>市) 本部班(防災課)、供給班(商工課)、第1医療班(健康課)、市民病院</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">第2節 災害応急対策等に必要資機材及び人員の配備</td> <td>(市) 本部班(防災課)、第1医療班(健康課)、環境班(環境課)、土木施設管理班(土木港湾課)、水道班(水道課)、下水道班(下水道課)、消防署</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(市) 水道班(水道課)、下水道班(下水道課)、県企業庁</td> <td>2 (1) 水道事業者(市) 2 (2) 工業用水道事業者(県企業庁) 2 (3) 下水道管理者(市)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略) 3 (2) 応急復旧体制の確立</td> </tr> <tr> <td>中部電力株式会社 株式会社JERA</td> <td>4 (1) 車両・資機材等の整備・確保 4 (2) 対策要員の確保</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 主要食糧、医薬品の確保	市) 本部班(防災課)、供給班(商工課)、第1医療班(健康課)、市民病院	(略)	(略)	(略)	第2節 災害応急対策等に必要資機材及び人員の配備	(市) 本部班(防災課)、第1医療班(健康課)、環境班(環境課)、土木施設管理班(土木港湾課)、水道班(水道課)、下水道班(下水道課)、消防署	(略)	(市) 水道班(水道課)、下水道班(下水道課)、県企業庁	2 (1) 水道事業者(市) 2 (2) 工業用水道事業者(県企業庁) 2 (3) 下水道管理者(市)	(略)	(略) 3 (2) 応急復旧体制の確立	中部電力株式会社 株式会社JERA	4 (1) 車両・資機材等の整備・確保 4 (2) 対策要員の確保	(略)	(略)	<p>2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)</p> <p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 (実施機関の追加)</p>
区分	機関名	主な措置																																							
第1節 主要食糧、医薬品の確保	(市) 防災課、商工課、健康課、市民病院	(略)																																							
	(略)	(略)																																							
第2節 災害応急対策等に必要資機材及び人員の配備	(市) 防災課、健康課、環境課、土木港湾課、水道課、下水道課、消防署	(略)																																							
	(市) 水道課、下水道課、県企業庁	2 (1) 水道事業者及び水道用水供給事業者：給水用資機材、水道施設の応急復旧用資機材・人員の配備 2 (2) 県工業用水道事業者：各施設の点検・巡視、所要人員の確保等 2 (3) 下水道管理者：資機材の点検、確保及び要員の確保等																																							
	(略)	(略) 3 (2) 必要により応急復旧体制の確立																																							
	中部電力株式会社 (追加)	4 (1) 車両・資機材等の整備・確保 4 (2) 対策要員の確保																																							
	(略)	(略)																																							
区分	機関名	主な措置																																							
第1節 主要食糧、医薬品の確保	市) 本部班(防災課)、供給班(商工課)、第1医療班(健康課)、市民病院	(略)																																							
	(略)	(略)																																							
第2節 災害応急対策等に必要資機材及び人員の配備	(市) 本部班(防災課)、第1医療班(健康課)、環境班(環境課)、土木施設管理班(土木港湾課)、水道班(水道課)、下水道班(下水道課)、消防署	(略)																																							
	(市) 水道班(水道課)、下水道班(下水道課)、県企業庁	2 (1) 水道事業者(市) 2 (2) 工業用水道事業者(県企業庁) 2 (3) 下水道管理者(市)																																							
	(略)	(略) 3 (2) 応急復旧体制の確立																																							
	中部電力株式会社 株式会社JERA	4 (1) 車両・資機材等の整備・確保 4 (2) 対策要員の確保																																							
	(略)	(略)																																							
264	<p>第2節 災害応急対策等に必要資機材及び人員の配備 (略)</p>	<p>第2節 災害応急対策等に必要資機材及び人員の配備 (略)</p>	<p>2. 碧南市各部署における活動の反映等</p>																																						
266	<p>3 鉄道事業会社における措置 (略)</p> <p>(1) 応急復旧用資機材・機器の所在を確認するとともに、関係者の手持ち資料、機器についてもその所在を確認する。</p> <p>(2) 必要によりあらかじめ定めてある要員により応急復旧体制をとる。</p> <p>4 中部電力株式会社における措置</p>	<p>3 鉄道事業会社における措置 (略)</p> <p>(1) 応急復旧用資機材・機器の所在等確認 応急復旧用資機材・機器の所在を確認するとともに、関係者の手持ち資料、機器についてもその所在を確認する。</p> <p>(2) 応急復旧体制の確立 必要によりあらかじめ定めてある要員により応急復旧体制をとる。</p> <p>4 中部電力株式会社、株式会社JERAにおける措置</p>	<p>(表記の整理)</p> <p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p>																																						

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和2年2月修正)	改正後(令和3年2月修正)	改正理由
266	<p>中部電力株式会社は、東海地震注意情報が発表された場合、社内に<u>地震警戒体制</u>を発令し、<u>地震災害警戒本部</u>を設置して、次の措置を講ずる。</p> <p>(1) <u>車両等を整備・確保して応急出動に備えるとともに、手持資機材の数量確認及び緊急確保に努める。また、発災後、復旧資機材が不足する場合、他事業場へ融通を依頼する。</u></p> <p>(2) <u>あらかじめ定めた連絡ルート(「第3編第14章第1節」を参照)により、対策要員を動員し確保に努める。また、発災後、復旧要員を確保するとともに、請負工事会社及び他事業場への応援を依頼する。</u></p> <p>5 ガス事業会社における措置 (略)</p> <p>(1) <u>車両等を整備・確保して応急出動に備えるとともに、備蓄資機材の数量確認及び緊急確保に努める。</u></p> <p>(2) <u>あらかじめ定めた連絡ルートにより、対策要員の確保に努める。</u></p> <p>6 電気通信事業者及び移動通信事業者における措置</p> <p>(1) <u>西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社及びソフトバンク株式会社は、東海地震注意情報を受けた場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、あらかじめ配備してある復旧用資機材、車両等の所在及び数量等の確認、広域応援計画に基づく必要な手配を実施するものとする。</u></p> <p>(2) <u>あらかじめ定めている要員により応急復旧体制をとる。</u></p> <p>7 日本赤十字社愛知県支部における措置</p>	<p>中部電力株式会社、<u>株式会社JERA</u>は、東海地震注意情報、<u>又は警戒宣言</u>が発表された場合、社内に<u>非常体制</u>を発令し、<u>非常災害対策本部</u>を設置して、次の措置を講ずる。</p> <p>(1) <u>車両・資機材等の整備・確保</u> <u>車両等を整備・確保して応急出動に備えるとともに、手持資機材の数量確認及び緊急確保に努める。また、発災後、復旧資機材が不足する場合、他事業場へ融通を依頼する。</u></p> <p>(2) <u>対策要員の確保</u> <u>あらかじめ定めた連絡ルート(「第3編第14章第1節」を参照)により、対策要員を動員し確保に努める。また、発災後、復旧要員を確保するとともに、請負工事会社及び他事業場への応援を依頼する。</u></p> <p>5 ガス事業会社における措置 (略)</p> <p>(1) <u>車両・資機材等の整備・確保</u> <u>車両等を整備・確保して応急出動に備えるとともに、備蓄資機材の数量確認及び緊急確保に努める。</u></p> <p>(2) <u>対策要員の確保</u> <u>あらかじめ定めた連絡ルートにより、対策要員の確保に努める。</u></p> <p>6 電気通信事業者及び移動通信事業者における措置</p> <p>(1) <u>復旧用資機材、車両等の確保等</u> <u>西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社及びソフトバンク株式会社は、東海地震注意情報を受けた場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、あらかじめ配備してある復旧用資機材、車両等の所在及び数量等の確認、広域応援計画に基づく必要な手配を実施するものとする。</u></p> <p>(2) <u>応急復旧体制の確立</u> <u>あらかじめ定めている要員により応急復旧体制をとる。</u></p> <p>7 日本赤十字社愛知県支部における措置(<u>救護班要員の確保、医療救護班の派遣準備、血液製剤の確保及び供給準備</u>)</p>	<p>(実施機関の追加及び表記の整理)</p> <p>2. 碧南市各部署における活動の反映等</p> <p>(表記の整理)</p>
267	<p>(略)</p> <p>8 独立行政法人国立病院機構の病院における措置 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>8 独立行政法人国立病院機構の病院における措置(<u>医療救護班等の準備体制の確立</u>)</p>	

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和2年2月修正)	改正後(令和3年2月修正)	改正理由																																																																								
268	<p>第4章 発災に備えた直前対策</p>	<p>第4章 発災に備えた直前対策</p>																																																																									
268	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="418 520 1329 1871"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">第1節 避難対策</td> <td>(市) 防災課、 経営企画課、 国保年金課、福祉課、 高齢介護課、健康課</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>県警察</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第四管区海上保安本部</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(市) こども課、 学校教育課</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2節 消防、浸水等対策</td> <td>(市) 防災課、 農業水産課、土木港湾課、 下水道課、消防署</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>水防上重要な施設の管理者</td> <td>2 その他管理者における措置</td> </tr> <tr> <td>第3節 社会秩序の維持対策</td> <td>県警察 第四管区海上保安本部 (市) 防災課</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第4節 道路交通対策</td> <td>県公安委員会 (市) 防災課、土木港湾 課、県公安委員会</td> <td>1 交通規制による道路交通の確保 2 警戒宣言時の交通規制等に関する 事前の情報提供及び運転者のと るべき措置の周知徹底</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第5節 鉄道</td> <td>(市) 防災課、 中部運輸局</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>衣浦臨海鉄道株式会社、 名古屋鉄道株式会社</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第6節 バス</td> <td>(市) 防災課、商工課、 中部運輸局 路線バス事業者</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第7節 海上交通</td> <td>(市) 防災課、土木港湾課、 第四管区海上保安本部</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>中部運輸局</td> <td>2 第四管区海上保安本部及び名古屋 海上保安部と協力の上、関係事業 者等へ応急措置の実施指導</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 避難対策	(市) 防災課、 経営企画課、 国保年金課、福祉課、 高齢介護課、健康課	(略)	県警察	(略)	第四管区海上保安本部	(略)		(市) こども課、 学校教育課	(略)	第2節 消防、浸水等対策	(市) 防災課、 農業水産課、土木港湾課、 下水道課、消防署	(略)	水防上重要な施設の管理者	2 その他管理者における措置	第3節 社会秩序の維持対策	県警察 第四管区海上保安本部 (市) 防災課	(略)	第4節 道路交通対策	県公安委員会 (市) 防災課、土木港湾 課、県公安委員会	1 交通規制による道路交通の確保 2 警戒宣言時の交通規制等に関する 事前の情報提供及び運転者のと るべき措置の周知徹底	第5節 鉄道	(市) 防災課、 中部運輸局	(略)	衣浦臨海鉄道株式会社、 名古屋鉄道株式会社	(略)	第6節 バス	(市) 防災課、商工課、 中部運輸局 路線バス事業者	(略)	第7節 海上交通	(市) 防災課、土木港湾課、 第四管区海上保安本部	(略)	中部運輸局	2 第四管区海上保安本部及び名古屋 海上保安部と協力の上、関係事業 者等へ応急措置の実施指導	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1504 520 2415 1871"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">第1節 避難対策</td> <td>(市) 本部班(防災課)、 広報班(経営企画課)、避 難所班(国保年金課)、福 祉班(福祉課)、要配慮者 支援班(高齢介護課)、第 1医療班(健康課)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>県警察</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第四管区海上保安本部</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(市) こども班(こども 課)、学校教育班(学校教 育課)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2節 消防、浸水等対策</td> <td>(市) 本部班(防災課)、 農水班(農業水産課)、土 木施設管理班(土木港湾 課)、下水道班(下水道 課)、 消防署</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>県警察 第四管区海上保安本部 (市) 本部班(防災課)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第4節 道路交通対策</td> <td>県公安委員会 (市) 本部班(防災課)、 土木施設管理班(土木港 湾課)、 県公安委員会</td> <td>1 県公安委員会における措置 2 道路管理者における措置</td> </tr> <tr> <td>第5節 鉄道</td> <td>(市) 本部班(防災課)、 中部運輸局</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>衣浦臨海鉄道株式会社、 名古屋鉄道株式会社</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第6節 バス</td> <td>(市) 本部班(防災課)、 供給班(商工課)、 中部運輸局 路線バス事業者</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第7節 海上交通</td> <td>(市) 本部班(防災課)、 土木施設管理班(土木港 湾課)、 第四管区海上保安本部</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>中部運輸局</td> <td>2 第四管区海上保安本部と協力の 上、関係事業者等へ応急措置の実施 指導</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 避難対策	(市) 本部班(防災課)、 広報班(経営企画課)、避 難所班(国保年金課)、福 祉班(福祉課)、要配慮者 支援班(高齢介護課)、第 1医療班(健康課)	(略)	県警察	(略)	第四管区海上保安本部	(略)		(市) こども班(こども 課)、学校教育班(学校教 育課)	(略)	第2節 消防、浸水等対策	(市) 本部班(防災課)、 農水班(農業水産課)、土 木施設管理班(土木港湾 課)、下水道班(下水道 課)、 消防署	(略)	県警察 第四管区海上保安本部 (市) 本部班(防災課)	(略)	第4節 道路交通対策	県公安委員会 (市) 本部班(防災課)、 土木施設管理班(土木港 湾課)、 県公安委員会	1 県公安委員会における措置 2 道路管理者における措置	第5節 鉄道	(市) 本部班(防災課)、 中部運輸局	(略)		衣浦臨海鉄道株式会社、 名古屋鉄道株式会社	(略)	第6節 バス	(市) 本部班(防災課)、 供給班(商工課)、 中部運輸局 路線バス事業者	(略)	第7節 海上交通	(市) 本部班(防災課)、 土木施設管理班(土木港 湾課)、 第四管区海上保安本部	(略)	中部運輸局	2 第四管区海上保安本部と協力の 上、関係事業者等へ応急措置の実施 指導	<p>2. 碧南市各部 局における活 動の反映等</p> <p>(表記の整理)</p>
区分	機関名	主な措置																																																																									
第1節 避難対策	(市) 防災課、 経営企画課、 国保年金課、福祉課、 高齢介護課、健康課	(略)																																																																									
	県警察	(略)																																																																									
	第四管区海上保安本部	(略)																																																																									
	(市) こども課、 学校教育課	(略)																																																																									
第2節 消防、浸水等対策	(市) 防災課、 農業水産課、土木港湾課、 下水道課、消防署	(略)																																																																									
	水防上重要な施設の管理者	2 その他管理者における措置																																																																									
第3節 社会秩序の維持対策	県警察 第四管区海上保安本部 (市) 防災課	(略)																																																																									
第4節 道路交通対策	県公安委員会 (市) 防災課、土木港湾 課、県公安委員会	1 交通規制による道路交通の確保 2 警戒宣言時の交通規制等に関する 事前の情報提供及び運転者のと るべき措置の周知徹底																																																																									
第5節 鉄道	(市) 防災課、 中部運輸局	(略)																																																																									
	衣浦臨海鉄道株式会社、 名古屋鉄道株式会社	(略)																																																																									
第6節 バス	(市) 防災課、商工課、 中部運輸局 路線バス事業者	(略)																																																																									
第7節 海上交通	(市) 防災課、土木港湾課、 第四管区海上保安本部	(略)																																																																									
	中部運輸局	2 第四管区海上保安本部及び名古屋 海上保安部と協力の上、関係事業 者等へ応急措置の実施指導																																																																									
区分	機関名	主な措置																																																																									
第1節 避難対策	(市) 本部班(防災課)、 広報班(経営企画課)、避 難所班(国保年金課)、福 祉班(福祉課)、要配慮者 支援班(高齢介護課)、第 1医療班(健康課)	(略)																																																																									
	県警察	(略)																																																																									
	第四管区海上保安本部	(略)																																																																									
	(市) こども班(こども 課)、学校教育班(学校教 育課)	(略)																																																																									
第2節 消防、浸水等対策	(市) 本部班(防災課)、 農水班(農業水産課)、土 木施設管理班(土木港湾 課)、下水道班(下水道 課)、 消防署	(略)																																																																									
	県警察 第四管区海上保安本部 (市) 本部班(防災課)	(略)																																																																									
第4節 道路交通対策	県公安委員会 (市) 本部班(防災課)、 土木施設管理班(土木港 湾課)、 県公安委員会	1 県公安委員会における措置 2 道路管理者における措置																																																																									
第5節 鉄道	(市) 本部班(防災課)、 中部運輸局	(略)																																																																									
	衣浦臨海鉄道株式会社、 名古屋鉄道株式会社	(略)																																																																									
第6節 バス	(市) 本部班(防災課)、 供給班(商工課)、 中部運輸局 路線バス事業者	(略)																																																																									
第7節 海上交通	(市) 本部班(防災課)、 土木施設管理班(土木港 湾課)、 第四管区海上保安本部	(略)																																																																									
	中部運輸局	2 第四管区海上保安本部と協力の 上、関係事業者等へ応急措置の実施 指導																																																																									
269																																																																											

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和2年2月修正)	改正後(令和3年2月修正)	改正理由																																				
269	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="418 342 647 646">第8節 飲料水、電気、ガス、 通信及び放送関係</td> <td data-bbox="647 342 923 646">(市) 防災課、水道課 中部電力株式会社 (追加) 都市ガス事業会社 一般社団法人愛知県LP ガス協会 通信事業者 日本放送協会名古屋放送 局</td> <td data-bbox="923 342 1323 646">(略) (略) (略) (略) (略) (略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="418 646 647 779">第9節 生活必需品の確保</td> <td data-bbox="647 646 923 779">(市) 商工課</td> <td data-bbox="923 646 1323 779">(略) 1 (3) 各家庭における1週間分程度 の飲料水、食料等の備蓄につい ての周知徹底(平常時から)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="418 779 647 873">第10節 金融対策</td> <td data-bbox="647 779 923 873">(市) 会計課、 東海財務局、 日本銀行名古屋支店</td> <td data-bbox="923 779 1323 873">(略)</td> </tr> </table>	第8節 飲料水、電気、ガス、 通信及び放送関係	(市) 防災課、水道課 中部電力株式会社 (追加) 都市ガス事業会社 一般社団法人愛知県LP ガス協会 通信事業者 日本放送協会名古屋放送 局	(略) (略) (略) (略) (略) (略)	第9節 生活必需品の確保	(市) 商工課	(略) 1 (3) 各家庭における1週間分程度 の飲料水、食料等の備蓄につい ての周知徹底(平常時から)	第10節 金融対策	(市) 会計課、 東海財務局、 日本銀行名古屋支店	(略)	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1507 342 1736 646">第8節 飲料水、電気、ガス、 通信及び放送関係</td> <td data-bbox="1736 342 2012 646">(市) <u>本部班(防災課)、 水道班(水道課)</u> 中部電力株式会社 <u>株式会社JERA</u> 都市ガス事業会社 一般社団法人愛知県LP ガス協会 通信事業者 日本放送協会名古屋放送 局</td> <td data-bbox="2012 342 2412 646">(略) (略) (略) (略) (略) (略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1507 646 1736 779">第9節 生活必需品の確保</td> <td data-bbox="1736 646 2012 779">(市) <u>供給班(商工課)</u></td> <td data-bbox="2012 646 2412 779">(略) 1 (3) 各家庭に<u>対する周知</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1507 779 1736 873">第10節 金融対策</td> <td data-bbox="1736 779 2012 873">(市) <u>会計班(会計課)</u>、 東海財務局、 日本銀行名古屋支店</td> <td data-bbox="2012 779 2412 873">(略)</td> </tr> </table>	第8節 飲料水、電気、ガス、 通信及び放送関係	(市) <u>本部班(防災課)、 水道班(水道課)</u> 中部電力株式会社 <u>株式会社JERA</u> 都市ガス事業会社 一般社団法人愛知県LP ガス協会 通信事業者 日本放送協会名古屋放送 局	(略) (略) (略) (略) (略) (略)	第9節 生活必需品の確保	(市) <u>供給班(商工課)</u>	(略) 1 (3) 各家庭に <u>対する周知</u>	第10節 金融対策	(市) <u>会計班(会計課)</u> 、 東海財務局、 日本銀行名古屋支店	(略)	<p>1. 県の地域防 災計画の修正 の反映</p> <p>(実施機関の追 加)</p>																		
第8節 飲料水、電気、ガス、 通信及び放送関係	(市) 防災課、水道課 中部電力株式会社 (追加) 都市ガス事業会社 一般社団法人愛知県LP ガス協会 通信事業者 日本放送協会名古屋放送 局	(略) (略) (略) (略) (略) (略)																																					
第9節 生活必需品の確保	(市) 商工課	(略) 1 (3) 各家庭における1週間分程度 の飲料水、食料等の備蓄につい ての周知徹底(平常時から)																																					
第10節 金融対策	(市) 会計課、 東海財務局、 日本銀行名古屋支店	(略)																																					
第8節 飲料水、電気、ガス、 通信及び放送関係	(市) <u>本部班(防災課)、 水道班(水道課)</u> 中部電力株式会社 <u>株式会社JERA</u> 都市ガス事業会社 一般社団法人愛知県LP ガス協会 通信事業者 日本放送協会名古屋放送 局	(略) (略) (略) (略) (略) (略)																																					
第9節 生活必需品の確保	(市) <u>供給班(商工課)</u>	(略) 1 (3) 各家庭に <u>対する周知</u>																																					
第10節 金融対策	(市) <u>会計班(会計課)</u> 、 東海財務局、 日本銀行名古屋支店	(略)																																					
270	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="418 919 647 961">区 分</th> <th data-bbox="647 919 923 961">機 関 名</th> <th data-bbox="923 919 1323 961">主 な 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="418 961 647 1056">第11節 郵政事業対策</td> <td data-bbox="647 961 923 1056">(市) 防災課、 行政課 日本郵便株式会社</td> <td data-bbox="923 961 1323 1056">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="418 1056 647 1350">第12節 病院、診療所</td> <td data-bbox="647 1056 923 1350">(市) 防災課、 健康課、市民病院 診療所病院、診療所</td> <td data-bbox="923 1056 1323 1350">(略) 1 (2) 病院・診療所の原則、外来診療 中止 (警戒宣言発令) <u>ただし、耐震性 を有するなど安全性が確保されて いる場合は、診療継続可</u> 1 (3) 災害拠点病院の外来診療を原則 縮小(警戒宣言発令) <u>ただし、救急外来、投薬外来(簡 単な問診等での投薬外来)を除く</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="418 1350 647 1472">第13節 スーパー等</td> <td data-bbox="647 1350 923 1472">(市) 防災課、商工課 スーパー等</td> <td data-bbox="923 1350 1323 1472">1 <u>スーパー等は、原則、営業中止(警 戒宣言発令) ただし、耐震性を有す るなど安全性が確保されている場合 は、営業継続可</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="418 1472 647 1682">第14節 緊急輸送</td> <td data-bbox="647 1472 923 1682">(市) 防災課、土木港湾 課、行政課、資産活用課、 中部運輸局 第四管区海上保安本部</td> <td data-bbox="923 1472 1323 1682">(略) 2 <u>陸上又は海上緊急輸送要請に対す る関係協会・当該地域事業者との調 整による出動体制の整備指示</u> 3 <u>要請による人員、物資の海上緊急 輸送</u> (略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="418 1682 647 1803">第15節 警戒宣言発令時の帰 宅困難者・滞留旅客 対策</td> <td data-bbox="647 1682 923 1803">(市) 防災課 関係機関</td> <td data-bbox="923 1682 1323 1803">(略) (略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機 関 名	主 な 措 置	第11節 郵政事業対策	(市) 防災課、 行政課 日本郵便株式会社	(略)	第12節 病院、診療所	(市) 防災課、 健康課、市民病院 診療所病院、診療所	(略) 1 (2) 病院・診療所の原則、外来診療 中止 (警戒宣言発令) <u>ただし、耐震性 を有するなど安全性が確保されて いる場合は、診療継続可</u> 1 (3) 災害拠点病院の外来診療を原則 縮小(警戒宣言発令) <u>ただし、救急外来、投薬外来(簡 単な問診等での投薬外来)を除く</u>	第13節 スーパー等	(市) 防災課、商工課 スーパー等	1 <u>スーパー等は、原則、営業中止(警 戒宣言発令) ただし、耐震性を有す るなど安全性が確保されている場合 は、営業継続可</u>	第14節 緊急輸送	(市) 防災課、土木港湾 課、行政課、資産活用課、 中部運輸局 第四管区海上保安本部	(略) 2 <u>陸上又は海上緊急輸送要請に対す る関係協会・当該地域事業者との調 整による出動体制の整備指示</u> 3 <u>要請による人員、物資の海上緊急 輸送</u> (略)	第15節 警戒宣言発令時の帰 宅困難者・滞留旅客 対策	(市) 防災課 関係機関	(略) (略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1507 919 1736 961">区 分</th> <th data-bbox="1736 919 2012 961">機 関 名</th> <th data-bbox="2012 919 2412 961">主 な 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1507 961 1736 1056">第11節 郵政事業対策</td> <td data-bbox="1736 961 2012 1056">(市) <u>本部班(防災課)、 調達班(行政課)</u>、 日本郵便株式会社</td> <td data-bbox="2012 961 2412 1056">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1507 1056 1736 1350">第12節 病院、診療所</td> <td data-bbox="1736 1056 2012 1350">(市) <u>本部班(防災課)、 第1医療班(健康課)</u>、 市民病院 診療所病院、診療所</td> <td data-bbox="2012 1056 2412 1350">(略) 1 (2) 病院・診療所の原則、外来診療 中止 (警戒宣言発令) 1 (3) 災害拠点病院の外来診療を原則 縮小(警戒宣言発令)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1507 1350 1736 1444">第13節 スーパー等</td> <td data-bbox="1736 1350 2012 1444">(市) <u>本部班(防災課)、 供給班(商工課)</u>、 スーパー等</td> <td data-bbox="2012 1350 2412 1444">1 <u>スーパーマーケット等における措 置</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1507 1444 1736 1682">第14節 緊急輸送</td> <td data-bbox="1736 1444 2012 1682">(市) <u>本部班(防災課)、 土木施設管理班(土木港 湾課)、調達班(行政課、 資産活用課)</u>、 中部運輸局 第四管区海上保安本部</td> <td data-bbox="2012 1444 2412 1682">(略) 2 <u>中部運輸局における措置</u> 3 <u>第四管区海上保安部における措置</u> (略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1507 1682 1736 1803">第15節 警戒宣言発令時の帰 宅困難者・滞留旅客 対策</td> <td data-bbox="1736 1682 2012 1803">(市) <u>本部班(防災課)</u> 関係機関</td> <td data-bbox="2012 1682 2412 1803">(略) (略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機 関 名	主 な 措 置	第11節 郵政事業対策	(市) <u>本部班(防災課)、 調達班(行政課)</u> 、 日本郵便株式会社	(略)	第12節 病院、診療所	(市) <u>本部班(防災課)、 第1医療班(健康課)</u> 、 市民病院 診療所病院、診療所	(略) 1 (2) 病院・診療所の原則、外来診療 中止 (警戒宣言発令) 1 (3) 災害拠点病院の外来診療を原則 縮小(警戒宣言発令)	第13節 スーパー等	(市) <u>本部班(防災課)、 供給班(商工課)</u> 、 スーパー等	1 <u>スーパーマーケット等における措 置</u>	第14節 緊急輸送	(市) <u>本部班(防災課)、 土木施設管理班(土木港 湾課)、調達班(行政課、 資産活用課)</u> 、 中部運輸局 第四管区海上保安本部	(略) 2 <u>中部運輸局における措置</u> 3 <u>第四管区海上保安部における措置</u> (略)	第15節 警戒宣言発令時の帰 宅困難者・滞留旅客 対策	(市) <u>本部班(防災課)</u> 関係機関	(略) (略)	<p>2. 碧南市各部 局における活 動の反映等</p> <p>(表記の整理)</p>
区 分	機 関 名	主 な 措 置																																					
第11節 郵政事業対策	(市) 防災課、 行政課 日本郵便株式会社	(略)																																					
第12節 病院、診療所	(市) 防災課、 健康課、市民病院 診療所病院、診療所	(略) 1 (2) 病院・診療所の原則、外来診療 中止 (警戒宣言発令) <u>ただし、耐震性 を有するなど安全性が確保されて いる場合は、診療継続可</u> 1 (3) 災害拠点病院の外来診療を原則 縮小(警戒宣言発令) <u>ただし、救急外来、投薬外来(簡 単な問診等での投薬外来)を除く</u>																																					
第13節 スーパー等	(市) 防災課、商工課 スーパー等	1 <u>スーパー等は、原則、営業中止(警 戒宣言発令) ただし、耐震性を有す るなど安全性が確保されている場合 は、営業継続可</u>																																					
第14節 緊急輸送	(市) 防災課、土木港湾 課、行政課、資産活用課、 中部運輸局 第四管区海上保安本部	(略) 2 <u>陸上又は海上緊急輸送要請に対す る関係協会・当該地域事業者との調 整による出動体制の整備指示</u> 3 <u>要請による人員、物資の海上緊急 輸送</u> (略)																																					
第15節 警戒宣言発令時の帰 宅困難者・滞留旅客 対策	(市) 防災課 関係機関	(略) (略)																																					
区 分	機 関 名	主 な 措 置																																					
第11節 郵政事業対策	(市) <u>本部班(防災課)、 調達班(行政課)</u> 、 日本郵便株式会社	(略)																																					
第12節 病院、診療所	(市) <u>本部班(防災課)、 第1医療班(健康課)</u> 、 市民病院 診療所病院、診療所	(略) 1 (2) 病院・診療所の原則、外来診療 中止 (警戒宣言発令) 1 (3) 災害拠点病院の外来診療を原則 縮小(警戒宣言発令)																																					
第13節 スーパー等	(市) <u>本部班(防災課)、 供給班(商工課)</u> 、 スーパー等	1 <u>スーパーマーケット等における措 置</u>																																					
第14節 緊急輸送	(市) <u>本部班(防災課)、 土木施設管理班(土木港 湾課)、調達班(行政課、 資産活用課)</u> 、 中部運輸局 第四管区海上保安本部	(略) 2 <u>中部運輸局における措置</u> 3 <u>第四管区海上保安部における措置</u> (略)																																					
第15節 警戒宣言発令時の帰 宅困難者・滞留旅客 対策	(市) <u>本部班(防災課)</u> 関係機関	(略) (略)																																					

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和2年2月修正)	改正後(令和3年2月修正)	改正理由
276	<p>第5節 鉄道 (略)</p> <p>1 中部運輸局における措置 中部運輸局は、鉄道について、次の措置をとるものとする。</p> <p>(1) <u>東海地震注意情報が発表された段階から、各事業者がとる準備行動を支援する。</u></p> <p>(2) <u>警戒宣言発令時において、基本的に強化地域内へ進入する予定の列車は進入を禁止し、同地域内を運行中の列車は、最寄の安全な駅その他の場所まで安全な速度で運転して停車し待機させる。ただし震度6弱未満かつ津波等の被害の恐れがない地域における対応については、各事業者の策定した運行とする。</u></p>	<p>第5節 鉄道 (略)</p> <p>1 中部運輸局における措置 中部運輸局は、鉄道について、次の措置をとるものとする。</p> <p>(1) <u>各事業者がとる準備行動の支援(東海地震注意情報発表)</u> <u>東海地震注意情報が発表された段階から、各事業者がとる準備行動を支援する。</u></p> <p>(2) <u>列車の強化地域内進入禁止等(警戒宣言発令)</u> <u>警戒宣言発令時において、基本的に強化地域内へ進入する予定の列車は進入を禁止し、同地域内を運行中の列車は、最寄の安全な駅その他の場所まで安全な速度で運転して停車し待機させる。ただし震度6弱未満かつ津波等の被害の恐れがない地域における対応については、各事業者の策定した運行とする。</u></p>	<p>2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)</p>
277	<p>第6節 バス</p> <p>1 市における措置 (略)</p> <p>2 中部運輸局における措置 中部運輸局は、路線バス事業者に対し次の措置をとるものとする。</p> <p>(1) <u>東海地震注意情報が発表された段階から、乗客等に対し警戒宣言発令時の運行規制等の情報提供をするとともに、不要不急の旅行や出張等を控えるよう要請するよう指導する。</u></p> <p>(2) <u>警戒宣言発令時において、強化地域内における走行は極力抑制し、強化地域内への流入は極力制限する。また、走行路線に危険度が高いと予想される区間がある場合は、交通規制が実施される区間がある場合等における運行の停止その他運行上の措置をとる。</u></p>	<p>第6節 バス</p> <p>1 市における措置(<u>くるくるバスにおける措置</u>) (略)</p> <p>2 中部運輸局における措置 中部運輸局は、路線バス事業者に対し次の措置をとるものとする。</p> <p>(1) <u>乗客等に対する警戒宣言発令時の運行規制等情報の提供(東海地震注意情報発表)</u> <u>東海地震注意情報が発表された段階から、乗客等に対し警戒宣言発令時の運行規制等の情報提供をするとともに、不要不急の旅行や出張等を控えるよう要請するよう指導する。</u></p> <p>(2) <u>バスの強化地域内走行の極力抑制等(警戒宣言発令)</u> <u>警戒宣言発令時において、強化地域内における走行は極力抑制し、強化地域内への流入は極力制限する。また、走行路線に危険度が高いと予想される区間がある場合は、交通規制が実施される区間がある場合等における運行の停止その他運行上の措置をとる。</u></p>	<p>2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)</p>
278	<p>第7節 海上交通</p>	<p>第7節 海上交通</p>	<p>2. 碧南市各部署</p>

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和2年2月修正)	改正後(令和3年2月修正)	改正理由
278	<p>1 第四管区海上保安本部における措置 (略)</p> <p>(1) <u>津波による危険が予想される海域に係る港及び沿岸付近にある船舶に対し、港外、沖合等安全な海域への避難勧告を行うとともに、必要に応じ入港を制限し、又は港内に停泊中の船舶に対して移動を命じ若しくは荷役の中止を命ずる等、所要の措置をとる。</u></p> <p>(2) <u>港内、狭水道等船舶交通の混雑が予想される海域において、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。</u></p> <p>(3) <u>臨海施設等危険物を取り扱う施設については、危険物の排出等の事故を防止するため、必要な指導を行う。</u></p> <p>(4) <u>貯木場からの木材の流出による海上交通の阻害を防止するため、必要な指導を行う。</u></p>	<p>1 第四管区海上保安本部における措置 (略)</p> <p>(1) <u>津波による危険が予想される海域に係る港・沿岸付近の船舶に対する避難勧告及び必要に応じた入港制限等</u> <u>津波による危険が予想される海域に係る港及び沿岸付近にある船舶に対し、港外、沖合等安全な海域への避難勧告を行うとともに、必要に応じ入港を制限し、又は港内に停泊中の船舶に対して移動を命じ若しくは荷役の中止を命ずる等、所要の措置をとる。</u></p> <p>(2) <u>港内、狭水道等船舶交通の混雑が予想される海域にかかる船舶交通の整理・指導</u> <u>港内、狭水道等船舶交通の混雑が予想される海域において、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。</u></p> <p>(3) <u>臨海施設等危険物取扱施設に対する事故防止に係る指導</u> <u>臨海施設等危険物を取り扱う施設については、危険物の排出等の事故を防止するため、必要な指導を行う。</u></p> <p>(4) <u>貯木場からの木材流出防止の指導</u> <u>貯木場からの木材の流出による海上交通の阻害を防止するため、必要な指導を行う。</u></p>	<p>局における活動の反映等</p> <p>(表記の整理)</p>
278	<p>第8節 飲料水、電気、ガス、通信及び放送関係</p>	<p>第8節 飲料水、電気、ガス、通信及び放送関係</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p>
279	<p>2 中部電力株式会社における措置</p> <p>中部電力株式会社は、地震災害予防及び災害復旧にとって必要不可欠な条件となっている電力を円滑に供給するため、警戒宣言が発せられた場合等の地震防災応急対策として次の措置を講ずる。</p> <p>(1) <u>電力施設の予防措置</u> (略)</p>	<p>2 中部電力株式会社、<u>株式会社JERA</u>における措置</p> <p>中部電力株式会社、<u>株式会社JERA</u>は、地震災害予防及び災害復旧にとって必要不可欠な条件となっている電力を円滑に供給するため、警戒宣言が発せられた場合等の地震防災応急対策として次の措置を講ずる。</p> <p>(1) 電力施設の<u>特別巡視、特別点検等</u>の予防措置 (略)</p>	<p>(実施機関の追加)</p>
280	<p>(2) 電力の緊急融通 (略)</p> <p>(3) 安全広報 (略)</p> <p>3 都市ガス事業会社における措置 (略)</p> <p>(1) 供給の継続</p>	<p>(2) 電力の緊急融通<u>体制の確認</u> (略)</p> <p>(3) <u>電気の安全措置に関する広報</u> (略)</p> <p>3 都市ガス事業会社における措置 (略)</p> <p>(1) <u>ガス</u>供給の継続</p>	<p>2. 碧南市各部署における活動の反映等</p> <p>(表記の整理)</p>

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和2年2月修正)	改正後(令和3年2月修正)	改正理由
280	(略) (2) 安全広報	(略) (2) <u>ガスの安全広報</u>	
284	<p>第11節 郵政事業対策</p> <p>1 日本郵便株式会社における措置</p> <p>(1) <u>警戒宣言が発せられた場合は、その時点から郵便局における業務の取扱いを停止する。</u></p> <p>(2) <u>(1)により業務を停止し、又は事務の一部を取り扱うときは、強化地域内に所在する郵便局において、窓口取扱いを行う事務の種類及び取扱時間並びにその他必要な事項を局前等に掲示するものとする。</u></p> <p>(3) <u>警戒宣言が発せられた場合は、屋外で業務に従事している者は、原則として速やかに郵便局に戻るものとする。</u></p> <p>(4) <u>警戒宣言が発せられて、地方公共団体との防災に関する協定に基づき、郵便局が一時的避難場所として使用される場合には、避難者の安全確保に万全を期するものとし、その際、要配慮者に十分配慮する。</u></p>	<p>第11節 郵政事業対策</p> <p>1 日本郵便株式会社における措置</p> <p>(1) <u>業務の取扱い停止</u> <u>警戒宣言が発せられた場合は、その時点から郵便局における業務の取扱いを停止する。</u></p> <p>(2) <u>窓口取扱い事務の種類、取扱時間等の局前等掲示</u> <u>(1)により業務を停止し、又は事務の一部を取り扱うときは、強化地域内に所在する郵便局において、窓口取扱いを行う事務の種類及び取扱時間並びにその他必要な事項を局前等に掲示するものとする。</u></p> <p>(3) <u>屋外業務従事者の帰局</u> <u>警戒宣言が発せられた場合は、屋外で業務に従事している者は、原則として速やかに郵便局に戻るものとする。</u></p> <p>(4) <u>一時的避難場所として使用される場合、避難者の安全確保</u> <u>警戒宣言が発せられて、地方公共団体との防災に関する協定に基づき、郵便局が一時的避難場所として使用される場合には、避難者の安全確保に万全を期するものとし、その際、要配慮者に十分配慮する。</u></p>	<p>2. 碧南市各部署における活動の反映等</p> <p>(表記の整理)</p>
285	<p>第12節 病院、診療所</p> <p>1 病院、診療所における措置</p> <p>(1) <u>病院、診療所は、東海地震注意情報が発表された段階から、院内放送等により、医師等の職員、入院患者及び外来患者等に対し情報を伝達するとともに、被害の発生防止、医療機能の維持に努める。</u></p> <p>(2) <u>強化地域内の病院、診療所については、警戒宣言が発せられたときの外来診療を原則として中止するものとするが、耐震性を有するなど安全性が確保されている場合は、地域の医療を確保するため、診療を継続することができるものとする。</u></p>	<p>第12節 病院、診療所</p> <p>1 病院、診療所における措置</p> <p>(1) <u>院内放送等による職員、入院・外来患者等に対する情報提供等(東海地震注意情報発表)</u> <u>病院、診療所は、東海地震注意情報が発表された段階から、院内放送等により、医師等の職員、入院患者及び外来患者等に対し情報を伝達するとともに、被害の発生防止、医療機能の維持に努める。</u></p> <p>(2) <u>病院・診療所の原則、外来診療中止(警戒宣言発令)</u> <u>強化地域内の病院、診療所については、警戒宣言が発せられたときの外来診療を原則として中止するものとするが、耐震性を有するなど安全性が確保されている場合は、地域の医療を確保するため、診療を継続す</u></p>	<p>2. 碧南市各部署における活動の反映等</p> <p>(表記の整理)</p>

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和2年2月修正)	改正後(令和3年2月修正)	改正理由																								
285	(3) <u>災害拠点病院については、発災後の医療救護活動を確保するため、警戒宣言時の救急外来、投薬外来(簡単な問診等での投薬外来)を除き、外来診療を原則縮小する。</u>	<u>ることができるものとする。</u> (3) <u>災害拠点病院の外来診療を原則縮小(警戒宣言発令)</u> <u>災害拠点病院については、発災後の医療救護活動を確保するため、警戒宣言時の救急外来、投薬外来(簡単な問診等での投薬外来)を除き、外来診療を原則縮小する。</u>																									
285	<p>第14節 緊急輸送</p> <p>1 市及び関係機関における措置</p> <p>(1) <u>市及び関係機関は、地震防災応急対策のための緊急輸送あるいは発災後の緊急輸送等に備えて、緊急輸送用車両及びヘリポート等の確保を図るものとする。</u></p> <p>(2) <u>確保すべき車両の数量、及び確保先との連絡手段については、「第3編第8章第4節緊急輸送手段の確保」のとおりである。</u></p>	<p>第14節 緊急輸送</p> <p>1 市及び関係機関における措置</p> <p>(1) <u>緊急輸送等に備えた緊急輸送用車両及びヘリポート等の確保</u> <u>市及び関係機関は、地震防災応急対策のための緊急輸送あるいは発災後の緊急輸送等に備えて、緊急輸送用車両及びヘリポート等の確保を図るものとする。</u></p> <p>(2) <u>確保すべき車両の数量、及び確保先との連絡手段の事前決定</u> <u>確保すべき車両の数量、及び確保先との連絡手段については、「第3編第8章第4節緊急輸送手段の確保」のとおりである。</u></p>	<p>2. 碧南市各部署における活動の反映等</p> <p>(表記の整理)</p>																								
288	<p>第5章 市及び県が管理又は運営する施設に関する対策</p>	<p>第5章 市及び県が管理又は運営する施設に関する対策</p>																									
288	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="418 1360 1389 1787"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機 関 名</th> <th>主 な 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 道路</td> <td>(市) 防災課、土木港湾課</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2節 河川及び海岸</td> <td>(市) 防災課、農業水産課、土木港湾課</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第3節 港湾・漁港</td> <td>(市) 防災課、土木港湾課、農業水産課</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機 関 名	主 な 措 置	第1節 道路	(市) 防災課、土木港湾課	(略)	第2節 河川及び海岸	(市) 防災課、農業水産課、土木港湾課	(略)	第3節 港湾・漁港	(市) 防災課、土木港湾課、農業水産課	(略)	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1507 1360 2478 1787"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機 関 名</th> <th>主 な 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 道路</td> <td>(市) <u>本部班(防災課)、土木施設管理班(土木港湾課)</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2節 河川及び海岸</td> <td>(市) <u>本部班(防災課)、農水班(農業水産課)、土木施設管理班(土木港湾課)</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第3節 港湾・漁港</td> <td>(市) <u>本部班(防災課)、土木施設管理班(土木港湾課)、農水班(農業水産課)</u></td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機 関 名	主 な 措 置	第1節 道路	(市) <u>本部班(防災課)、土木施設管理班(土木港湾課)</u>	(略)	第2節 河川及び海岸	(市) <u>本部班(防災課)、農水班(農業水産課)、土木施設管理班(土木港湾課)</u>	(略)	第3節 港湾・漁港	(市) <u>本部班(防災課)、土木施設管理班(土木港湾課)、農水班(農業水産課)</u>	(略)	<p>2. 碧南市各部署における活動の反映等</p> <p>(表記の整理)</p>
区 分	機 関 名	主 な 措 置																									
第1節 道路	(市) 防災課、土木港湾課	(略)																									
第2節 河川及び海岸	(市) 防災課、農業水産課、土木港湾課	(略)																									
第3節 港湾・漁港	(市) 防災課、土木港湾課、農業水産課	(略)																									
区 分	機 関 名	主 な 措 置																									
第1節 道路	(市) <u>本部班(防災課)、土木施設管理班(土木港湾課)</u>	(略)																									
第2節 河川及び海岸	(市) <u>本部班(防災課)、農水班(農業水産課)、土木施設管理班(土木港湾課)</u>	(略)																									
第3節 港湾・漁港	(市) <u>本部班(防災課)、土木施設管理班(土木港湾課)、農水班(農業水産課)</u>	(略)																									

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和2年2月修正)	改正後(令和3年2月修正)	改正理由																		
288	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="418 342 635 1255">第4節 不特定かつ多数の者が出入りする施設</td> <td data-bbox="635 342 842 1255">(市)防災課、施設を管理する課</td> <td data-bbox="842 342 1391 1255">(略) 1 (1) 警戒宣言等の情報伝達及び退避等の措置 ア 東海地震に関連する調査情報(臨時)発表時 庁舎、市民が利用する施設においては、庁舎への来訪者、施設利用者に対する情報の伝達 イ 東海地震注意情報発表時 (イ) 庁舎 庁舎への来訪者に対する情報提供、警戒宣言発令時の交通機関運行停止の伝達、及び庁舎からの退避案内 (イ) 市民が利用する施設 施設利用者に対する情報提供、警戒宣言発令時の交通機関運行停止の伝達、退避誘導、及び施設等の閉館 ウ 警戒宣言発令時 (イ) 庁舎 来訪者に対する情報提供、庁舎からの退避誘導、及び窓口業務の停止 (イ) 市民が利用する施設 施設利用者に対する情報提供、施設からの退避誘導、及び施設等の閉館 1 (2) その他警戒宣言発令時等の措置 ア 施設の防火点検及び応急補修、設備備品等の転倒・落下防止措置 イ 出火防止措置 ウ 受水槽等への緊急貯水 エ 消防用設備の点検、整備と事前配備 オ 非常用発電装置の準備、水の緊急配備、コンピューター・システムなど重要資機材の点検等の体制 (追加)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="418 1255 635 1367">第5節 地震防災応急対策の実施上重要な建物に関する措置</td> <td data-bbox="635 1255 842 1367">(市)防災課 施設を管理する課</td> <td data-bbox="842 1255 1391 1367">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="418 1367 635 1451">第6節 工事中の建築物等に対する措置</td> <td data-bbox="635 1367 842 1451">(市)防災課 関係各課</td> <td data-bbox="842 1367 1391 1451">(略)</td> </tr> </table>	第4節 不特定かつ多数の者が出入りする施設	(市)防災課、施設を管理する課	(略) 1 (1) 警戒宣言等の情報伝達及び退避等の措置 ア 東海地震に関連する調査情報(臨時)発表時 庁舎、市民が利用する施設においては、庁舎への来訪者、施設利用者に対する情報の伝達 イ 東海地震注意情報発表時 (イ) 庁舎 庁舎への来訪者に対する情報提供、警戒宣言発令時の交通機関運行停止の伝達、及び庁舎からの退避案内 (イ) 市民が利用する施設 施設利用者に対する情報提供、警戒宣言発令時の交通機関運行停止の伝達、退避誘導、及び施設等の閉館 ウ 警戒宣言発令時 (イ) 庁舎 来訪者に対する情報提供、庁舎からの退避誘導、及び窓口業務の停止 (イ) 市民が利用する施設 施設利用者に対する情報提供、施設からの退避誘導、及び施設等の閉館 1 (2) その他警戒宣言発令時等の措置 ア 施設の防火点検及び応急補修、設備備品等の転倒・落下防止措置 イ 出火防止措置 ウ 受水槽等への緊急貯水 エ 消防用設備の点検、整備と事前配備 オ 非常用発電装置の準備、水の緊急配備、コンピューター・システムなど重要資機材の点検等の体制 (追加)	第5節 地震防災応急対策の実施上重要な建物に関する措置	(市)防災課 施設を管理する課	(略)	第6節 工事中の建築物等に対する措置	(市)防災課 関係各課	(略)	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1507 342 1724 1255">第4節 不特定かつ多数の者が出入りする施設</td> <td data-bbox="1724 342 1932 1255">(市)本部班(防災課)、施設を管理する課</td> <td data-bbox="1932 342 2481 1255">(略) 1 (1) 警戒宣言等の情報伝達及び退避等の措置 1 (2) その他警戒宣言発令時等の措置 2 保育所、幼稚園、学校 3 病院 4 社会福祉施設</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1507 1255 1724 1367">第5節 地震防災応急対策の実施上重要な建物に関する措置</td> <td data-bbox="1724 1255 1932 1367">(市)本部班(防災課)、施設を管理する課</td> <td data-bbox="1932 1255 2481 1367">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1507 1367 1724 1451">第6節 工事中の建築物等に対する措置</td> <td data-bbox="1724 1367 1932 1451">(市)本部班(防災課)、関係各課</td> <td data-bbox="1932 1367 2481 1451">(略)</td> </tr> </table>	第4節 不特定かつ多数の者が出入りする施設	(市)本部班(防災課)、施設を管理する課	(略) 1 (1) 警戒宣言等の情報伝達及び退避等の措置 1 (2) その他警戒宣言発令時等の措置 2 保育所、幼稚園、学校 3 病院 4 社会福祉施設	第5節 地震防災応急対策の実施上重要な建物に関する措置	(市)本部班(防災課)、施設を管理する課	(略)	第6節 工事中の建築物等に対する措置	(市)本部班(防災課)、関係各課	(略)	2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)
第4節 不特定かつ多数の者が出入りする施設	(市)防災課、施設を管理する課	(略) 1 (1) 警戒宣言等の情報伝達及び退避等の措置 ア 東海地震に関連する調査情報(臨時)発表時 庁舎、市民が利用する施設においては、庁舎への来訪者、施設利用者に対する情報の伝達 イ 東海地震注意情報発表時 (イ) 庁舎 庁舎への来訪者に対する情報提供、警戒宣言発令時の交通機関運行停止の伝達、及び庁舎からの退避案内 (イ) 市民が利用する施設 施設利用者に対する情報提供、警戒宣言発令時の交通機関運行停止の伝達、退避誘導、及び施設等の閉館 ウ 警戒宣言発令時 (イ) 庁舎 来訪者に対する情報提供、庁舎からの退避誘導、及び窓口業務の停止 (イ) 市民が利用する施設 施設利用者に対する情報提供、施設からの退避誘導、及び施設等の閉館 1 (2) その他警戒宣言発令時等の措置 ア 施設の防火点検及び応急補修、設備備品等の転倒・落下防止措置 イ 出火防止措置 ウ 受水槽等への緊急貯水 エ 消防用設備の点検、整備と事前配備 オ 非常用発電装置の準備、水の緊急配備、コンピューター・システムなど重要資機材の点検等の体制 (追加)																			
第5節 地震防災応急対策の実施上重要な建物に関する措置	(市)防災課 施設を管理する課	(略)																			
第6節 工事中の建築物等に対する措置	(市)防災課 関係各課	(略)																			
第4節 不特定かつ多数の者が出入りする施設	(市)本部班(防災課)、施設を管理する課	(略) 1 (1) 警戒宣言等の情報伝達及び退避等の措置 1 (2) その他警戒宣言発令時等の措置 2 保育所、幼稚園、学校 3 病院 4 社会福祉施設																			
第5節 地震防災応急対策の実施上重要な建物に関する措置	(市)本部班(防災課)、施設を管理する課	(略)																			
第6節 工事中の建築物等に対する措置	(市)本部班(防災課)、関係各課	(略)																			
288	第1節 道路 1 市における措置 (略)	第1節 道路 1 市における措置 (略)	2. 碧南市各部署における活動の反映等																		
289	(1) <u>道路情報板等を活用して、東海地震注意情報、東海地震予知情報、警戒宣言その他地震に関する情報及び運転手の取るべき措置を道路利用者に伝達する。</u> なお、東海地震に関連する調査情報(臨時)が発表された場	(1) <u>道路利用者に対する情報及び運転手の取るべき措置の伝達</u> <u>道路情報板等を活用して、東海地震注意情報、東海地震予知情報、警戒宣言その他地震に関する情報及び運転手の取るべき措置を道路利用</u>	(表記の整理)																		

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和2年2月修正)	改正後(令和3年2月修正)	改正理由
289	<p><u>合においても、道路情報板により、その内容を伝達するものとする。</u></p> <p>(2) <u>緊急輸送道路及び避難路として指定された路線並びに道路の損壊が想定される危険箇所を主体に巡視等を実施して、交通状況、工事中箇所、通行止め箇所を把握する。</u></p> <p>(3) <u>必要な安全対策を講じたうえで、原則として工事中の道路における工事の中断等の措置をとる。</u></p> <p>(4) <u>応急復旧資機材の保有状況について、情報収集・把握を行う。</u></p> <p>(5) <u>道路巡視及び災害復旧協議会等応急復旧協力業者に事前配備について連絡・確認を行う。</u></p> <p>(6) <u>市、その他関係機関と連携協力し、必要な措置を講ずる。</u></p> <p>(7) <u>地震が発生した場合、災害が発生する恐れのある区間内で、警戒宣言が発せられた場合に危険となる箇所は下記のとおりである。</u></p>	<p><u>者に伝達する。なお、東海地震に関連する調査情報(臨時)が発表された場合においても、道路情報板により、その内容を伝達するものとする。</u></p> <p>(2) <u>巡視等による交通状況、工事中箇所、通行止め箇所の把握</u> <u>緊急輸送道路及び避難路として指定された路線並びに道路の損壊が想定される危険箇所を主体に巡視等を実施して、交通状況、工事中箇所、通行止め箇所を把握する。</u></p> <p>(3) <u>工事の中断等</u> <u>必要な安全対策を講じたうえで、原則として工事中の道路における工事の中断等の措置をとる。</u></p> <p>(4) <u>応急復旧資機材保有状況の情報収集・把握</u> <u>応急復旧資機材の保有状況について、情報収集・把握を行う。</u></p> <p>(5) <u>道路巡視及び応急復旧作業の担当者に対する事前配備の連絡・確認</u> <u>道路巡視及び災害復旧協議会等応急復旧協力業者に事前配備について連絡・確認を行う。</u></p> <p>(6) <u>市、その他関係機関との連携協力による必要な措置</u> <u>市、その他関係機関と連携協力し、必要な措置を講ずる。</u></p> <p>(7) <u>警戒宣言発令時危険箇所</u> <u>地震が発生した場合、災害が発生する恐れのある区間内で、警戒宣言が発せられた場合に危険となる箇所は下記のとおりである。</u></p>	<p>2. 碧南市各部署における活動の反映等</p> <p>(表記の整理)</p>
290	<p>第3節 港湾・漁港</p> <p>1 港湾・漁港施設 (略)</p> <p>(1) <u>必要に応じて所管する施設の巡視・点検を行い、状況に応じて応急の措置をとる。また、工事中の箇所がある場合は、必要な安全対策を講じたうえで、原則として工事の中断等の措置をとる。</u></p> <p>(2) <u>特定の施設又は特定の者のみが利用している施設について、必要に応じて利用者に防災上必要な措置を要請する。</u></p> <p>(3) <u>津波の危険のある地区について、水門・閘門等の操作又は操作の準備のための配備を行う。</u></p>	<p>第3節 港湾・漁港</p> <p>1 港湾・漁港施設 (略)</p> <p>(1) <u>必要に応じた施設の巡視・点検及び工事中断等</u> <u>必要に応じて所管する施設の巡視・点検を行い、状況に応じて応急の措置をとる。また、工事中の箇所がある場合は、必要な安全対策を講じたうえで、原則として工事の中断等の措置をとる。</u></p> <p>(2) <u>特定の施設等における必要に応じた利用者に対する防災上必要な措置の要請</u> <u>特定の施設又は特定の者のみが利用している施設について、必要に応じて利用者に防災上必要な措置を要請する。</u></p> <p>(3) <u>津波の危険地区における水門・閘門等の操作又は操作準備のための配備</u></p>	<p>2. 碧南市各部署における活動の反映等</p> <p>(表記の整理)</p>

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和2年2月修正)	改正後(令和3年2月修正)	改正理由
290	(4) <u>応急復旧に必要なとなる、資機材の保有状況、事前配備についての確認・連絡を行う。</u>	<u>津波の危険のある地区について、水門・閘門等の操作又は操作の準備のための配備を行う。</u> (4) <u>応急復旧に必要な資機材保有状況、事前配備の確認・連絡</u> <u>応急復旧に必要なとなる、資機材の保有状況、事前配備についての確認・</u> <u>連絡を行う。</u>	(表記の整理)
291	(5) <u>関係機関と連携協力し、必要な措置を講ずる。</u>	(5) <u>関係機関との連携協力による必要な措置</u> <u>関係機関と連携協力し、必要な措置を講ずる。</u>	
291	<p>第4節 不特定かつ多数の者が出入りする施設 (略)</p> <p>1 一般的事項 (略)</p> <p>(2) その他の措置</p>	<p>第4節 不特定かつ多数の者が出入りする施設 (略)</p> <p>1 一般的事項 (略)</p> <p>(2) その他<u>警戒宣言発令時等</u>の措置</p>	<p>2. 碧南市各 局における活 動の反映等</p> <p>(表記の整理)</p>
292	<p>第5節 地震防災応急対策の実施上重要な建物に関する措置</p> <p>(1) <u>市の施設で、地震防災応急対策の実施上重要な建物となる施設の管理</u> <u>者は、「本編本章第4節の1」に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置</u> <u>をとるものとする。</u></p>	<p>第5節 地震防災応急対策の実施上重要な建物に関する措置</p> <p>(1) <u>施設管理者のとりべき措置</u> <u>市の施設で、地震防災応急対策の実施上重要な建物となる施設の管理</u> <u>者は、「本編本章 第4節の1」に掲げる措置をとるほか、次に掲げる</u> <u>措置をとるものとする。</u></p>	<p>2. 碧南市各 局における活 動の反映等</p>
293	<p>(略)</p> <p>(2) <u>市警戒本部の方面本部等が置かれる市の庁舎を管理する者(調達班)</u> <u>は、(1)に掲げる措置をとるほか、市警戒本部開設に必要な資機材の確保</u> <u>に協力する。また、緊急車両等の確保を行う。</u></p> <p>(3) <u>市が行う屋内避難に使用する建物の選定について、県有施設の活用も</u> <u>含め、選定する。</u></p> <p>(4) <u>市の防災計画が定める緊急避難場所(一時退避場所、火災時退避場所)</u> <u>又は応急救護所が置かれる学校等の管理者は、「本編本章第4節の2」に</u> <u>掲げる措置をとるとともに、緊急避難場所(一時退避場所、火災時退避場</u> <u>所)、避難所又は応急救護所の開設に必要な資器材の搬入、配備に協力す</u></p>	<p>(略)</p> <p>(2) <u>災害対策本部が置かれる施設の管理者のとりべき措置</u> <u>市警戒本部の方面本部等が置かれる市の庁舎を管理する者(調達班)</u> <u>は、(1)に掲げる措置をとるほか、市警戒本部開設に必要な資機材の確</u> <u>保に協力する。また、緊急車両等の確保を行う。</u></p> <p>(3) <u>屋内避難に使用する建物の選定</u> <u>市が行う屋内避難に使用する建物の選定について、県有施設の活用も</u> <u>含め、選定する。</u></p> <p>(4) <u>避難所が置かれる施設の管理者のとりべき措置</u> <u>市の防災計画が定める緊急避難場所(一時退避場所、火災時退避場所)</u> <u>又は応急救護所が置かれる学校等の管理者は、「本編本章第4節の2」</u> <u>に掲げる措置をとるとともに、緊急避難場所(一時退避場所、火災時退</u></p>	<p>(表記の整理)</p>

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和2年2月修正)	改正後(令和3年2月修正)	改正理由																		
293	<p><u>るものとする。</u></p>	<p><u>避場所)、避難所又は応急救護所の開設に必要な資器材の搬入、配備に協力するものとする。</u></p>																			
294	<p>第6章 他機関に対する応援要請</p>	<p>第6章 他機関に対する応援要請</p>																			
294	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="418 722 1323 953"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機 関 名</th> <th>主 な 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 防災関係機関に対する応援要請等</td> <td>(市) 防災課、経営企画課</td> <td>1 他の市町村に対する応援要請に係る事前の相互応援協定の締結</td> </tr> <tr> <td>第2節 自衛隊の地震防災派遣</td> <td>(市) 防災課、経営企画課</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機 関 名	主 な 措 置	第1節 防災関係機関に対する応援要請等	(市) 防災課、経営企画課	1 他の市町村に対する応援要請に係る事前の相互応援協定の締結	第2節 自衛隊の地震防災派遣	(市) 防災課、経営企画課	(略)	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1507 722 2412 974"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機 関 名</th> <th>主 な 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 防災関係機関に対する応援要請等</td> <td>(市) <u>本部班(防災課)、広報班(経営企画課)</u></td> <td><u>1 市における措置</u> <u>2 費用の負担方法</u></td> </tr> <tr> <td>第2節 自衛隊の地震防災派遣</td> <td>(市) <u>本部班(防災課)、広報班(経営企画課)</u></td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機 関 名	主 な 措 置	第1節 防災関係機関に対する応援要請等	(市) <u>本部班(防災課)、広報班(経営企画課)</u>	<u>1 市における措置</u> <u>2 費用の負担方法</u>	第2節 自衛隊の地震防災派遣	(市) <u>本部班(防災課)、広報班(経営企画課)</u>	(略)	<p>2. 碧南市各部署における活動の反映等</p> <p>(表記の整理)</p>
区 分	機 関 名	主 な 措 置																			
第1節 防災関係機関に対する応援要請等	(市) 防災課、経営企画課	1 他の市町村に対する応援要請に係る事前の相互応援協定の締結																			
第2節 自衛隊の地震防災派遣	(市) 防災課、経営企画課	(略)																			
区 分	機 関 名	主 な 措 置																			
第1節 防災関係機関に対する応援要請等	(市) <u>本部班(防災課)、広報班(経営企画課)</u>	<u>1 市における措置</u> <u>2 費用の負担方法</u>																			
第2節 自衛隊の地震防災派遣	(市) <u>本部班(防災課)、広報班(経営企画課)</u>	(略)																			
296	<p>第7章 市民のとりべき措置</p>	<p>第7章 市民のとりべき措置</p>																			
296	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="418 1220 1374 1472"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機 関 名</th> <th>主 な 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 家庭においてとるべき措置</td> <td>(市) 防災課</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2節 職場においてとるべき措置</td> <td>(市) 防災課</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機 関 名	主 な 措 置	第1節 家庭においてとるべき措置	(市) 防災課	(略)	第2節 職場においてとるべき措置	(市) 防災課	(略)	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1507 1220 2460 1472"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機 関 名</th> <th>主 な 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 家庭においてとるべき措置</td> <td>(市) <u>本部班(防災課)</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2節 職場においてとるべき措置</td> <td>(市) <u>本部班(防災課)</u></td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機 関 名	主 な 措 置	第1節 家庭においてとるべき措置	(市) <u>本部班(防災課)</u>	(略)	第2節 職場においてとるべき措置	(市) <u>本部班(防災課)</u>	(略)	<p>2. 碧南市各部署における活動の反映等</p> <p>(表記の整理)</p>
区 分	機 関 名	主 な 措 置																			
第1節 家庭においてとるべき措置	(市) 防災課	(略)																			
第2節 職場においてとるべき措置	(市) 防災課	(略)																			
区 分	機 関 名	主 な 措 置																			
第1節 家庭においてとるべき措置	(市) <u>本部班(防災課)</u>	(略)																			
第2節 職場においてとるべき措置	(市) <u>本部班(防災課)</u>	(略)																			
296	<p>第1節 家庭においてとるべき措置</p> <p>(1) <u>テレビやラジオのスイッチは常に入れ、正確な情報をつかむこと。また、市役所や消防署、警察署などからの情報に注意するものとする。</u></p> <p>(2) <u>警戒宣言が発せられた場合には、津波危険予想地域、がけ地崩壊危険地域など避難対象地区内の居住者等にあつては、市の指示に従い、指定された避難場所へすみやかに避難するものとする。避難対象地区以外の居住</u></p>	<p>第1節 家庭においてとるべき措置</p> <p>(1) <u>正確な情報の収集</u> <u>テレビやラジオのスイッチは常に入れ、正確な情報をつかむこと。また、市役所や消防署、警察署などからの情報に注意するものとする。</u></p> <p>(2) <u>警戒宣言発令時にかかる市の指示に従った避難</u> <u>警戒宣言が発せられた場合には、津波危険予想地域、がけ地崩壊危険地域など避難対象地区内の居住者等にあつては、市の指示に従い、指定</u></p>	<p>2. 碧南市各部署における活動の反映等</p> <p>(表記の整理)</p>																		

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和2年2月修正)	改正後(令和3年2月修正)	改正理由
296 297	<p>者等は、耐震性が確保された自宅や庭、自宅付近の広場、空き地等での待機等安全な場所で行動するものとする。また、このため、あらかじめ自宅の耐震点検等を行い、その耐震性を十分把握しておくものとする。なお、各家庭で食料、生活用品や、屋外での避難・待機等に備えた防寒具、雨具等を準備するものとする。</p> <p>(3) 警戒宣言が発せられたとき、家にいる人で家庭の防災会議を開き、仕事の分担と段取りを決めて、すぐに取りかかるものとする。</p> <p>(4) とりあえず、身の安全を確保することができる場所を確保し、家具等の転倒防止やガラスの飛散防止措置を確認するものとする。</p> <p>(5) 火の使用は自粛するものとする。(止むを得ず使用するときは、火のそばから離れないこと)。</p> <p>(6) 灯油等危険物やLP ガスの安全措置をとるものとする。</p> <p>(7) 消火器やバケツ等の消火用具の準備、確認を行うとともに、緊急用の水をバケツや風呂桶等に貯めておくものとする。</p> <p>(8) 身軽で安全な服装(長袖、長ズボン)に着替える(底の厚い靴も用意すること)。</p> <p>(9) 水、食糧、携帯ラジオ、懐中電燈、医薬品、着替え等の非常持出品及び救助用具の用意を確認するものとする。</p> <p>(10) 万一のときの脱出口を確保するものとする。また、災害が大きかった場合に備えて避難場所や避難路等を確認し、家族全員が知っておく。</p> <p>(11) 自主防災会は情報収集伝達体制を確保するものとする。</p> <p>(12) 各地区(連絡委員、役員等)は、住民の避難誘導を行う体制をとる。避難に先立って、避難する人数の確認、介護の必要な病人、老人、障害者等の状況を把握し、避難にあたっては、連絡委員、役員等で補助・介護して避難する。</p>	<p>された避難場所へすみやかに避難するものとする。避難対象地区以外の居住者等は、耐震性が確保された自宅や庭、自宅付近の広場、空き地等での待機等安全な場所で行動するものとする。また、このため、あらかじめ自宅の耐震点検等を行い、その耐震性を十分把握しておくものとする。なお、各家庭で食料、生活用品や、屋外での避難・待機等に備えた防寒具、雨具等を準備するものとする。</p> <p>(3) 警戒宣言発令時の家庭における役割分担・段取りの決定及び実施 警戒宣言が発せられたとき、家にいる人で家庭の防災会議を開き、仕事の分担と段取りを決めて、すぐに取りかかるものとする。</p> <p>(4) 身の安全を確保することができる場所の確保 とりあえず、身の安全を確保することができる場所を確保し、家具等の転倒防止やガラスの飛散防止措置を確認するものとする。</p> <p>(5) 火の使用の自粛 火の使用は自粛するものとする。(止むを得ず使用するときは、火のそばから離れないこと)。</p> <p>(6) 灯油等危険物やLP ガスの安全措置 灯油等危険物やLP ガスの安全措置をとるものとする。</p> <p>(7) 消火用具の準備・確認、及び緊急用の水の確保 消火器やバケツ等の消火用具の準備、確認を行うとともに、緊急用の水をバケツや風呂 桶等に貯めておくものとする。</p> <p>(8) 身軽で安全な服装へ着替え 身軽で安全な服装(長袖、長ズボン)に着替える(底の厚い靴も用意すること)。</p> <p>(9) 非常持出品及び救助用具の用意・確認 水、食糧、携帯ラジオ、懐中電燈、医薬品、着替え等の非常持出品及び救助用具の用意を確認するものとする。</p> <p>(10) 脱出口の確保、及び避難場所・避難路等の確認 万一のときの脱出口を確保するものとする。また、災害が大きかった場合に備えて避難場所や避難路等を確認し、家族全員が知っておく。</p> <p>(11) 自主防災組織にかかる情報収集伝達体制の確保 自主防災会は情報収集伝達体制を確保するものとする。</p> <p>(12) 地区(連絡委員、役員)は避難誘導を行う体制をとる 各地区(連絡委員、役員等)は、住民の避難誘導を行う体制をとる。避難に先立って、避難する人数の確認、介護の必要な病人、老人、障害者等の状況を把握し、避難にあたっては、連絡委員、役員等で補助・</p>	<p>2. 碧南市各部署における活動の反映等</p> <p>(表記の整理)</p>

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和2年2月修正)	改正後(令和3年2月修正)	改正理由
297	(13) <u>自動車や電話の使用は自粛するものとする。</u>	<u>介護して避難する。</u> (13) <u>自動車や電話の使用自粛</u> <u>自動車や電話の使用は自粛するものとする。</u>	
297	第2節 職場においてとるべき措置	第2節 職場においてとるべき措置	2. 碧南市各部署における活動の反映等
298	(1) <u>防火管理者、保安責任者などを中心に、職場の防災会議を開き、分担に従い、できるかぎりの措置をとるものとする。</u> (2) <u>とりあえず、身の安全を確保することのできる場所を確保し、ロッカー一等の転倒防止措置やガラスの飛散防止措置を確認するものとする。</u> (3) <u>火の使用は自粛するものとする。</u> (4) <u>消防計画、予防規程などに基づき、危険物の保安に注意し、危険箇所を点検するものとする。</u> (5) <u>職場の自衛消防組織の出動体制を整備するものとする。</u> (6) <u>重要書類等の非常持出品を確認するものとする。</u> (7) <u>職場の条件と状況に応じ、安全な場所で待機するものとする。</u> (8) <u>不特定多数かつ多数の者が出入りする職場では、入場者の安全確保を第一に考えるものとする。</u> (9) <u>正確な情報をつかむとともに、その情報を職場にいる者全員にすばやく伝達するものとする。</u> (10) <u>近くの職場同士で協力し合うものとする。</u> (11) <u>マイカーによる出勤、帰宅等は自粛する。また、危険物車両等の運行は自粛するものとする</u>	(1) <u>防火管理者、保安責任者などを中心とした役割分担の決定及び実施</u> <u>防火管理者、保安責任者などを中心に、職場の防災会議を開き、分担に従い、できるかぎりの措置をとるものとする。</u> (2) <u>身の安全を確保できる場所の確保</u> <u>とりあえず、身の安全を確保することのできる場所を確保し、ロッカー一等の転倒防止措置やガラスの飛散防止措置を確認するものとする。</u> (3) <u>火の使用の自粛</u> <u>火の使用は自粛するものとする。</u> (4) <u>消防計画、予防規程などに基づく危険箇所の点検</u> <u>消防計画、予防規程などに基づき、危険物の保安に注意し、危険箇所を点検するものとする。</u> (5) <u>職場の自衛消防組織の出動体制の整備</u> <u>職場の自衛消防組織の出動体制を整備するものとする。</u> (6) <u>重要書類等、非常持出品の確認</u> <u>重要書類等の非常持出品を確認するものとする。</u> (7) <u>職場の条件等に応じた安全な場所での待機</u> <u>職場の条件と状況に応じ、安全な場所で待機するものとする。</u> (8) <u>不特定多数かつ多数の者が出入りする職場の場合、入場者の安全確保</u> <u>不特定多数かつ多数の者が出入りする職場では、入場者の安全確保を第一に考えるものとする。</u> (9) <u>正確な情報の把握及び職場内の伝達</u> <u>正確な情報をつかむとともに、その情報を職場にいる者全員にすばやく伝達するものとする。</u> (10) <u>近くの職場同士の協力</u> <u>近くの職場同士で協力し合うものとする。</u> (11) <u>マイカーによる出勤・帰宅等の自粛、及び危険物車両等の運行の自粛</u> <u>マイカーによる出勤、帰宅等は自粛する。また、危険物車両等の運</u>	(表記の整理)

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和2年2月修正)	改正後(令和3年2月修正)	改正理由
298	<p>(12) <u>漁船所有者等は、漁具等の流出防止措置、漁船等の指定された水域への避難等を開始する。漁船等が定められた水域へ避難する場合は、第四管区海上保安本部又は漁業協同組合の指示に従って行う。</u></p>	<p><u>行は自粛するものとする。</u> (12) <u>漁船所有者の流出防止措置</u> <u>漁船所有者等は、漁具等の流出防止措置、漁船等の指定された水域への避難等を開始する。漁船等が定められた水域へ避難する場合は、第四管区海上保安本部又は漁業協同組合の指示に従って行う。</u></p>	(表記の整理)